# 目 次

# ○第1号(6月9日)

議事日程 第1号······1
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
説明のため出席した者
事務局職員出席者
開会・開議
日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期決定について
日程第 3 諸般の報告について····································
村長挨拶並びに提出議案の概要説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
動議の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第 4 一般質問について
◇小山久利君
◇南 千晴君····································
◇柗井保夫君
日程第5 陳情について47
散 会
○第2号(6月10日)
議事日程 第2号······49
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
出席議員······5 C
欠席議員······5 C
説明のため出席した者······5 C
事務局職員出席者······5 C
開 議
日程第 1 会議録署名議員の指名について······5 1
日程第 2 一般質問について
◇早坂 通君

•	◇栁	田キ	・ミ子君…			6 5
•	◇松	畄	稳君			7 6
散	会					9 0
○第	3 5	를 (	6月18	3日)		
議事	日程	第	第3号			9 1
本日	の会	議に	付した事	件		9 1
出席	議員					9 2
欠席	議員					9 2
説明	のた	め出	は席した者	<del>.</del>		9 2
事務	局職	員出	は席者⋯⋯			9 2
開	議					93
日程	第	1	会議録署	名議員	の指名について	93
日程	第	2	諮問第	3号	人権擁護委員候補者の推薦について	93
日程	第	3	承認第	2号	専決処分の承認について(榛東村税条例等の一部を	
					改正する条例)	9 4
日程	第	4	議案第4	3号	村長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 7
日程	第	5	議案第4	4号	平成27年度榛東村一般会計補正予算(第1号)10	ОС
日程	第	6	議案第4	5号	平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予	
					算(第1号)10	0 9
日程	第	7	議案第4	6号	平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正	
					予算 (第1号)	1 0
日程	第	8	議案第4	7号	平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算	
					(第1号)	1 2
日程	第	9	議案第4	8号	平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1	
					号)	1 4
日程	第1	0	報告第	2号	平成26年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書	
					について	1 5
日程	第1	1	報告第	3号	平成26年度榛東村一般会計事故繰越し繰越計算書	
					について	1 6
日程	第1	2	報告第	4号	秦東村土地開発公社の経営状況報告について1	1 8
日程	第1	3	陳情につ	いて・・		2 0
日程	第1	4	総務産業	建設常	で 任委員会の閉会中の継続調査について	2 2

日程第15	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	12	3
日程第16	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	12	3
日程第17	議員派遣について	12	3
議長挨拶		12	3
閉 会		1 2	4

# 平成27年第2回

# 榛東村議会定例会会議録

第 1 号

6月9日 (火)

# 平成27年第2回榛東村議会定例会会議録第1号

# 平成27年6月9日(火曜日)

# 議事日程 第1号

平成27年6月9日(火曜日)午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

日程第 5 陳情について

# 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# 出席議員(13名)

1番高田清一君3番お井保夫君5番山口宗一君7番松岡 総コ10番柳田キミ子君12番昭勝君

 4番
 小山久利君

 6番
 小野関武利君

 8番
 南千晴君

 11番
 岩田好雄君

 13番
 早坂通君

清 水 健 一 君

2番

# 欠席議員(1名)

9番 松岡好雄君

金井佐則君

# 説明のため出席した者

14番

長 村 真 塩 卓 君 総務課長 新藤 彰君 基地 • 財政課長 清 村 昌 一 君 税務課長 岩 田 健 一 君 子育て・長寿 山本正子君 青 木 住民生活課長 繁君 支 援 課 長 小野関 産業振興課長 健康・保険課長 均君 久保田 邦 夫 君 上下水道課長 建設課長 久保田 勘 作 君 清 水 喜代志 君 教 育 長 会 計 課 長 小 山 美 子 君 阿佐見 純 君 生涯学習課長 学校教育課長 清 水 誠 治 君 清水義美君

#### 事務局職員出席者

事務局長 倉持直美 書 記 津久井久美

# ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長(金井佐則君) 皆さん、おはようございます。

平成27年第2回定例会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成27年第2回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用のところご参集をいただき、開会できますことに対し、心から御礼を申し上げます。

この5月に日本年金機構がサイバー攻撃を受け、大量の個人情報が流出した問題は、マイナンバー制度に対する国民の不安を大きく裏づけました。来年1月に運用が始まるマイナンバー制度は、税金や年金など、制度ごとに管理されている情報を全ての国民に割り当てた個人番号で一元化する制度です。政府は、預金口座や医療分野などへの運用を目指しています。ただ、今回のように情報が流出すれば、網羅する情報量が多いほど個人が特定され、悪用されるおそれが大きくなります。安易な拡大や国民の危険性を高めないよう、改めて制度のあり方や範囲を慎重に検討する必要があります。

行政事務の効率化に加え、社会保障や納税の公平性を確保する目的とされ、ことし10月から国民一人一人に12桁の番号を通知します。行政のメリットが大きいだけに、まだ運用が始まっていない段階ながら、政府は対象拡大に前のめりの姿勢を示しています。今国会では、脱税や生活保護の不正受給を防ぐためとして、2018年から任意で預金口座を対象とする法改正が審議中です。さらに戸籍やパスポートにも利用を広げるほか、別に設ける医療番号をマイナンバーと連動させる方針も明らかにしました。受診歴などがわかる仕組みにして医療費の抑制につなげるという、実現すれば行政が番号1つで所得から資産、健康状態に至るまで把握できる状態となります。

重要な年金情報の流出は、今後制度の拡大に伴い、究極なプライバシーがさらされる可能性も浮き 彫りにしました。政府は再発防止策をとり、導入を予定どおり進める構えですが、巧妙化するサイバ 一攻撃と防守はイタチごっこの状態であります。悪意を持つ管理者がかかわれば、完全に情報流出を 防ぐことは極めて難しいと思います。同様な制度を導入する米国や韓国でも被害が多発していると聞きます。

そもそも国による情報管理の拡大は、個人監視の懸念と無縁でありません。政府も当初、対象を社会保障と税、災害対策に限定すると説明していました。なし崩し的な拡大は許されません。制度の利点や安全性を強調するばかりでは、根強い不安は解消できません。政府は、制度のリスクを直視した上で国民に説明する責務があると思います。

それでは、本定例会につきましては、通告がありました6名の議員による一般質問や村長より送付があった人事案件、専決処分の同意、補正予算、請願・陳情が提出されております。議員各位におかれましては、円滑な議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第でございます。

今年もいよいよ梅雨時期になりました。これからしばらくうっとうしい日々が続くと思いますが、

議員各位におかれましては、健康に十分にご留意され、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

なお、本日、4年ぶりに真塩村政が誕生いたしました最初の定例会であります。後援会の皆様初め 大勢の方々の傍聴、大変ご苦労さまでございます。傍聴されます皆様方に申し上げますが、傍聴人心 得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから平成27年第2回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

本会期中、松岡好雄議員が病気療養のため欠席したいとの届け出がありました。これを許可いたしました。

本日の出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条の定足数の規定により達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のため出席を求めております管理職は全員 出席であります。

直ちに、お手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。

# ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(金井佐則君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

8番南千晴さん、10番柳田キミ子さんを本日の会議録署名議員に指名いたします。

# ◎日程第2 会期決定について

○議長(金井佐則君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から6月18日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの10日間と決定いたしました。

#### ◎日程第3 諸般の報告について

○議長(金井佐則君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され受理した議案6件、承認1件、諮問1件、報告3件、陳情2件であります。

次に、代表監査委員例月現金出納検査の結果に関する報告書が提出されております。その写しをお 手元に配付しておりますので、ご高覧をお願いいたします。

# ◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長(金井佐則君) ここで村長より、挨拶並びに本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

[「議長、ちょっとその前にいいですか」の声あり]

○議長(金井佐則君) 暫時休憩いたします。

午前9時8分休憩

\_\_\_\_\_

午前9時13分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。

ここで、村長より挨拶並びに本定例会のおける提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩卓村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長(真塩 卓君) 改めまして、おはようございます。

平成27年第2回の定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

水無月を迎えまして、村内では水田での農作業が活発に行われております。議員各位におかれましては、公私ともご多用のところご出席を賜り、ここに定例会の開催ができますことに厚く心より御礼申し上げます。

私は、去る4月26日の村長選挙におきまして、村民の皆さんを初め各方面から力強いご支援を賜り、 村政を再び担当することとなりました。選挙期間中、多くの住民にお会いする機会がありました。選 挙の洗礼を受ける立場で、村民と直接触れ合い、生の声を聞いて、改めて政治を志すものと、自覚と 村民が何を求めているかを身にしみてひしひしと感じるとともに、村長の責務の重大さを痛感しております。

また、4年間の空白期間におきまして、一村民として外から眺めました。行政のあり方につきましても、透明性があり、かつ信頼される村にしていかなければならないと再認識したところでございます。

昨今の村を取り巻く状況は、自主財源の確保、少子高齢化対策、国の地方創生関連施設等への施策 等への対応、農業振興など、スピード感を持って解決しなければならない事案が多数ございます。これまで経験させていただきました2期8年間の村長としての経験、その反省を生かし、全力で村政運営に当たってまいりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

ここで、私が選挙の公約として掲げております政策について申し上げたいと思います。 初めに3つの重点施策について申し上げます。 1つが国保税を引き下げますということです。2つ目が給食費を順次引き下げますということでございます。3つ目が防犯灯と防犯カメラをふやします。この3つの重点施策、これについて、これらに附随した7つの施策について申し上げます。

1つ目が子供を育てるなら榛東村を目指します。2つ目が安心して暮らせるために福祉、医療、介護の充実を図ります。3つ目が子供からお年寄りの安全と見守りを強化いたします。4つ目が近隣市町村への10分移動構想で道路網の整備をいたします。5つ目が産業の振興を目指します。これについては、農業、商業、工業というものを含めた産業の振興を目指したい。6つ目が村民と協働によるむらづくりのために行政改革を進めてまいりたい。7つ目が信頼される榛東村を取り戻しますということでございます。

以上の施策について、第6次総合計画並びに行財政計画などとの整合性を図りつつ、最終的には議会のご理解をいただき、実現に向けて精魂を傾けたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本定例会におきましては、人事案件として、人権擁護委員候補者の推薦1件、専決処分として、榛東村税条例の一部を改正する条例の承認1件、条例改正として、村長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例1件、一般会計補正予算として、平成27年度榛東村一般会計補正予算(第1号)1件、特別会計補正予算として、平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を初めといたしまして4件、報告といたしまして、平成26年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書を初めとする報告関係3件をご提案させていただいております。

議員各位におかれましては、慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い 申し上げます。

以上、開会の挨拶とさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 村長より挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

# ◎動議の提出

○議長(金井佐則君) 日程第4、一般質問を行います。

[「議長、動議」の声あり]

- ○13番(早坂 通君) 学校給食センター長の中島課長が本議会に出席をしていないんですけれど も、その理由を議長、説明してください。
- ○議長(金井佐則君) ただいま動議が提出されました。
  - この動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(金井佐則君) 動議に対して賛同者がおりますので、この動議は成立いたします。 提案理由の説明を求めます。 挙手してください。

13番早坂通君。

- ○13番(早坂 通君) 学校給食センターの所長が本会議に出席をしていない理由はなぜか、ご説明を願います。
- ○議長(金井佐則君) 誰にですか。
- ○13番(早坂 通君) あれは、じゃ、議長が判断すればいいですよ。
- ○議長(金井佐則君) 議長は、議場において議員の質問に対しての答弁というのは好ましくないと 言われておりますので、答弁は私は控えさせていただきます。

#### 総務課長。

○総務課長(新藤 彰君) それでは、早坂議員さんのご質問でございますけれども、6月1日付の人事によりまして、中島課長については給食センターの所長ということで、これは学校教育課の課付の課長ということで辞令が出ておるわけでございます。そしてこの議会の出席上でいきますと、教育委員会の、学校については学校教育課長、清水課長がおりまして、その下の中の給食センターの課付ということでついているわけでございます。必要があります本会議については、議長からのまず出席要求があれば出られるわけなんですけれども、今回については議会からの出席要求が出されていないということで、出席していないと。

それで、以下全員が出ているということの表現については、出席要求された者については全員が出席しているということでご理解願いたいと思います。必要があれば出席要求をすれば出られるわけでございますけれども、今回についてはそういった形で、議会のほうで判断したんだろうということだと思います。

以上でございます。

- ○議長(金井佐則君) 13番。
- $\bigcirc$  13番(早坂 通君) まず1点、局長に聞きますけれども、今まで冒頭、私の記憶だと、出席要求をした課長全員云々というところが今まではちょっと違ったことを言っていたような記憶があるんだけれども、課長全員の出席を求めというふうに言っていたというふうに思うんだけれども、まずその辺がどうなのか、それが1点。

それと、課長付だから云々といっても、今まで、この前まで中島課長は総務付課長だった。でも本 会議に出席していた。この辺との合理的な整合性はどういうふうに考えているのか、その2点。まず 局長のほうから。

- ○議長(金井佐則君) 事務局長。
- ○事務局長(倉持直美君) 地方自治法121条に基づきまして、執行機関の出席を要求できるのは議長でございます、ご存じのとおり。この出席要求権は広義の事務整理権にも含まれております。議長は議決機関を代表して執行機関に対して要求するもので、法104条に基づき、議会代表権も同時に行

使することになります。したがって、個々の議員が執行機関に対し、出席要求をするものではござい ませんというものがうたってあります。

そしてまた、今回、議長において説明出席を求めなかったということでございまして、先ほどの課 長全員出席という文面は変えてございます。

以上です。

- ○13番(早坂 通君) もう1回、何、最後のところ。
- ○事務局長(倉持直美君) 今までは課長全員の出席という文面が確かにうたってありました。それを今回は説明をする管理職の出席は全員出席という文面に変えてございます。

以上です。

○総務課長(新藤 彰君) この課付の関係でございますけれども、議案によっていろいろあると思いますけれども、過去の例を1つちょっと申し上げますと、私ごとになってしまうんですけれども、 吉岡の合併協議会に派遣されて行ったことがあります。そのとき財政の課付課長として出ていたわけなんですけれども、そのとき一切議会には出ておりません。それは財政課長が全部担当すると。その中で足り得るからということでございますので。

今回の案件についても、清水課長のところでですね、恐らく議会の判断とすれば、この案件、議案 については、学校教育課長で十分足り得るんだという認識のもとにこの出席要求をしていると思いま す。

以上でございます。

[発言する声あり]

○議長(金井佐則君) 待ってよ、動議はだめだよ。13番。

○13番(早坂 通君) さっき局長が言ったとおり、今までは課長全員の出席を求めてと言っているわけだよね。それを何で今回からその言い方を変えた。言い方を変えたというのは、中島課長の出席を求めなかったからだと思うんだよね。あえて変えたと思う。ただ、今まではそうやって、さっき総務課長が私も出ていなかったというけれども、今まで一貫して、昔の議事録にもそうなっていると思うよ、ずっと。課長全員の出席を求めてというふうになっていると思うよ。

そういうことを考えましたら、ちょっと丁寧語になりますけれども、そういうことを考えましたら、 以前、新藤課長はそういう立場で、課長付で出席しなかったといえども、榛東議会はそういう人、課 長以上の出席を求めるということで課長以上の出席を議長が求めていたはずなんです、ずっと。新藤 課長はそういう立場で出なかったという例もあるけれども。ただ、あのときはね、合併協議会という のは臨時に設けられた協議会だから。でも、給食センターというのはずっとあるわけですよ。だから、 新藤課長が出席をできなかったということは理由に、出席しなかったということは理由にならないし、 何で今まで、じゃ、課長全員に出席を求めるというふうに言ってきて、今回中島課長を呼ばなかった んで言い方を変えたんだと思う。なおかつ私が耳にしたところに、ちょっと議会とはずれるけれども、一つの参考として聞いてもらいたいんだけれども、課長会議にも出席をしないでもいいというふうに言われていると聞いたんだけれども。まさしくこれ差別じゃないの。

[「そうだ」の声あり]

○議長(金井佐則君) 傍聴人、静かにしてください。

[発言する声あり]

○議長(金井佐則君) 暫時休憩。

午前9時27分休憩

\_\_\_\_\_

午前9時27分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。

[「休憩」の声あり]

○議長(金井佐則君) 休憩。

午前9時27分休憩

午前9時31分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。

この動議は3名の賛成者がありましたので、成立いたしました。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(金井佐則君) 休憩。

午前9時31分休憩

午前9時38分再開

- ○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。
- ○13番(早坂 通君) それじゃですね、本会議に課長である給食センター長の中島課長が出席を していないはなぜか説明を求めたいというふうに思います。

[「提案理由になっていない」の声あり]

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明をしてくださいよ。

〔「だからおかしくなっちゃう」の声あり〕

○13番(早坂 通君) 給食センター長の中島課長は、今までの従来の榛東議会の運営の仕方からいえば出席するべきだと考えますが。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 3番柗井保夫君。
- ○3番(柗井保夫君) 今までの給食センターについては課長補佐ということで……
- ○議長(金井佐則君) 柗井君、提案者に質問するわけですよ。
- ○3番(柗井保夫君) 3番柗井です。
- ○議長(金井佐則君) 提案者に質問をしてください。
- ○3番(柗井保夫君) 今まで給食センターを学校教育課長が答弁されていて、そういう中で、やはり学校教育課長の、我々が言う職域の中で、それが確実にあって、いや、ないんだけれども、課長補佐だったから今までは学校教育課長が説明をしておったと、こういう物の考えでよろしいですね。
- ○議長(金井佐則君) 13番。
- ○13番(早坂 通君) その辺のところは私は定かではないんですけれども、要は、私の経験だと、 以前に学校給食センターの所長として○○○○○さんという方がいました。この方は本会議に出席 していました。私が給食センターの問題で質問したことがありますので、はっきり記憶にあるから、 本人に確認をしました。そうしたら、やっぱり課長職であったので出席していましたということでした。学校教育云々というのは私にはちょっとわからないところですけれども。
- ○議長(金井佐則君) 3番。
- ○3番(柗井保夫君) これは執行側に意見として求めてもよろしいですか、学校教育課長。
- ○議長(金井佐則君) あくまでも質疑ですので、提案者に質疑をしてください。
- ○3番(柗井保夫君) 事務局長、よろしいんじゃないですか、これ。
- ○議長(金井佐則君) それは質問じゃないんだから。
- ○3番(柗井保夫君) 今の同じ質問の答えを聞きたいと思いますよ。
- ○議長(金井佐則君) 提案理由に対しての質疑ですから。提案理由の質疑です、あくまでも。
- ○3番(柗井保夫君) いや、私の認識では、執行側から答えを求めてもいいという認識でおるんですけれども。
- ○議長(金井佐則君) いや、動議は違います。
- ○3番(柗井保夫君) わかりました。
- ○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長(金井佐則君) 動議でありますので、討論を行います。

まず反対討論ございますか。ないですか。

〔発言する声なし〕

○議長(金井佐則君) なければ、なしと認め、賛成討論を行います。

賛成討論ございますか。

- 3番柗井保夫君。
- ○3番(柗井保夫君) 3番柗井です。

基本的には今まで総務課の課長付課長でおって、何回もこの定例会にも臨時会にも出てきておった 課長でございますので、やはり課長なんですね。いえば、やはりこの議会に当然参加していいものだ と。いろいろなミスで参加できないのか、この辺も含めまして、この動議については賛成をさせてい ただきます。

○議長(金井佐則君) ほかに討論ございますか。ないですか。

[発言する声なし]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

この動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(金井佐則君) 賛成5名、反対7名。

よって、動議は否決されました。

# ◎日程第4 一般質問について

○議長(金井佐則君) 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届け出順といたします。質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者にお願いをいたします。時間に制約がございますので、質問に対し簡潔明瞭なご答弁 をお願いいたします。

質問順位1番小山久利君の質問を許可いたします。

4番小山久利君。

# 〔4番 小山久利君登壇〕

○4番(小山久利君) 皆さん、おはようございます。早朝よりご苦労さまでございます。 村内の田んぼもほとんど緑色が多く、田植えも大半が終息し、農家の方もほっとできる時期になり つつございます。

真塩村長におかれましては、さきに行われました村長選挙で見事に当選をされ、心よりお祝いとお 喜びを申し上げます。真塩村長は2期8年の村長経験と、その後、今回の選挙までの客観的な立場で の4年間、榛東村の村政を見詰めてきた経験等、村政にしっかり生かしていただき、よりよい榛東村 の発展のためにご尽力いただきたいと思います。 さて、選挙では、真塩卓の政策として、1つ、国保税を引き下げます、2つ、給食費を順次引き下げます、3つ、防犯灯と防犯カメラをふやしますと3つの大きな政策を掲げました。また、それに関連する7項目の政策を掲げました。今回この政策の実施の可能性について3項目を確認させていただきたく、質問させていただきます。真塩村長には、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

以降は自席に戻り質問させていただきます。

○議長(金井佐則君) 4番。

[4番 小山久利君発言]

○4番(小山久利君) まず最初に、国保税についてお尋ねいたします。

国保税につきましては、被保険者の高齢化や高度医療の普及による1人当たりの医療費の増加、一方、景気低迷等による被保険者1人当たりの所得額の減少などにより、その税収入は減少傾向等の理由で過去10年間で3回の引き上げが実施されています。最近では平成21年度に平均18%の引き上げがされ、直近では平成24年度の平均17%の引き上げが実施されております。被保険者の高齢化や高度医療の普及による1人当たりの医療費の増加、景気低迷等による被保険者1人当たりの所得額の減少などの状況に大きな変化はないと思いますが、このような状況で国保税の引き下げの確実な実施は可能なんですか、質問させていただきます。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 国保税につきましては、先ほど小山議員のほうから質問の中で話があったとおり、過去10年間において三度の国保引き上げが行われました。最近におかれましては、24年度に、これはたしか17%程度だと思うんですけれども、その引き上げが行われました。しかし、その後において、そのときに、これからもそうですけれども、国保審議会の中で協議してもらってあのような結果になったところです。そのときの審議会に諮る内容につきましても、ご存じのとおり、これからの高齢化、あるいは低所得化とか、そういうものを考えたときに引き上げざるを得ないということで諮問をしているということでございます。

しかし、その後において、そのときの内容、高齢の内容について、支払うべき国保税、これが思ったより伸びなかったと。言うなれば、みんな健康で相当いたということがありまして、税率改定後の平成24年度決算においても、ある程度の繰り越し、基金の積み立て等が行われております。この金額については今現在、たしか1億6,000万か7,000万になるかと思います。こういうものを平準化しながら、その原資として、これから引き下げを行っていきたいというように考えております。この引き下げにつきましても、国保運営協議会の諮問で検討していただくつもりでございますけれども、引き下げ改定は確実に実施をしていきたいというように考えております。

○議長(金井佐則君) 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番(小山久利君) 国民健康保険特別会計では、ここしばらく安定して推移していると報告がされておると思います。平成24年度の税率改正、またその後の収支状況等について、基金等も含めて説明をお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 小野関課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長(小野関 均君) それでは、国保の状況について説明をさせていただきます。 先ほどお話がありましたように、平成23年度、国保の状況は厳しいということで、24年度当初から の値上げを検討していただきまして、議会で条例改正をして平均17%の引き上げを実施をさせていた だきました。

その後の状況でございます。

実質、平成23年度につきまして、厳しい状況ということでお願いをしたわけですが、その年の決算につきましては、金額で述べさせていただきますが、平成23年度の歳入決算額は17億2,100万、それから歳出は16億300万、形式収支、単純な歳入歳出の差し引きでございますけれども、1億1,700万、単年度収支921万6,000ということで、この年、夏から秋にかけて急激な医療費の増高がありまして、基金残高も3万円というような状況になりまして、値上げを検討していただき、可決をいただいたということでございます。

その結果でございますが、平成24年度が歳入決算額18億500万、歳出決算額で16億9,600万、形式収支、単純な差し引きでは1億900万。単年度収支ということで、その年の前年度の繰越金等を入れない収支では817万の赤字でございましたが、実質単年度収支、これにつきましては、基金を積み立てた分も支出に入っておりますので、基金を単年度収支に足した分でございますけれども、単年度収支では6,182万8,000円という金額になっております。平成24年度に7,000万円の基金の積み立てが実施できております。

それから、平成25年度歳入決算額で17億4,700万、歳出決算額で15億6,100万、形式収支では1億8,500万円、単年度収支でも7,600万円、実質単年度収支では1億1,631万3,000円というふうに、経営的には黒字という状況でございます。平成25年度に基金の積み立てをいたしまして、トータルで1億1,000万円の基金が積み立てがされております。

それから、平成26年度の決算はまだ正式なものでございませんが、決算見込みということで、現在の時点での数字を報告させていただきます。歳入では、決算見込み額18億4,700万円、歳出で16億6,300万円、形式収支では1億8,368万円、単年度収支では221万2,000円の赤字というふうになっておりますけれども、26年度も基金積み立てを実施しておりまして、6,600万円ほど基金積み立てを実施しております。これを加えますと、実質単年度の収支では6,380万の黒字ということで、現在の基金残高は1億7,600万円の基金残高となっております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 4番。

#### 〔4番 小山久利君発言〕

○4番(小山久利君) 吉岡町におかれましては、本年度から国保税の引き下げを実施し、新聞等でもこの引き下げ率等について報道されました。村長は、現時点でどの程度の引き下げを予定しているのか、また、具体的な率等について説明をいただけますか。

○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

〇村長(真塩 卓君) 先ほど課長のほうから収支報告、それと26年度の予測というんですかね。これは5月31日に終了しましたので、これに対する数字等も申し上げたところでございます。それによりますと、約1億7,000万程度の基金がなるのかなというように思います。そういうことについても、先ほど来、小山議員のほうから質問がありましたとおり、率、あるいは額については、ここでまだ計算、私自身、計算できておりません。これは、1つは、先ほど来話しております国保運営協議会というものがございまして、そちらのほうからの1回目の承認を得ながらやっていかなければなりませんので、その点を含めて率、額を決めていきたいと。何といっても単年度、単年度においては、一番収支のバランスをとれる国保会計になるのが一番いいんじゃないかなというように私は思っています。しかし、それでも収支がどうしてもわからないというものが3月時点において、4月、5月の診療報酬、これがどのような状況でどんなことが出ているかわかんないために、これは、ずっと前からですけれども、4月、5月の支払いができなくなるんじゃ困るから、少し余裕を持った予算をしております。結果的にそういうものがなければ、それがその分だけ黒字になっていくというんですかね。そういうことですけれども、なるたけ収支バランスをとった国保会計をしていくのが正しいために、またリスト化、額については、ここではちょっと私自身もまだ持っておりませんので、ご理解願いたいというように思います。

○議長(金井佐則君) 4番。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番(小山久利君) わかりました。

次に、行政の透明性と節約についてお聞きいたします。

村長は公約の中で、行政の透明性と節約を掲げていました。具体的にはどのようなことなのかお話しいただけますか。

○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 透明性という質問でございますけれども、これも選挙中に公約施策の中に掲げさせてもらった問題でございます。これについては、何といってもこの4年間、私もですね、一村民として今までの状況等を把握というか、話を聞きまして、内容について、例えば太陽光とかそうい

うものについて、これは今のときですから、私は実際賛成であるというようなことをずっと言ってきました。しかし、その支出の仕方とかそういうものを含めて、私はその内容についてちょっと、これは4年間の話ですから、今の話ではございません。それらについてちょっと疑義があるということを感じさせてもらって、これは何といっても議会初め村民の皆さんにそういうことがわかるように、ほとんどの人たちが太陽光とかそういうものに対して反対する人はいないんじゃないかな。しかし、その実態についての収支とかそういうもの、あるいは契約も含めて、これはちゃんと透明性のあるものをしていかなければだめだということから、私はそれを透明性のあるものということを行政のほうから透明性のあるものをやりたいということで、公約の中に掲げさせてもらったところでございます。これからどんどんいろんな話が、これは質疑の中に出てくるかと思いますけれども、透明性について、以上のとおりです。

○議長(金井佐則君) 4番。

# [4番 小山久利君発言]

○4番(小山久利君) それでは、ちょっと中身のことについてお尋ねしたいんですが、ふるさと納税の関係なんですが、以前、議会で幾つか質問したことがあったんですが、明確な回答がいただけないところがあったり、いまだに理解できないところがございます。まだ村長も着任してから間もないわけですので、わかる範囲で結構ですんで、回答いただければと思います。

まずこの事業がスタートした時点で、ふるさと納税額を100とした場合、50がお礼品代、さとふるのホームページ手数料、送料、荷づくり手数料等で30%、残り20%が村への収入説明と受けました。また、事業がスタートしてからお礼品の規格等にばらつきがあると伺っています。特に米については、時期によって荷づくりや規格がまちまちで、30キロだったり15キロであったり、お礼品の返率が変わったと聞いています。また、しんとうワインについても、仕入れに値段がばらつきがあったと伺っております。

このように発送、規格や仕入れに値段の変更があって、村への歳入として20%が本当に確保できているのか。これまでさとふると納税の収入額の報告はされていますが、支出の部分での報告、また村の税収額等の報告はされていないと思い、質問を予定していたしんとう広報の5月号に若干収入と費用の内訳という簡単な円グラフで書かれておりました。

ふるさと応援事業利用可能額と記されていましたが、収益3,212万円と書かれてございました。先ほども申しましたが、当初20%と言われていた村への収入が28.2%と書かれていましたが、間違いはないんですか。村の利用目的を指定して納税していただいた方に有効利用を約束しているわけですから、透明性を持った報告は今後していただけますか、お尋ねいたします。

○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) ふるさと納税につきましては、ちょっと時間をいただければというように思

います。私自身、このふるさと納税ができたときに、本来であれば全国一律、名前を言うとおかしいんですが、東京から、あるいは北海道、沖縄、これみんな一律して、同じ生活ができるように、同じ医療が受けられるような、そういう体制をつくるために交付税措置というのがあります、一定のところへ行かないようにですね、少ない税収とかそういうところについてはバランスをとるようにと。それを今度のふるさと納税と称して各市町村で努力して、その市町村外にいる人たちから、ふるさとを思う気持ちをですね、ふるさと納税と言っていますけれども、実際は寄附ですけれども、その寄附をいただくと。そして、その市町村のいろいろな場面において、それに使用していって、寄与していくということが本来の姿でやってきて、それが内容についてですね、実際は交付税措置というものが私は充実していけば、逆に榛東に来たふるさと納税のものについては、ほかの市町村でそれがマイナスになっているわけですから。あるいは、榛東から出ていくふるさと納税もございます。

そういうものを含めて、これが今現在、お土産的なものが、お返し的なものが余りにも大きくなり 過ぎて、逆にその宣伝合戦になって、寄附してくれる方々が、あそこの村はどういうことをしてくれるから、率がどのぐらいだから、あそこへ寄附してそれをもらおうというようなことが大分出てきてしまったんじゃないかなと、私は危惧をしています。本来の姿のふるさと納税、これは、榛東に住んでいた人たち、あるいは榛東に逆に勤めたり、いろいろ榛東を好きだという人が本来の姿で寄附をしてくださって、それをこの村は、それに対して応えていく。一部のお土産的なものは、これは必要かもしれませんけれども、お礼としてですね、必要かもしれませんけれども、それが華美になるということは、本当にそのふるさと納税してくれた人に、これがよかったのかどうか、私はずっと考えさせてもらった中において、ふるさと納税を私の考える本来の姿に持っていく必要があるのかなというように考えております。

そういう中において、榛東に20%、実際は28. 何%ですかの数字が残っているというようなことでございますけれども、私がちょっと見たところによると、28. 何%はございませんでした。これについても、今現在その内容が正しかったかどうか調査をさせてもらっております。そして、その買い上げについて、私は、そのお返しとして、御礼としてやるものについて、全て榛東のものでなければだめだというような私は考えを持っています。

例えばリンゴとかワインでもそうです。米でもそうです。ふるさと納税してくださった人たちの本来の、それをPRのためにもございますけれども、その米とかそういうものは榛東産であると。それをお土産としてですね、お土産というんですかね、それを返していくんが本来の姿じゃないんかなというふうに思いますけれども、内容を見させてもらうと、全てが榛東じゃない。本当にそれは残念である。そして、ふるさと納税してくれた人たちに対して、あれ、これうそかなというような、これはまだ5月18日から来て、それを内容を見させてもらって、仕入れ先等を見させてもらった中で、もう明らかでございます。それが本当にいいのかなということも私は疑義を感じております。

また、それが全て正しいかどうかというもの、これについても、いろいろな一定の人が一定のとこ

ろでやること自体のそれを任せる、本当に榛東のPRになるべく、それをやっていく必要がある。 28. 何%というのは、私の知る限りでは28. 何%はございません。支出も違うほう、一般会計から出ている支出が大分、それは一般会計だからいいんですけれども、こういうものを立ち上げると、もっと少なくなってしまっているのかなというような思いもしております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 4番。

[4番 小山久利君発言]

○4番(小山久利君) 次に、平成24年度から25年度にかけて総務省の交付金3,280万円を受けて実施した榛東村エネルギー地域力循環創造事業についてお聞きいたします。

この事業は、事業主体を有限会社鈴京とし、鈴京の借入金1,500万円と自己資金65万5,000円を加え、総事業費4,845万5,000円で実施したことになっております。幾つかの事業を立ち上げているわけですが、国からの交付金は榛東村を経由して支払われているわけで、事業の実施状況等は当然村に報告されるものと考えます。その後、何の報告もございません。行政の不透明と思われますが、事業主体に対する村の立場はどのようなものだったのか、また、補助事業者としての監査等について、透明性を持った説明をお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 村長。

[村長 真塩 卓君発言]

○村長(真塩 卓君) 事業の報告につきましては、事業完了時に議員の皆さんも参加されたと思うんですけれども、これについては完成式典の説明ですね、報告が最後となっております。その後についてはたしかその報告はないということも、私もしんとう広報とか何か見ても、それについては私は見たことがないんで、このとおりだというように思っています。

また、クリーンエナジーの設備については、ご指摘のとおり稼働は今現在しておりません。設置とかそういうところまで含めて、これから検証していきながら、それが正しく交付金とかそういうもので、いずれにしても国の金が一旦は村に入って、村からそれを100%流れているわけでございますけれども、一旦、村に入っている以上、これについても検証はしっかりしていかなければならんというように考えています。

○議長(金井佐則君) 4番。

[4番 小山久利君発言]

○4番(小山久利君) わかりました。

次に、榛名カントリー跡地周辺についてお聞きいたします。

現在、一部太陽光発電施設としてSBエナジー社に土地を賃貸としているわけですが、その施設に着くまでの道路管理やその周辺の管理はどのぐらいの費用がかかっているのか教えてください。

以前質問したときは、管理に係る臨時職員の経費は、国からの交付金や県の交付金で、一般財源は

使っていないと説明がありました。一般財源、補助金に関係なく、管理に係る経費の総額はどのくら いになっているのかお尋ねいたします。

○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) これについても私、詳細についてですね、まだわかんないと言うとおかしいんですけれども、交付金が充てられていることは確かです。そこについては、その前段のですね、小山議員がおっしゃったうちのほうの金は使っていないとかいろいろありますけれども、最近、その内容が私のところへ起案で回ってきました。あそこの施設について、中身についての除草とかそういうもの、これは関電の下とか、そういうところのあれですね。そういうことを含めて村の嘱託職員ですかね、臨時職員だかな。ちょっとわかっていないんですけれども、これらについて村の、言うなれば、それを含めた職員があの中についての除草とかそういうものをやっている起案が回ってきたんですけれども、今現在その決済はしておりません。しばらくとめ置いて、内容を見てから、今やろうとしております。

そういう中において、これは27年度予算で、たしか220万の予算化されていると思います。この内容についても決算がですね、決算というか、まだ施行されておりませんので、内容についてもどのようなことかということを見ながら、この跡地のことが220万計上されておりますから、これも検証していきたいというように思っています。

○議長(金井佐則君) 4番。

#### [4番 小山久利君発言]

- ○4番(小山久利君) この発電所周辺なんですが、ゲートから上の部分に昨年、桜の苗木を植えました。ふだんはゲートが閉められていて立ち入りが制限されている状況です。今後開放する考えはありますか、お尋ねします。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 私も、これをできたりやっているときに、何回か上へ上がって見たんですけれども、ゲートでですね、以外は入れないということで、私も入っていなかったんですけれども、4月26日以降、私も今現在の村の施設とかそういうものはどうなっているのかなということで、1人で見させてもらいました。しかし、入ることはできませんでした。

これは本当にあれだけのことを、そして宣伝もしている中で、あけられないというのはちょっと、確かに防犯上の問題、そしてあそこは機械がありますから、そういうものの安全性を見るためにも、あそこがあけられないのかなということのために閉めてあるということは、少しは理解をしておりますけれども、これについて、あそこのところについて、あれだけ宣伝している中において、何とかの海というんですか、これについても、そのままであれば、それであそこの施設は榛東のものではござ

いませんので、中身についてもソーラーはソフトバンクですか、エナジーですか。そういうところですから、それらについてもよく検討しながら、でも、村民の人たちによく見てもらうということは、 本当は正しいんじゃないかなというように思います。

○議長(金井佐則君) 4番。

#### [4番 小山久利君発言]

○4番(小山久利君) 同じくその周辺にビジターセンターと称するコンテナやプレハブ、またトイレなどの整備がしてあります。その周辺にも、遊歩道的にもまた整備がされております。この発電所の造成で4万9,000平方メートルとの造成という説明でしたが、県の開発許可が5万平米を超えると県の許可が必要と伺っております。このビジターセンター等の整備は5万平米を超えていない範囲で整備されているのか。また、超えてしまっているのか。この設置してある建物には、法律に抵触していないのか教えてください。

○議長(金井佐則君) 清村基地·財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長(清村昌一君) お答えいたします。

平成24年に施行されました造成工事につきましては、粗造成ということで、面積が4万9,300平方メートル、その造成した後に整地を行った面積が4万3,700メートルであるということを当時の書類で確認をいたしてございます。都市計画法に定められています開発行為の許可の面積要件につきましては3,000平方メートル以上とされているところでございますが、本件太陽光発電設備につきましては、開発許可の申請は不要ということでございます。

それと、ビジターセンターについてのお尋ねございましたけれども、原則的にコンテナの形態というんでしょうかね、コンテナとしての機能で使用するものについては、建築確認審査は不要であるということでございますが、土地に定着するもので、更地に新規に置く場合については1平方メートル以上、1平方メートルの建物であっても建築基準法に基づく建築確認申請が必要であるということでございます。

また、簡易トイレも設置されてございますけれども、これについても土地に定着しているということでありますと、新規に設置する場合は、同様に手続は必要であったというふうに考えられます。参考までに、工事現場に置かれています簡易トイレについては、対象外とする規定が置かれてございます。

いずれにいたしましても、行政上の不備につきましては、関係機関の指導を仰ぎ、今後法令にのっとった手続を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 今、課長のほうから話がありましたけれども、確かに私も聞いたんですけれども、前の議会等において、つくるときの議会等において、これについては一切関係ないという答弁がなされたと聞いております。しかし、私も5月18日に就任してから、すぐ現場を見させてもらいました。私も選挙事務所をつくるときにいろいろあったので、少し頭の中に入っていたんですけれども、あのものが建築確認をとらなければ違法です。これは本当にこれからそういうところは謝って、正式にこれをやっていくかどうか、これははっきりさせなければいけないというように思っております。

そういうことで、先ほどの課長答弁があったとおり、これから関係省庁とそういう連絡をとりなが ら、どうしたらいいのかやっていきたいというように思います。

○議長(金井佐則君) 4番。

#### [4番 小山久利君発言]

○4番(小山久利君) 同じく榛名カントリー跡地には渋川市の部分も含まれております。この部分が水源地や保安林地帯となっておりまして、渋川地籍の跡地にも今現在、太陽光の発電所が整備されました。これは全て平らに造成することなく、樹木の伐採も行われていないように見受けられます。 榛東村の地域に整備された発電施設の地域も、本来ですと樹木の伐採の許可が必要と聞いていましたが、この樹木の伐採に対して許可申請等はなされていたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

- ○村長(真塩 卓君) これについては国、県、市町村がやる事業については、許可というものが要 らないということになっているかと思います。
- ○議長(金井佐則君) 4番。

[4番 小山久利君発言]

○4番(小山久利君) わかりました。

次に、白子の海ソーラーポートについてお尋ねいたします。

この工事の発注についてですが、契約金額1億9,530万円でシャープ株式会社国内営業本部と平成25年1月30日の議会で随意契約による契約が議決されたわけです。随意契約の理由としては、当時の副村長の説明では、工事を請け負ったシャープパネルが一番性能的にすぐれているということで決まったそうです。また、時間的に間に合わない等の説明もされました。

これは行政の行う随意契約の理由として好ましい理由なんでしょうか。それから、村長は、議会の答弁で、今回の随意契約を決議していただければ、村の随意契約のガイドライン、あるいは随意契約 理由等のホームページで公表すると答弁していました。ガイドライン、または随意契約の理由は公表されているのかお尋ねいたします。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) これははっきり申し上げます。随意契約の中に該当しないと。これがその日 にやらなければ、そのときやらなければ、その3月31日までにしなければだめだということはですね、 皆さんこれを仕上げてから、高崎市の問題で、これは高崎市がクラブ地のゴルフ場跡地、中間までや ったんですけれども、それは会社が頓挫したと。それを市が買い取ったという中において、そこへソ ーラーパネルを設置する。しかし、皆さんご存じのように42円ですか、については、そのときまでに 支払っている、支払っていないという問題はございませんでした。これは新聞であれだけにぎわせた ところでございます。その後に、みんな施行者についてはパネルがもっと安くなる。だから、逆にも う少し延ばしてというようなことがあったように報道では見ておるんですけれども、これらについて は、42円は42円だと。これは税込みですけれども、それが三十幾らになるとか、そういうことはござ いませんでした。そのために幾日もしなければならないということは、これは理由には当たりません。 そのほか、いろいろな面の報告とかそういうものをすると、それは議会のほうから以前聞いたこと があるんですけれども、そのものを見たところ、その報告とかそういうものは、私の目にはわかりま せんでした。これらについてもその理由とかそういうもの、随契しなきゃならない理由、これらも今 徹底して調査をさせてもらっています。これはきょうはっきりと後ろのほうにも、見ますと記者さん がおりますので、これはこれだけはっきり言っちゃうといろいろ出るかもしれませんけれども、私は そういう透明性を見るための、やるためのこれはやむを得ないとして、今答弁をさせてもらっている ところです。

○議長(金井佐則君) 4番。

#### [4番 小山久利君発言]

- ○4番(小山久利君) 次に、契約相手のシャープ株式会社国内営業本部でございます。 榛東村への指名参加願は合法的に適当な時期に提出し、受け付けされていたのでしょうか。この辺 もちょっとわからないので教えてください。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) シャープの関係とかそういうものについて、今検証させてもらっておりまして、私は今確認をしてはおりませんので、すみません。このほかについてもいろいろございますので、これについても検証をしていっているところでございます。一部については、はっきりとそれが焼却されたと申されましたんで、これについていいかどうか、これらも含めて今検証しております。

○議長(金井佐則君) 4番。

# [4番 小山久利君発言]

○4番(小山久利君) いずれにしてもこういった事業は売り上げのところだけは報告があるんですが、中身についてわからないところばかりなんで、特別会計等も含めてございますので、中身を明確にしていただきたいと思います。

続きまして、上毛大橋からの延伸道路の早期実現についてなんですが、現在、高渋バイパス、雛子の交差点まで上毛大橋からの延伸道路の計画がございます。現在の進捗状況と今後の計画等が、わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長(金井佐則君) 久保田建設課長。

#### 〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長(久保田勘作君) 上毛大橋からの延伸道路の関係ですけれども、現在、県道南新井前橋線バイパスとして1期工区740メートルが完成しております、これは関越自動車道までの間ですけれども、それと2期工区、高崎渋川線までの間1.2キロにつきましては、29年度完成予定で県が事業実施中でございます。3期工区の高渋バイパスまでの榛東村分760メートルにつきましては、平成26年度に都市計画決定がされ、今年度につきましては、測量、調査、設計を渋川土木事務所のほうで実施予定でございます。4期工区以降につきましても、期成同盟等の支援により県要望を継続し、早期完成を目指すものでございます。

○議長(金井佐則君) 4番。

#### [4番 小山久利君発言]

- ○4番(小山久利君) この道路も榛東村にとって重要な路線となると思いますので、一日も早い全線開通をお願いし、以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
- ○議長(金井佐則君) 以上で4番小山久利君の一般質問が終了いたしました。
  - ここで暫時休憩といたします。20分間、50分より再開をいたします。

午前10時30分休憩

\_\_\_\_\_\_

午前10時50分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。 質問順位2番南千晴さんの質問を許可いたします。

8番南千晴さん。

#### [8番 南 千晴君登壇]

○8番(南 千晴君) 皆さん、こんにちは。8番南千晴でございます。

厚生労働省が今月5日発表しました2014年の人口動態統計によりますと、出生数は過去最少の100万3,532人であり、人口の自然減は26万9,488人と、過去最大の減少幅となりました。1人の女性が一生のうちに何人の子供を産むかを推計する合計特殊出生率は1.42となり、前年より0.01ポイント下がり、9年ぶりの低下となりました。上昇傾向にありました合計特殊出生率が下がり、出生数も過去最低を更新したのは、第2次ベビーブームの団塊ジュニアが40代となったこと、そして団塊ジュニアの抜けた30代女性は毎年、こちらは毎日新聞報道ですが、約25万人ずつ減っており、今後も緩やかに減少が続く見通しだということであります。

出産する女性の数自体が減少を続ける以上、出生率が上がらなければ、社会保障の担い手は減り続けることになります。 晩婚晩産化の傾向も続いており、平均初婚年齢は夫で31.1歳、妻29.4歳と、前年より夫で0.2歳、妻で0.1歳上がっております。また、第1子出産時の母親の平均年齢も30.6歳と、前年より0.2歳上がっています。 婚姻数は64万3,740組で前年より1万6,873組減り、戦後最少でした。 政府の地方創生本部は、昨年12月に2060年の人口1億人維持を目標とした長期ビジョンを打ち出し、30年に出生率を1.8まで回復させるシナリオを描いております。 群馬県における合計特殊出生率は1.44と、前年度0.03ポイント増で3年ぶりに全国平均を上回りました。また、婚姻率の最高が本村の6.1ポイントだったことは喜ぶべきことかもしれませんが、今まで以上に力を入れていく必要があると改めて考えさせられました。

本日は、真塩村長に公約とこれからの村政の進め方について考えをお聞かせいただきたく、登壇させていただきました。

以下、自席に戻りまして、質問を続けさせていただきます。

○議長(金井佐則君) 8番。

#### [8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) まず最初に、村長の公約について伺ってまいりたいと思います。 給食費の順次引き下げについてお伺いいたします。

現状の給食費は、幼稚園が3,300円、小学校が4,000円、中学校が4,850円であります。消費税が10%に引き上げられるときには増額すると給食センター運営委員会等で説明を受けて承認されていましたが、現状今までの流れ、これで間違いがないのか課長に説明を求めます。

○議長(金井佐則君) 清水学校教育課長。

## 〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長(清水誠治君) それでは、学校給食センターの運営委員会の協議内容につきまして 説明をさせていただきます。

給食費の額の確定、改定につきましては、現在消費税8%ですが、10%に引き上げが予定されていますことから、平成26年10月23日に運営委員会を開催し、協議をいただきました。協議結果でございますが、消費税が10%に引き上げられた場合、消費税5%にさかのぼり、5%分を増額改定することで承認をいただいているところでございます。

○議長(金井佐則君) 8番。

#### [8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) 今までの給食費の流れといいますか、そのような形で今まで進んでいるという中で、村長は今回給食費を順次引き下げるという公約のもと当選されたわけであります。そういった中で、吉岡町は以前より牛乳代を町が負担しており、ほかの町村に比べて給食費がちょっと安い。 今年度はまた新規でさらに引き下げを行っているわけでありますが、もし村で吉岡と同じように牛乳 代を補助するとなると、どのくらいの費用がかかるのか、わかる範囲でお答えください。

○議長(金井佐則君) 清水課長。

#### 〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

- ○学校教育課長(清水誠治君) 牛乳代でございますが、平成26年度の確定見込み額でございますが、 幼稚園、小学校、中学校、また教職員も含んでおりますが、全体で1,405万5,919円となる見込みでご ざいます。
- ○議長(金井佐則君) 8番。

#### [8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) 牛乳代、教員の数も含めてということでありますが、1,000万少し、405万円 いってしまうということであります。

給食費の一部を村で持つ、または順次引き下げを行うということは、財源が必要となってくると思うんですが、それについては、村長、どのようなお考えでいるのか、現時点で考えていることをお答えください。

○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 先ほど小山議員のほうにもちょっとお答えした内容にも重なってきますけれども、これについては、私が考えるのは、ふるさと納税された、それについて一部には充てたいというような考えを持っております。

ご存じのとおり、先ほど来申し上げているとおり、ふるさと納税については本当に納税をしてくれた方々の気持ちを思ったときに、それはやっぱり榛東が伸びてもらいたい、子供たちのためにも使ってもらいたい、あるいは高齢者のためにも使ってもらいたいという榛東を愛する人たちの心がそこに寄附としてあるという考えを私は持っております。そういう中において、今回は公約に掲げさせてもらったものについては、言葉はちょっとおかしいかもしれませんけれども、ふるさと納税、これについて、榛東においては1回目は子供たち、保護者のためにも、子育てのためにも、この寄附されたものの一部については、給食費無料化に向けて順次引き下げるためにも、これを使いたいという目的税というんですかね。目的税化を掲げて、それをPRしながら、そういう賛同者を得ながら、その金額をお願いをしたいということで、そのふるさと納税してくれた方々の気持ち、そして村で本当に今必要とする子育て、そういう支援のためのものに使うためにやっていく、その一部を充てたいというように考えております。

○議長(金井佐則君) 8番。

# [8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) ふるさと納税の寄附をいただいたお金の一部で子育て支援含めて、そういったものに目的を持って充てていきたいというお話でありますが、今の状況でそのような形で寄附を募

ってはいないんですけれども、大体どのくらいの時期といいますか、どの時点でその引き上げを判断していくのか。また、10%に引き上げ時に関して、そこで今までは引き上げを行うということで進んできたんですが、その引き上げのときに引き上げずにその分でするのか。そのあたりの判断する時期といいますか、村長の中でどういった流れでそれを行っていくのか。例えば1回消費税の前に下げて、また消費税10%になったから上げてと、下がったり上がったりということは事務的にも手間がかかることですし、保護者のほうも非常に戸惑う部分もあるので、そのあたりはいつごろ時期を見計らってやっていくような形で進めていくのか、お考えをお聞かせください。

○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) これにつきましても、なるたけ早くということでございますけれども、消費税8%からまた10%に上がる、これについては各議員の中でも、国会の中でも、消費税が上がったものについては転嫁しなさいというような指導もございます。そういうものも踏まえて、全体でどのくらい、あるいは先ほど来言っているふるさと納税の寄附のお金がどのくらいそれが回せるかどうか検討をして、それをなるたけ早く、そしてまた2段階に下げたり上げたりということもいろいろございますので、その辺もちゃんと踏まえた上でやっていきたい。これも学校給食の委員会がございますので、そういう人たちにもその旨を伝えながら、じゃ、消費税が上がったからまた上げるとかですね、そういうことは、混乱するようなないような方法で諮問をしていきたいなというように考えております。

○議長(金井佐則君) 8番。

#### [8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) 保護者の方もこれに関しては非常に期待している政策であると思います。村長がおっしゃるように上がったり下がったり、そういったようなことがあると戸惑うこともありますので、消費税10%になる前には、どのあたりで引き下げを行うのかという方向性をぜひ示していただければと思っておりますし、早急にできるんであれば早目に実行していただければと思います。

続きまして、給食センターの近代化について伺ってまいります。

以前より私も給食のアレルギー食の対応についてご質問をずっと続けさせていただきました。現状の給食センターは昭和62年に完成したものであり、学校給食衛生管理基準に対応するには、現状の施設では狭く、老朽化も進んでおります。昨年12月の定例会においてもお聞きしたんですけれども、村長の公約でありますアレルギー食の対応調理室を設けた場合、どのくらいの規模の給食センターが必要となるのか。今の段階でわかる範囲でお答えお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) これも私のほうで施策の中で、学校給食センターの近代化というんですかね。

これは南議員がおっしゃるとおり、大分老朽化して、雨漏りとかいろいろなものもしております。この4年前以前から油があって、それで事故というんですかね、滑ったり何かしている、そういうところも私も現実に見て、直させてもらったところですけれども、もうこれについてもある程度限界があるというようなところで近代化ということを掲げさせてもらったんですけれども。

この近代化については、一番私にあったのは、食物アレルギーの子供たちが大分いると。その子供たちが給食について、自分の家でこれをつくってきて、言うなれば弁当というんですかね。そういうところで食べるというような話を聞いて、これについてはどうにか給食センターでつくって、そこで食べられないかなと。そこでというのか、そういうものを食べて食物アレルギー対策についてもやれるような近代化も含めてやりたいというのが私の考えで、あのようなことをやらせてもらっているわけですけれども。

そういう中において、これは面積とかそういうもの、これは何か近代化についての5月18日以降ちょっと聞いたら、いろいろな検討会がなされているようにも聞いております。そして今現在のところについては手狭だということも聞いております。そういうことも検討しながら、少なくとも食物アレルギーの別の料理をするというようなことになれば、確かにあそこで建てかえ、建てかえのときに、じゃ、その間はどうするかという問題もございますので、これらも検討しながら、もし適地があればそういうところも含めて、議会の皆さんとも相談しながらやっていきたい。そして、少なくとも今よりか大きく、そして安全性なものをつくることが必要かなというように考えています。

#### ○議長(金井佐則君) 8番。

#### [8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) 前回12月のときにもお聞きしたときに、やはりあの建物ではそもそもその基準に満たされていないという中で、基準を満たすためには、今よりも大きくしなければいけないですし、現在あるところの土地ではちょっと対応するのは難しいんじゃないかというようなお話も出てきておりました。

大型事業となると思っております。財源や土地なども含めて計画的に進めていく必要があるという ふうに思っておりますが、このあたりをどのような計画で進めていくのか、また、村長、先ほどおっ しゃっていただきましたが、アレルギーの対応調理室は必ず設置していただければと思うんですけれ ども。いま一度、どのように進めていくのかお答えください。

# ○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 改築につきましてはなるべく早くやりたいんですけれども、これについては 土地とかそういういろいろございます。そして委員会もございます。そういう中において、私の知る 限りにおいては、これ防衛の調整交付金ですかね、調整交付金が使えるようなメニューがあるかと思 います。そういうものも、今言ったからすぐ防衛のほうがそれを使わせてくれるかというと、またい ろいろ、調整交付金は大分緩やかになっておりますけれども、そのものも検討しながら、そしてもしそれが、調整交付金とはいっても100%使えるわけじゃありませんので、そのお金をどうするか。それは基金とかそういうものをつくってやらなければならないかどうか等も含めて、早急に検討して、私の公約の中にあるとおり、そして私も子供たちのことを思うと早くやりたいということで、今考えています。

○議長(金井佐則君) 8番。

#### [8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) 大型事業でせっかくつくる施設でありますから、しっかり計画を立て、財源を確保した中で進めていただきたい。いろいろなそういった設備に関しましても、最新のものといいますか、そういったものを取り入れながら、子供たちの給食が安全でおいしいものとなるように、そういった施設にしていただければと思っております。

今後、計画等、第6次総合計画も今策定しているところでありますけれども、そういった中でもしっかりと明記していただきながら進めていっていただければと思っております。

続きまして、防犯カメラと防犯灯の増設について伺います。

こちらも3月定例会で質問させていただき、村での防犯カメラの設置は村内では役場庁舎と中学校のみという設置であったということが明らかになりました。3月の定例会では設置委員会を立ち上げて検討したいというような答弁をいただいたんですが、その後今日に至るまでの間、防犯カメラに関して設置委員会なるものが立ち上がって検討しているところなのか、それとも今日までそれがされなかったのか、まずお伺いいたします。

○議長(金井佐則君) 新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長(新藤 彰君) お答えします。

初めに、ちょっとおわびを申し上げたいと思うんですけれども、前回の3月2日のときの前総務課長の答弁の中で、防犯カメラの数が12基とありましたけれども、実際調べて見ましたら、役場が9基、それから学校が2基ということで、11基でございました。改めて申しわけない、訂正させていただきたいと思います。

それから、これは設置委員会ということでございますけれども、実際のところまだここのところが 手つかずの状態でございます。ただ、警察のほうから相当いろんな防犯上の問題とかありまして、で きるだけ早くということで、この間も村長と警察へ行ったときに、署長から直接お願いされたりとか されている経緯もありますので、方向性が決まりますればいち早くそういった形で検討委員会等、あ るいは関係団体等の意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(金井佐則君) 8番。

[8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) 近年の犯罪などを取り巻く状況を見ても、特に子供たちにかかわる施設、先ほども中学校には2基あるというお話でしたけれども、保育園、幼稚園、小学校には今1基も設置されていないという状況。また通学路における部分に関しても、どこにもないという中であります。

通学路に関しましては、防犯カメラだけでなく、防犯灯の設置がやはり子供たちの安全・安心に欠かせないものだと考えます。また、防犯カメラは徘徊時の対応としても大変有効であると今注目されているところであります。

吉岡を例にしますと、防犯カメラ1基15万円から20万円で今年度の予算の中で設置をしているというようなお話もありました。村長公約に掲げてあるわけでありますが、これらをどのように進めていくのか、また、一気に全部設置するということは難しい部分もあると思うんですけれども、どのようなところから優先して設置をしていくのか、村長の考えをお伺いいたします。

○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) その前でございますけれども、本当に防犯カメラについては、これは子供から本当にお年寄りまで、先ほどの、私も8年前というんですかね、ずっと見させてもらったときに、お年寄りの行方不明者というのが大分おりました。そういうところについても、これは本当に早く見つけてやって、早くそれを家庭なりそういうのに帰すというものが、帰すという言い方になると強いんですけれども、そのときからずっと考えておりました。そのときは消防団員にお願いして、そのときに私が言ったのは、一番今苦しんでいるのはその行方不明になったその人ですよと。だから、みんなもそれに協力してくださいということで、いろいろお願いをして、何人か見つけ出したり、いろいろさせてもらいました。そういうものも含めて、防犯カメラは本当に有効的なものがあるかなというようなことを考えております。

今現在、この役場庁舎のところへ9基、あと中学校のところに2基、これは昨日初めて私も何基というのがわかったところです。これについて、南議員がおっしゃるとおり、通学路、あるいは中学校だけじゃなく保育園、幼稚園から小学校まで、そういうところを含めて、私もまたさらに、今クリーン作戦というものを前からやっているんですけれども、そういうところに捨てられるであろうなというようなところにそれもやる必要があるのかな。なるたけ早くこれを予算化してやりたいというような考えを、今、何基をいつやるということがちょっとわかりません。1基について15万から20万かかるということも聞いております。そういう中において、これは地方創生というんですかね、その中でこれが使えるというメニューがたしかあります。今回榛東が出したメニューにはそれがないんですけれども、私は少し組み替えもしながらも、そういうものが使えれば、早く多くですね、これは設置できるというように考えておりますので、もし組み替えが可能だったりいろいろすれば、よく検討して早くやりたいというように考えています。

○議長(金井佐則君) 8番。

#### [8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) 村長のおっしゃるように不法投棄の部分に関しても、犯罪の抑止力、カメラはなるというような、そういったお話も聞いておりますので、ぜひ村の安全・安心のために早急に設置をしていただくことをお願いいたします。

防犯灯なんですけれども、こちら毎年新年度の予算の中で、大体各区に1基つけていただくような、 区長さんにお願いしまして、それでつけていただいているような状況であるんですけれども、やはり 冬場暗いと。また、高校生の保護者からも、自転車で通学しているけれども、村の道は非常に暗いと。 通学路とかに関しましては区でいろいろ配慮してくださったりして、徐々に毎年少しずつついている 状況なんですけれども、まだまだ暗い道が多いなと思っておりまして、やはり各区1基ということだ けでなく、別枠で予算をふやしていく必要があるとは思っているんですけれども、村長はどのように 考えていらっしゃるでしょうか。

○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 防犯灯についても、確かに少ないなという、私のそばもちょっと暗いなとい うところもあって、ここへ防犯灯があったらいいなというような思いもしております。

私は、たしか12年前に、第1回目の村長を経験させてもらったときに、私は、言い方は悪いんですけれども、たまたま友達が、おい、お前の就任祝いに50基寄附するわということを言ってくれましたので、ああ、これはよかったなということで、ありがたくいただいた経緯がございます。そのときに私は、若い人たち、子供を持っている若い人たち、そういう人たちがふだん自分たちで通ったりなんかしたときに、自分で、夜どうしても、夜遊びじゃないんですけれども、いろいろ子供の目線で見られる、どうかそれをここに欲しいということを言ってくださいということで、これについてもそういう人たちの力をかりて、そのときやった覚えがございます。

本当に必要なところ、予算というものも早く、なるたけ多くつけたいんですけれども、どうしても制約がございます。100言われたから100全部つくるということもちょっと無理かと思いますけれども、その順番等を考えながら設置しなきゃならないんですけれども、これについても、これはこの事故とかそういうだけじゃなく、逆にそういうやからというんですかね、そういう人たちの未然防止のあれにも、これは役立つというようなことがあると思います。なるたけ早くというか、なるたけ多くのもの、そして必要とするところへそれを設置をしていきたいというように考えております。

今、何基どこへ、そしていつということを答えられないんで、すみませんが、一生懸命やります。 ○議長(金井佐則君) 8番。

# [8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) 防犯灯に関しましても、従来以上にやはりその部分、予算をつけていただかなければふえていきませんので、村の予算もありますけれども、優先すべき安全・安心につながると

思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、女性の登用について伺います。

村の審議会等の委員の女性の登用に関してちょっと質問をさせていただくんですけれども、こちらも昨年の12月で質問させていただきまして、そのときに村では地方自治法に基づく審議会が14個あり、それ以外に27の委員会や協議会があると。委員の選考は、法令や要綱の中で職名が明記されており、議会議員や各種団体の長など、充て職による選任が多いと捉えていますということで答弁いただきました。そのうち女性の割合が昨年の11月末現在、全体の平均で18.2%ということでありました。村では平成14年度策定の男女共同参画基本計画で、2027年までに40%女性を登用していくということで目標値が定められております。村も研究していきたいというふうにお答えいただいたんですが、全国平均よりも、群馬県自体も非常に低いですし、それよりも榛東村もさらに低い状況であります。40%まで改善していくためには、やはり現状のまま、その例えば充て職に女性がついてもらうのを待つだけでは改善していかないと私は思っているんですね。村として目標を立てて女性を何名、何%選任するんだということを具体的に実行していかない限り、ふやしていけないと思っています。

充て職の選任という部分も、議会の中で今見直しを行いまして、議員も執行部の機関から、議会としての機能を強化するために充て職を辞退している状況もあったりして、その後任をどのような形で選任していくかという部分に関しましては、執行部の考え方だと思っておりますので、そこも含めてしっかりとした目標を立て、確実にふやしていくことが必要であります。そのような見直しを全庁で行う考えが村長にあるのかお聞かせください。

○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) これにつきましても、過去のことを言うとおかしいんですけれども、本当に 女性登用ということを私も叫んできました。そういう中で、実際、私も動かさせてもらいました。 具体的には、農業委員会に今、女性の方が今いないと思います。一時、1名いたんですけれども、そういう中において、これは8年ぐらい前ですかね、榛東から各大字に1名ずつの、あれは何ていう女性 だっけな。ちょっと名前を忘れたんですけれども、そういう方がおりますので、直接動かしてもらって、私が推薦するのでどうにか農業委員になってくれませんかと言ったんですけれども、最終的には 全部断られてしまった、直接断られて、それもちょっと進まなかったというのが現状でした。

しかし、今、群馬県でもたしか2020年度ですか、30%か35%だと思うんですが、に引き上げるという中で、その目標を立ててやっております。それは、榛東村に置きかえてみれば、これを具体的に28年度からの総合計画がこれから作成されることになっております。これは10年前に第5次だと思うんですけれども、作成のときに私も携わらせてもらったんですけれども、この中にしっかりとした自主的な男女共同参画のそういう数値を入れながら、目標を入れながら、それに向かってやっていくのが計画的にできるのかなというように思っております。この計画の作成に当たっては、また議員の皆さ

んの話も聞かなきゃなりませんし、いろいろな意見も、村民の意見も聞きながら、それを計画を立て ていく所存でございますので、そのときもまた皆さんのお力をかしてください。一生懸命これについ てはやっていきたいと思います。

○議長(金井佐則君) 8番。

# [8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) 目標を立てて、それを目標に近づけるように実行していただきたいと思っているんですけれども、ずっと充て職による選任で法令とか要綱がずっと明記されている限り、その充て職に女性がつかない限りはふえないわけですよね。そこも踏まえて要綱、また法令も見直していかなければいけないなと私は思っているので、そこの部分、女性の登用に限らず、特に年代の階層のバランスもそうなんですけれども、それも踏まえて、村長は28年度からの総合計画でということなんですが、全体を一度見直していただければと思います。

次に、少子化・人口減少対策について伺います。

先ほど冒頭でも申したように、少子化、そして自然減ということで人口減少が進んでいます。榛東村は、ほかと比較しますと緩やかな傾向であるかなとは思っているんですけれども、全国どこでも同じような課題に直面しているわけであります。

私も30代の女性として、同世代の方の理想と現実のギャップについて生の声を聞いているわけでありますが、そういった中で村長、子供を育てるなら榛東村を目指しますということで公約の中にあるんですけれども、子育て、子供を育てるだけでは多分この問題、そこの部分だけを焦点を当てて力を入れても解決できるものではないのではないかなと思っています。育てるだけではなくて、結婚、妊娠、出産、子育て、それでさらに働く環境など、トータルで考えていかなければならないですし、それぞれの生活、状況、選択によってさまざまなそれに合った支援が必要だと、私は考えているんですけれども、そのあたり、子供を育てるなら榛東村ということでありますが、やはりトータルで考えて支援をしていただけないか、村長の考えをお聞かせください。

○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 子供のことになるとちょっと声が大きくなってすみません。本当に育てるなら榛東村ということを私も常々申し上げております。

そういう中において、国の施策とか県の施策、これだけで頼るということは、何かその間にすき間があるような気がするんですよね。そのすき間を村で補っていくというんですかね。国がこれ、県がこれというようなことの間に、それを村が何かその中に入っていく必要があるように私は考えております。それをどういうふうに捉えて、どのように施策を感じていくか、やっていくか、これをやっていきたい。

そして、南議員おっしゃるとおり、これといった本当にトータル、これがやればという特効薬とい

うんですか、それがないのが現状だと思うんです。これは私も公約の中に1つとして、子育てとして 給食費の無料化に向けた順次引き下げとか、あるいは皆さんの国保とかそういうものを引き下げとか、 そういうもの、この3つの柱のですね、防犯灯の問題もございます、カメラの問題ございます。そう いうことを含めてよく榛東の安全・安心なものをトータル的に考えたものをPRしていきながら、こ れは村だけじゃなく、村外の人たちにもそれをPRしていくのと同時に、これが書いてあるとおりだ なと思わせる施策をトータル的に考えていく必要があるというように私も考えております。これにつ いても今後ですね、今、たしか委員会があると思うんですけれども、そういう中に、何ていう委員会 なのかちょっと今すぐ思い出せないんですけれども、そういう中にもそれを取り入れていってもらう ようにお願いしたいというように思います。

#### ○議長(金井佐則君) 8番。

#### [8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) 村長がおっしゃるように、国・県の施策だけではという部分はかなり私も同じように感じていまして、特に国のほうでは、最初は広く国が補助するのでこの事業をやってくださいということで風呂敷広げるんですけれども、2年後には補助金を半分にしますよ、何年後にはゼロにしますよ、独自でやってくださいという中で、やはり予算がないために年齢で切られてしまう事業があったりだとか、対象を制限されてしまうような事業もあったりだとか。じゃ、その部分をどうに村なり市町村で補っていくか、そこは市町村独自の考え方によるものだと思っております。やはり抜けがないようにさまざまな形で支援をしていただければと思っているんですけれども、村長もおっしゃいましたが、じゃ、抜本的に何をすれば1.8に絶対なるというのは、今の段階で確実なそういったものは国のほうでも打ち出せていない状況かなと。それで地方総合戦略といいますか、地方のほうでアイデアを出してくださいというような話だとは思うんですけれども、そういった中で、今、地方総合戦略を策定しているところだと思うんですけれども、現状、少子化、また人口減少に対して、具体的に検討している事業があったり、また、村長の中で具体的にこれを検討していきたいというものがあるのであれば、答えられる範囲でお答えいただければと思います。

#### ○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) これはもう大分前からやっているんですけれども、これからも続けていきたい。これは議会のほうからも要望というんですかね、それらがあった学童保育の延長化とか、あるいは幼稚園、保育園の保育料無料化、これについてはたしか第3子で、第2子は何分の幾つとかそういうことを今現在もやっていると思います。

そういう中において、育てやすい環境、これは1つは、十何年前から始めたんですけれども、その地域で子供を育てられるような、地域で相談できるような、そういうために小さいけれどもミニ公園的なものも、そういうものを含めてやらせてもらいました。こういうものをトータル的にこれからさ

らに進めていきたいと。今、風潮として、2人という、子供は多くて2人だねなんていうのが多いんですけれども、これを2人じゃなく3人、4人に、そういう多産というんですかね、そういうことができるような環境づくりをやっていくことが、先ほど申し上げましたけれども、子供の優遇策というんですか。これが保育園の無料化とかそういうものの、給食費の無料化に向けたものが、そういうことが一つの内容になってくるかと思います。それを進めていきたいと思います。

○議長(金井佐則君) 基地·財政課長。

#### [基地·財政課長 清村昌一君発言]

○基地・財政課長(清村昌一君) まち・ひと・しごと創生法に基づきます地方創生の総合戦略につきましては、その前段といたしまして、人口ビジョンについて現在検討を行っております。総合戦略についても並行して作業は進めておりますけれども、まずは人口ビジョンですね。将来にわたる人口の推計から始まりまして、どういった形で人口を確保するのかというようなところが大前提になってきますので、現在はそちらについて鋭意作業中というところでございます。

○議長(金井佐則君) 8番。

#### [8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) 日本の場合は、未婚で子供を持つという女性の数が非常に少ないですし、法律とかそういった部分も、全然そこに対応していない状況があって、となると、やはり結婚をして子供を持つという、じゃ、その結婚が果たして今の若い人たちがしやすい環境なのか。生涯未婚率を考えますと、毎年毎年未婚率が上がっている状況を考えると、まずそこの最初の子供を持つ前の結婚という部分に非常にハードルがあるんじゃないのかなと。群馬県等では、そこに赤い糸プロジェクトでいろいろそういった支援、結婚支援事業を行っているんですけれども、今、村の中では、特に行政としてその部分、焦点を当てられていないなと思っております。そこも含めてぜひ考えていっていただきたいと思います。

最後に、村のマイクロバスの利用について伺います。

榛東村のマイクロバスの使用管理規則を見ますと、使用の範囲ということで、第2条にバスを利用 することができる範囲が明記されております。ただし、村長が特に認めたときはこの限りではないと あります。また、第8条には、この規則に定める者のほか、必要な事項は村長が定めるとあります。

最近の利用状況は、第2条の各号の範囲が主なものだったのか、それともそのほか村長が特に認めた者、第8条の範囲も含んでの利用ではないかと思うんですが、現状わかる範囲で、課長のほうで、時間がないので短く簡潔にお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

# 〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長(新藤 彰君) それでは、はしょって説明させていただきます。 26年度について、限って申し上げますと、まず申請書類がきちっと提出されているもののみについ ての数字を申し上げます。幼稚園については10回、北幼稚園が5回、南小が13回、北小が5回、学習センター1回、中央コミセンが11回、保健センター4回、議会が10回、総務課の関係が4回、生涯学習課が6回、基地・財政課が4回、子育て・長寿が4回、農業委員会6回の計83回ということで、申請書があるものについてはこういった数字が積み上げられております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 8番。

#### [8番 南 千晴君発言]

○8番(南 千晴君) さまざまな村の職といいますか、公務で使っている部分、また学校関係で使っている部分がほとんどだと思うんですけれども、先ほど規則のことを言わせていただきましたが、マイクロバスの利用には村長の判断による部分、ただし、村長が特に認めたときはこの限りではないという部分の村長の判断が非常に大きいのではないかなと思っております。村長は1期、2期のときに、榛東アリーナや総合グラウンドの有効活用で、部活動の送迎に関する保護者の負担を、いい施設が村にできればその分来でもらえるようになるから、負担が軽減できるんじゃないかということも含めて実施したんだよというようなお話を以前聞いたことがあるんですけれども、しかし、現状の部活動によっては、やはり遠征が多いところもあって、かなり保護者の負担が多い中で、以前よりマイクロバスがあいているときがあるんであれば、公務で使う以外であいているときがあるんであれば、貸していただけないのかと保護者の方より声が上がっております。

以前も質問する中で、保険の関係とか公平性とか、そういった問題もあるので非常に難しいということで、なかなか進まない状況だったんですけれども、先ほど申請書類が上がったものということだったんですが、部活動に関しても申請書を上げるような手続が、借りられる手続ができるように、もし整理していただけるんであれば整理していただきたいと思うんですけれども、有効利用に関して村長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) それでは、簡略に申し上げます。

これについては、中学校等のこれについては、一部であるとは思いますけれども、予算化もしております。各部とか、そういう学校において、そういうものが一般の車両が使えるような、そういうところまで、そして特殊なとき、関東大会へ行く、全国大会へ行くというときにはまた別に議会にお願いをして、臨時でつけさせてもらっているのが現状だと思います。

さらに、この車についても村の財産でありますので、有効に活用していくのが、これが一番いいことでありますけれども、その使用目的とか公平性、交通事故の後の処理とかそういうものも含めて十分検討する必要があるということを含めて回答とさせてもらいたいと思います。

○議長(金井佐則君) 8番。

#### 〔8番 南 千晴君発言〕

○8番(南 千晴君) 検討していただけるということで、特に部活動に関しては、確かに大会、中体連の大会だったり大きな大会に関してはきちんと予算がついておりますし、ほかのさらに上位の大会に関しても村はきちんと予算をつけているんですけれども、やはりふだんの遠征だったりそういった部分で、部活によってかなり負担が違う状況があって、そのあたり含めて村民の声といいますか、そういった部分、上がっておりますので、検討していただく中で保険だったり、公平性も考えて、特に教育委員会部局がほとんどの、その部分に関している、部活動に関しては把握していることだと思いますので、教育委員会とも話し合いながら、ぜひ進めていっていただければと思っております。

公約の実現、また今後の村政の進め方に私も非常に期待しているところでありますが、村の将来を 考えて今からやらなければならないこと、そしてきょうの答弁を含めて、これからも質問の中で私も いろいろな村に対する政策提言をさせていただければと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長(金井佐則君) 以上で8番南千晴さんの一般質問が終了いたしました。

ここで昼食休憩といたします。午後は1時より開会いたします。

午前11時45分休憩

\_\_\_\_\_

午後1時再開

○議長(金井佐則君) 午後の会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

質問順位3番柗井保夫君の質問を許可いたします。

3番柗井保夫君。

#### [3番 柗井保夫君登壇]

○3番(柗井保夫君) 皆さん、改めましてこんにちは。自衛隊出身議員の柗井でございます。どう ぞよろしくお願いをいたします。

まずは、4月26日、榛東村長選におきまして、見事当選をされました真塩村長には、心からお祝いを申し上げる次第でございます。

私は、常々思うんですけれども、この首長の選出とかというのは、やはり時代が欲するのかな、要求するのかな。4年前は阿久澤成實さんを、今回は真塩卓さんを、時代が要求をしたのかなと、このように思っております。

真塩村長におかれましては、開かれた透明性のある行政、子供を育てるなら榛東村、その他公約を 多く掲げておられますので、どうかこの実現に向けて一生懸命頑張っていただきたいと、このように 思います。私も若輩者の議員ではございますけれども、可能な限り、応援できるところは応援をさせ ていただきたいと、このように思っております。 本日は4点、1つ目については選挙公約について、2点目については選挙結果に基づく政策の踏襲について、3点目が本年2月、渋川で入札談合事案がありましたけれども、これについての村の考え方と、4点目が村の備えつけ物品、備品の管理要領について、この4点について質問をさせていただきたいと思います。

以後、自席に戻って質問を継続させていただきます。

○議長(金井佐則君) 3番。

#### [3番 柗井保夫君発言]

○3番(柗井保夫君) まずは選挙公約についてでございますけれども、私、みんなに似ているとは 言われるんですけれども、ここに真塩村長の選挙公約があります、お持ちをさせていただきました。 この中の大きく3つ、国保税を引き下げます、給食費を順次引き下げます、防犯灯・防犯カメラの増設、この3つあるんですけれども、まず、先ほど来この質問についてはお二人の議員が質問されておるんですけれども、私は、やはり群馬県の企業経理局の課長までされた真塩さん、そして8年村政を携えてきた真塩村長ですので、明らかに、いつごろまでに幾らぐらい下げると、こういうのはやっぱりご自分でお持ちだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 公約については、私自身も完全に励行できる、そういうことを考えまして公約に掲げさせてもらったところでございます。いつどのぐらいというような話がございましたけれども、1つについては、受け手ではございませんけれども、この問題については、審議会とかそういうものがありますので、そこにも諮らなければならないという問題もございます。しかし、私としては、国保税については、この今、小山議員等に話しましたけれども、均衡ある、そういう収支のバランスのとれた予算の中でこれをやっていく。そしてそれを一日でも早くやっていくという中において、少なくとも課長のほうから話がありましたとおり、今までの引き上げによって基金等が1億数千万あるという問題と、それと、私のときもいろいろあったんですけれども、国保税の特別調整交付金というのがあります。これは言い方によっては、特々と言っているんですけれども、特別にそこのところが優秀であると、国保に対する内容が優秀であって、そういうところにさらに県のほうから交付金としてまいります。そういうものを精査してやっていきたい。なるたけ早く、これは審議会がございますので、国保についてはそれを諮って、年の途中はどうかなというように思いますけれども、これについては、少なくとも来年度は実施に向けてやっていきたいというように考えています。

額、率については、なるたけ住民の人が負担のほうは軽くなるような方向で最大限努力をしていきますけれども、今ここで柗井議員のほうから言われた、いつということをちょっと答えられないんですね、少なくとも今、自分でプレッシャーかけますけれども、少なくとも来年度はこれをやっていきたいというように思います。

給食費の問題についても、本当にこれについては認められるんであれば、一日も早くやりますし、できれば今年度中にもそういうものを実施できればと。その財源として、ふるさと納税の寄附をしてくれた人たちの意に沿うような方向で、これを本当に榛東を思う心を取り入れてやっていきたいということがありますので、これについてもさらにPRも含めてやっていかなければなりませんので、これについては年度内にできればやりたいというように考えております。財源については今言ったようなことを充ててやっていきたいというように思います。

#### ○議長(金井佐則君) 3番。

#### [3番 柗井保夫君発言]

○3番(柗井保夫君) 財源の話も伺って、私はこう思うんですね。例えば給食費が幼稚園が3,300 円、小学校が4,000円、中学校が4,850円、こういう中で、やはり村民は、じゃ、真塩村長はここを第3番目の子供以外、お二人の子供についてはこことここをこのぐらい下げてくれるんだよと、いつまで、こういうのをやっぱり望んでいると思うんですね。それでもう一つは、例えば防犯灯についてもそうなんですね。防犯灯でも、今年度、27年度については28基、148万8,000円、これを予算要求しているんです。そういう中で、この電気代だけでも586万円かかるんですよ。そういう中で、今言う、はい、防犯灯ふやします、それとか防犯カメラふやします。こういう中で、今、村長が言われた財源なんです。間違いなく財源なんですよ。例えば防犯カメラについても、この防犯カメラを増設したいという、この公約は、私はこういうものを持っているんですね。文部科学省が学校施設の防犯対策についてということで、平成14年11月にこれを出しているんですね。その中で、一番肝心なところは、防犯管理システムの導入を考えていただきたいと、こう出ているんですよ。

ですので、こういう面から、真塩村長については、この公約、学校、きょう伺っていたら、いや、 不法投棄のところも設置したいんだと。こういうところで、学校についてはこういうところからいろ いろと公約が出てきているものと、私は理解しているんですね。

ですので、やはり、今いろいろ財源を伺いましたけれども、今後ふるさと納税についても、ちょっと後で伺います。ただ、財源がない状況の中で前村長のように給料の3役30%カット、こういう公約をなぜ上げなかったのかなと、これをちょっと伺いたいと思います。

#### ○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 給食費の問題とか防犯灯の問題については、今の質問ではある程度いいということだと思うんですけれども、村長以下、そういう給与の削減をということだと思うんですが、公約には掲げておりませんでした。また、前回も、前々回もそのような公約は私もしていなかったんですけれども、これについては、私も県の町村会長をしたりいろいろした中において、全体で考えさせてもらった経緯もございます。これについて、それを含めて判断をして、また後援者の人とも判断をして、今回も自分の給料を下げるとか、そういうもので選挙を戦うということはよしとしないという

ことで、私はそのとおりにさせてもらったところでございます。公約には掲げておりませんでした。 〇議長(金井佐則君) 3番。

#### [3番 柗井保夫君発言]

- ○3番(柗井保夫君) 総務課長、前村長、3役の4年間で30%カットした場合、約3,800万、こういうふうに私は認識しておるんですけれども、どうですか、この金額については。
- ○議長(金井佐則君) 総務課長。

#### 〔総務課長 新藤 彰君発言〕

- ○総務課長(新藤 彰君) 約3,840万ですけれども、ほぼ間違いございません。
- ○議長(金井佐則君) 3番。

## 〔3番 柗井保夫君発言〕

- ○3番(柗井保夫君) ということで、4年間で3,800万、これが村の財政となる、こういう今、約3,800万ですね。こういう中で、今後、公約には上げませんでしたけれども、真塩村長については30%とは言わず、20%とか10%カットするというお考えはありますか。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 考えがあるかということであれば、今のところそのあれはございません。一 生懸命仕事に、そして村がよくなるように一生懸命頑張るためにも、私は今のところはありません。 ○議長(金井佐則君) 3番。

#### [3番 柗井保夫君発言]

○3番(柗井保夫君) カットされたからといって、教育長が仕事をしなかったという話でもなし、村長が仕事をしなかったという話でもなし。やはりここは村の財政を考えた場合については、ぜひ真塩村長には考えていただきたい1つということで、ここはこれで切りたいと思います。

そういう中で、このリーフレットを見させていただいたときに、自衛隊との共存共栄という言葉が入っているんですね。私は、ともに栄え云々という今までの物の考え方で共存共栄という考えがあるんですけれども、どうも真塩村長のこの共存共栄の考えは、私の持っている考えとちょっと違うんじゃないかというふうに見るんですね。それでちょっと共存共栄についてお尋ねしたいと思いますけれども、どうですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

### 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 私自身は、本当に今でも自衛隊協力会のメンバーでもありますし、いろいろな中において、榛東においては基地があると、これは疑いもない事実でございます。そういう中において、共存共栄の書いてあるとおり、一緒に勉強もし、一緒に栄えていくと。そして仲よくしながら、本当にあるべき姿を模索していくのが共存共栄ではないかと。一方的にこういうことだから、例えば

村が頼む、村が一方的に自衛隊のほうに、こういうことをしなければ困るとか、そういう問題も話し合いの中でやっていくことだと。そして、自衛隊の場合、消防もそうですけれども、警察も同じように、その国を守る、住民の財産等を安全を守る、その崇高な中において、共存共栄というものをずっと掲げさせてもらっておりますけれども、これは書いてあるとおりだと思う。そのとおり私はやってきたつもりです。

○議長(金井佐則君) 3番。

#### [3番 柗井保夫君発言]

○3番(柗井保夫君) ということで、次に移らせていただきます。

実は、選挙結果に基づく政策の踏襲ということで、4月26日の今回の選挙結果を言わせていただくと、真塩村長が3,858票、前村長が3,810票、48票差で今回、真塩村長誕生ということでございます。大阪都構想の住民投票選挙とはちょっと若干違うんですね、これは。1万票、1万740票違っても、大阪はもうこの都構想については頓挫だと。そういう中で、大阪はイエスかノーかの話なんです。村長はですね、48票、この差で今そこの椅子に座られているんですけれども、48票でも勝ちは勝ち、俺のやりたいようにやるというお考えなのか。それとも、やっぱり村の半分は阿久澤前村長の政策を支援、指示をしている人がいらっしゃるんですよ。そういう中で、こういう政策についても踏襲するんだと、これどちらですか、村長。

○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 私は、三千幾つの票をもらったと。それで、相手候補とも48票の差、これについては柗井議員に言わせれば48票の差、少ないよというのか、あるいは勝ち負けでいえば48票でも勝ったんだよという言い方かよくわかりませんけれども、そして、一番肝心な、今言うように、前の村長のやっていた政策を踏襲するのかどうか。これについては、一つ一つ、あるいは是々非々で私も検討して、受け継ぐべきものは受け継いでいく。だけれども、このやり方、このものについてはちょっとどうかな、それはよく検討して、下手をすれば中止もやむを得ないというように是々非々で臨んでいきたいというように思います。踏襲すべきものはちゃんと踏襲していきます。

○議長(金井佐則君) 3番。

#### [3番 柗井保夫君発言]

○3番(柗井保夫君) 真塩村長、久々に真塩節を聞いてうれしいです。そういう中で、やはり村民の方は2期8年というこの実績をすごく買われているんです。ですから、あの方だったらすぐやってくれるよと、こう思われている村民いっぱいいらっしゃると思うんですよ。だから、その辺も踏まえて、やはり速度を持った対応、これが一番大事じゃないかと私思っています。

そういう中で、今、真塩村長の今持っている情報というのは、偏っているところがあるんじゃない かという場面をいろいろ皆さんから聞きます。そういう中で、例えばですよ、ここに今こういう「羅 針盤のない島」という、こういう本があるんですね。これはまさに6月2日に群馬県知事にいただきました。群馬県知事は、今もネクタイすると、ネクタイを締めて執務しています。理由は、この本だけなんです。これは自衛隊にいたときに同期の方からもらった本なんです。ここにクールビズという言葉が中に入っています。クールビズの中で、クールビズなんていうのは作業服だと、こう言われて、それをずっと大澤知事は自分で通している。皆さんが言われているように1人だけ格好つけてやっているんじゃない。こういうことから来ている情報をもって、毎朝、白のワイシャツとネクタイを締めて通勤しているんですね、登庁しているんです。

これがやっぱり情報としてないと、例えば知事へ行ったときにノーネクタイで行っちゃうんです。 群馬県の部長クラスは全てネクタイ締めていますよ。主人に右へ倣え。県議の一般質問は全部ネクタ イしています。だから私がしているわけじゃないんです。きょうは真塩村長の初めての定例会なんで、 一般質問ということで正装させていただいています。

ということで、情報の正しいものが入っていないと、指揮官というのは正しい判断ができないんですね。そういう面で、例えばソフトバンクのソーラーパークについては、これは、平成23年6月21日にソフトバンク社がプロジェクトを、これに対しての議会決議を出しているんです、もう。榛東村議会は、14期の方々が。それで、23年7月11日には、これ誘致に対するお願いを村からしています、ソフトバンクに対して。そして、24年3月13日には協定を結んでいます、建設の協定を。そういう中で24年7月に運転が開始されているんですね、これ実は。

そういう中で、例えばソフトバンクの榛名カントリーの跡地は、榛名カントリーに貸し出しているときに30万平米あったんです。借地代90万です、その当時、ごめんなさい、900万。それで、ソフトバンクが借りている地域についてはその10分の1なんです。そういうことで3万6,000平米、約10分の1なんです。ということは、榛名カントリーに貸しているときの900万、それの10分の1だから90万取ればいいんですね。ところが、これは42円の売電収入でいただいていますので、約400万、3%ですから400万をソフトバンクからいただいているんですね。それと、そのほかにあそこの管理賃、ことしから160万、施設草刈りですよ、これもらっているんです。それと28年、来年から固定資産税が約600万から700万入るんです。そうすると、あそこのソフトバンク、ソーラーパークについては、約1,100万ぐらいから入ってくる。

そういう中で、私が思っているのは、地方創生絡みで、あそこを今後も国の交付金をもらって何か リゾート化できないとかという考えを村として持っていかなければいけないんじゃないかと。あと20 年間続くんでしょう、あそこは。

その辺も含めまして、今、今のお考えで結構です、村長。あのソフトバンクについてはあのまんま、要は売電と固定資産税をもらうだけ、もうそれしか考えていない、こういうお考えでよろしいですね。 〇議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) これは先ほど来、私も話しておりますけれども、ソフトバンクとのソーラーシステムによる太陽光発電、これについて私は1回も反対はしておりません。これは3.11の問題から、国もそういうものにこれから支出をしていく、そしてたしか20年ですかね。全部で24%ぐらいを自然エネルギーで賄っていくというような計画も出しておると思います。そういう中において、私はそれは榛東がソフトバンクに頼んで、あそこでやって、売電の3%をこちらに納入してもらう。それが固定資産がわりだというような話もあるかもしれません。これについて1回も私は反対もしておりません。今の時代、これは必要であると、私はそう思っております。

私が言っているのは、はっきり言うとその請負の仕方、そしてそれに対する支出の仕方、それを私は検証したいということを言っているだけで、ソーラーシステムについて、これからも私は必要だというように考えております。

○議長(金井佐則君) 3番。

# 〔3番 柗井保夫君発言〕

○3番(柗井保夫君) いろいろよく掌握をしていただいて、よくいろいろ活用方法があろうかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、今度は白子の海ソーラーポートなんですけれども、これについてはもともと、村長ご存じのように、農業用水維持管理基金、これが24億円、榛東村は持っておりましたけれども、年々それが電気代で減ってきて、今は16億ぐらいになってしまった。これじや困るということで、2億円を使って、あの白子の海ソーラーポート、今の段階では1,000万ずつ毎年返して、一般財源に60万入れて、そのほかの売電収入については、これは自然エネルギー基金に入れ込んで、それで要はこの農業用水関係の基金が減っていかないように、これがまず考えなんですね。もう10年、この農業用水基金16億円については10年もたないと言われている。それを防ぐためにも、こういう事業を始めて自主財源を確保しておるんですね。

今、この自然エネルギー発電運用資金については、27年度末には2,558万、このぐらいたまるだろうと。実質で言うと、20年かかって返納する太陽光発電だけれども、実質8年ぐらいで済むんじゃないかと。しかしながら、これは一般財源には、今の段階では条例で示されていますので、条例を改正しない限り入れられないんですね。これは農業用水関係の基金に入れ込んでいるわけですよ。そういう約束で14期の議員の方はいっぱい検討されて、この条例をつくって基金にしているわけですからね。そういう中で、やはりこの白子の海についても、この基金云々含めまして、第6次総合計画の中で20年もたなくても、10年ぐらいで終わる可能性、終わらせれば終わる可能性がある。だから、それのものの、白子の海の太陽光発電についてもいろいろ考えていかなきゃいけない、もう時期に来ているんですね。始まってもうそういう時期に来ている。ですので、そういうことも考えて、この白子の海についてもやっていただきたいと、こういうように思います。

実際、白子の海については年間約3,000万の売電収入が得るということで、前から伺っております

ので、その辺も含めてよろしくお願いをします。

それとですね、次にふるさと納税についてなんですけれども、先ほど来、村長の答弁とは全然私、食い違う資料を持っているんですね。要は、昨年の10月31日、11月1日から始められたこのふるさと納税なんですけれども、約3月31日まで、26年度榛東村地域創生ふるさと応援事業、寄附金額8,873万4,000円、収益については、要は収益については20%という意味ですよ、先ほど来言われている。村に20%入ってくるという、その収益ですよ。8,873万4,000円に対して1,915万7,952円、間違いなく20%、これ千九百、収入ありますよね、課長どうですか。私が言っているこの資料は誤りですか。〇議長(金井佐則君) 久保田産業振興課長。

#### 〔產業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長(久保田邦夫君) 私の手元にございます26年度の実績でございます。寄附金額につきましては、柗井議員がおっしゃったように8,873万4,000円、そのうちお礼品の代金として4,911万8,004円、それから送料895万8,218円、委託料1,149万9,926円、差し引きで収益という言葉にさせていただきますが、1,915万7,852円、決算見込みでございますけれども、寄附額に対しまして収益が約21.6%ということでございます。

○議長(金井佐則君) 3番。

# 〔3番 柗井保夫君発言〕

○3番(柗井保夫君) 先ほど来言われている、村長はこの20%には満たないという話を何度も言われていました。それはいろんな資料をお持ちなんでしょうから、こっちの資料はこうだ、こっちの資料は、それはもう結構です。

そういう中で、私が言いたいのは、昨年の11月からずっとふるさと納税、誰が担当とかなんていうのは全然関係ないんです、そんなのは。榛東村のふるさと納税なんですね。そういう中で8,800万からこのふるさと納税、言われているんです。先ほど来、村長が言われているふるさと納税としたら、その趣旨自体がおかしい。これは何度も私はこの村に対して質問しました。だけれども、今、全国的にこのふるさと納税は半分なりをお返ししているんです、全国的に。そういう中で、例えば1億円あったら5,000万の品物をお返ししているんです。先ほど来、村長が言われている榛東村のものを絶対にというのは、私も正しいと思います。そういう中で、榛東村のものを半分お返しするということは、農家の方々たちに半分、1億のうちの半分、5,000万は収入として入っている。納税者の半分返すことは、榛東村のものを返すんですから、半分は榛東村に入っている。

それと、先ほど来、目的税という話を村長はされるんですけれども、この目的税についても、納税される方は、私はこういうところに使ってと、こう言って納税している人もいるんです。これがまさに村長の言われる目的税なんですね。それで、要はですね、今までの寄附は受けていました。例えば75万とかいろいろもらって、そのうちの1万円してくれた人には3,000円、ワイン2個入りを返したりいろいろしていました。そうすると割がいいんです。50万ぐらいのうちの十何万を返せばいいんだ

から、あとはみんな村のもんだよと、こうなるんです。ただし、8,000万とか1億円の納税をいただくようになるために、この村は四十数種類のものをつくって、それでインターネットで配信しているんです。それによってこの金額がふえている。ほかの各地方と違うのは、中之条なんかはもう口数が少ないけれども、1億円、2億円。温泉があります。うちはですね、1万円の人がいっぱいいるんです。8,800万云々といったら、8,800人ぐらいいるんです、口数にしたら。そうして、その人たちが半分お返しするからやってくれているんです。

先ほど来、財源はどうすると村長に伺うと、いや、ふるさと納税使ったり、これを継続していくんならわかります。今までに戻したら納税者はいません。そこから来る金はないんです。私はそういうふうに理解しているんですね。

そういう中で、人事云々、私は村長権限だから何も言いません。ただ、このふるさと納税が今ここでどういう状態になっているか。担当課長わかりますか。今どういう状態になっているんです、ふるさと納税。わかりますか。

- ○議長(金井佐則君) どの課長に聞くの。
- ○3番(柗井保夫君) 担当課長がいるでしょう。
- ○議長(金井佐則君) 久保田課長。

## 〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

- ○産業振興課長(久保田邦夫君) ふるさと納税につきましては、村長から先ほど申しましたように、 榛東産が全てあればいい話なんですが、一部、榛東産以外のものというものも入っているようでござ います。ただ、納税のこの事業自体につきましては順調に事業のほうは消化されていると認識してお ります。
- ○議長(金井佐則君) 3番。

## [3番 柗井保夫君発言]

○3番(柗井保夫君) 村長の下の幕僚として課長は一生懸命やっている。やっぱりもっともっと勉強して村長を支えるようにならなきゃだめだよ。そういうふうな形を、機関じゃないんです、これは。相手がいてやっている、行政の継続と、これで相手がいる話なんです。榛東村に納税するんですよ、そこによって納税額が落っちゃうんです。その辺を含めてよく勉強していただきたい、このように思いますよ。

それで、私はですね、村長、どんな人がやろうと、榛東村のために一生懸命やる。これをやっぱり生の目で、私は4年間のブランクなんて絶対言いません。8年もやられた方に大変失礼な話になっちゃうんです、そんなことは絶対に言いません。それなりのことを一生懸命されてきた。私は真塩村長を前から知っていますから。そういうことは言いませんけれども、やっぱり自分の目で見てご判断をいただきたい。

次に、一番最後になりますけれども、地方創生についてですね。

自主財源確保、いろいろ今、国としても考えておるんですけれども、例えば地方創生なんて口で言えば簡単なんですね。要は、国が言っているのは、若い世代の就労、結婚、子育て、これを実現しなさい。東京に一極集中することを防ぎなさい。最後は地域、榛東村は榛東村ですよ。国政に即した地域課題の解決をしていきなさい、こういう話なんですよ。そういう中で、国が一生懸命やる市町村にはお金を出すと言っているんですよ、今。だから、一生懸命やろうとしたら、いろいろな計画をつくって国に上げていけばいいんです。

私は、今言う農業用水関係の新幹線の水くみに、年間、水をくみ上げる農業用水と飲料水ですよ、 くみ上げるお金に年間7,000とか9,000万円使っているんです。それを何とかしていただきたいという ことで、この地方創生絡みで、パネルで何とか電気代を稼いでいただけないか、その金を国から交付 いただいたらどうですかと、こういう話をして今いるんですよ。でも、これがストップしている。み んなストップしているんですよ。この地方創生担当課長、今この地方創生についてどうですか、進ん でいますか。

○議長(金井佐則君) 基地·財政課長。

[基地・財政課長 清村昌一君発言]

○基地・財政課長(清村昌一君) お尋ねのまち・ひと・しごと創生法に基づく交付金でございますが、国の補正予算によりまして、平成26年度中に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起生活支援型というものと地方創生先行型という2種類の交付金がございます。この2本とも本村においては交付の申請をし、交付決定をいただいているところでございますが、基本的には地方創生先行型の中に交付の対象となってございます地方創生総合戦略策定事業、この総合戦略を策定した後に、村としてまち・ひと・しごとをどのように創生していくかということがこの策定総合戦略に盛り込まれ、それらの事業について交付金等の交付が受けられるものと理解してございます。

○議長(金井佐則君) 3番。

#### [3番 柗井保夫君発言]

○3番(柗井保夫君) 地方創生絡みのですね、今2,300万なり先行型でもついているんですね。これについては、これを1年間検証することによって、よければ、榛東村よく頑張っているよと5億円来るんですよ。5億円が3回来るんですよ。だから、本当に榛東村のことを考えながらやらないと、もう例えばこれを断った場合、榛東村、信頼がなくなっちゃうんです、国から。あんな村に出さないよと、こういう話になっちゃうんですよ。

だから、真塩村長、この辺をよく掌握をしていただいて、実は新幹線のくみ上げの太陽光については12日が締め切りなんだそうですよ。だから、そんなのも含めて、我々も総務産業で一生懸命検討したりさせていただいたんで、どうかこの辺を自分の目で見ていただいて判断をしていただきたい、こう思います。

村長の公約等についてはこれで終わります。

続きまして、あと11分しかないんですけれども、2月に、実は渋川の副市長が官製談合防止法違反で捕まりました。企業にお金を教えてしまってですね。そういう中で、これ他人の家のことではないんです、全然。やっぱり榛東村のことを考えて、担当課長についてはいろいろな手段を打たなきゃならないと思っています、私は。何か新藤課長、打ちましたですか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

## 〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長(新藤 彰君) 今回、渋川の入札の事故ということでございますけれども、広域の市町 村内でありまして、非常にこれも人ごとではないなということで、非常に案じておるわけでございま す。

そういう中で、この入札は非常にデリケートであって、非常にシビアなものでございます。いずれにしても情報が漏れるということが一つの一番の原点というか、発信源になるわけですから。そこをいかにたっていくかと、予防するかということが大きな一つの対策になるかと思うんですけれども、例えば本村の場合についていいますと、柗井議員ご存じだと思うんですけれども、工事を行う起工伺いから始まって指名、それから入札にかかるということで、そういった段階を踏みながら工事を進めていくわけですけれども、そこに係る職員というのがかなり限定されてきます。私を含めて総務課の職員、あるいは3役とか、そういったことになりますので、そういったことを日ごろから含めて、予定価格の設定等も含めて、絶対外に漏れないというような方策をまず講じていくということが一つではないのかと思っております。

それから、チェックとしますと、例えばもう一つは、指名委員会に職員も入っているわけですもれども、そういったものの情報の漏えいの防止だとかですね。それから、入札担当者による情報の漏れれとか、そういったものを徹底的にチェックして、動きというか、何ていうんですかね、いつ何かあったときにいつでもチェックできるような体制をマニュアル化するということが大事じゃないかと思います。

いずれにしましても、非常に、先ほど言いましたけれども、デリケートで、情報が出てしまうということも、人間のやっていることですから、全て100%というわけにいきませんけれども、いずれにしても日ごろから、そこに携わる職員を限定して、常にチェック機能を機能化していくということが大事じゃないかと思います。

○議長(金井佐則君) 3番。

### [3番 柗井保夫君発言]

○3番(柗井保夫君) 要は、友達になっちゃだめなんですよ。要は、昔から仲がよかったと副市長言われているんですよ、その企業の社長とね。だから、やっぱりみんなで注意してやればいいんです。ああ、おい、飲んでると、だめだよ、あれはとかですね。そういう絡みでみんなが見たら、おお、こういうのがあるよと。そういう話でいかないと、やっぱり私は、この談合事案等についてはなくなら

ないと思いますよ。

それで私は、この入札関係については一つ非常に心配していることがあるんです。私は伊勢崎のプロファ設計というところへ行って聞いてきました。実は、私は総務産業常任委員会でいろいろな小学校の体育館だ、南部コミセンの改修だ、北小の改修、いろいろ、補正を組んでくるんですね、650万とかですね。それで、何で見積もりやっているのにこんなに、いや、建ててきたらここがやわらか過ぎたと、下が、土がやわらか過ぎたと、そこへコンクリートを入れなきゃだめなんだと。そんなの最初からわからないのという話なんですよ。私は、そういう、昨年、26年度で3件それを見ているんです。ですので、やっぱり見積もり云々もきちっとさせていかないと、村民の方が見ていておかしいと思いますよ。そんなのも含めて、担当する課についてはきちっとした見積もりをさせたり、いろいろそういう方向でやっていただきたい、こういうように思います。

最後になりますけれども、この村の備品ですね。いろいろな装備品ですよ。要は天幕もあれば、机 もあれば、テーブルもあれば、これ実は榛東村、何もなかった。掌握するものが何もなかったんです ね、榛東村については。それで、実は自衛隊方式で申しわけないですけれども、管理簿というのをこ うデータをつくっているんですね、だから、もうその部隊には全て管理簿をつくる。それと同じよう なことをつくったほうがよろしいんじゃないですかというのを村上課長に、新藤課長の前の村上課長 にお願いしたら、もう最後の最後まで、定年になる前の日まで一生懸命やっていただいて、今、榛東 村については一覧表ができています。総務課長、こういう認識でいいですか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

#### [総務課長 新藤 彰君発言]

○総務課長(新藤 彰君) 柗井議員おっしゃるとおり、これについては、柗井議員さん、監査委員 さんされていますので、ご指摘いただいて、指導をいただいて、それに基づいて、システムですかね、今現在持っています財務会計システムの中にシステムがあきがございまして、そこに盛り込んで入れ たというような形になっております。

そういったことで、これまで備品の管理が今どこにどういうものが幾つあるかというところが把握できなかったのがやっとできるような形になりましたということで、これをさらにもう一歩、管理の制度を上げていかなくてはならないというふうに考えておりますので、将来的には、これで更新だとか廃棄を含めたシステムを構築していきたいと考えております。

○議長(金井佐則君) 3番。

## [3番 柗井保夫君発言]

 $\bigcirc$ 3番(柗井保夫君) もう一歩進んでいただいて、ABCDEぐらいのランクをつけていただいて、それで、AとかBとか、これ変えてくれといっても変えないんです、もう。なぜかといったら、ABはもうチェックしていて、まだ新しい。DEが、これを変えるといったら変えてやるんですね。そういう方式でいかないと、お金ばっかりかかっちゃってしようがないんです。だから、物の管理という

のは、私はそういうものだと思います。

例えば春のふるさと公園の春祭り、天幕張っています。皆さん来るときに、やっぱりAランク、Bランク、Cランクのものを建てて、安全の、この枠のくいが落っこっちゃうようなやつはやらない。そうやっていかないと、やっぱり物の管理というのはできないです。強いて言えば、村長が管理官なんです。各課長は取扱主任、こういうふうにして物を管理すれば、それで、例えば教育長なり副村長は管理官の補助者。それで物を管理しないと、このいいものもあっちに行っちゃって、全然誰も掌握しない。これも財産ですから。この辺も含めて、きちんとした管理をしていかないといけないんじゃないかと、このように思います。

最後になりますけれども、本当に真塩村長、よくご自分の目で見られて、実績は重々わかっておりますけれども、見られてご判断いただけるようにお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長(金井佐則君) 3番柗井保夫君の一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、通告のあった6名の議員のうち、本日は3名の一般質問を終了いたします。

# ◎日程第5 陳情について

○議長(金井佐則君) 日程第5、陳情についてを議題といたします。

お手元の陳情つづりの一覧表により順次付託を行います。

なお、陳情要旨については省略させていただきますので、後ほどご一読ください。

陳情受理番号4号、第11区区長、齋藤賢司氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号5号、第5区区長、栗原秋良氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

なお、これから議事録が作成されます。議事録を見て精査し、不穏当な発言がございましたら、こ ちらで対処をいたします。

#### ◎散 会

○議長(金井佐則君) 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしました。 第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時47分散会

# 平成27年第2回

# 榛東村議会定例会会議録

第 2 号

6月10日 (水)

# 平成27年第2回榛東村議会定例会会議録第2号

# 平成27年6月10日(水曜日)

# 議事日程 第2号

平成27年6月10日(水曜日)午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問について

\_\_\_\_\_\_

# 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# 出席議員(13名)

1番 髙 田 清 一 君 3番 柗 井 保 夫 君 山口宗一君 5番 7番 松岡稔君 10番 栁 田 キミ子 君 12番 岸 昭 勝 君

小山久利君 小野関 武 利 君 6番 8番 南 千 晴 君 11番 岩 田 好 雄 君 早 坂 通 君 13番

清 水 健 一 君

2番

4番

## 欠席議員(1名)

9番 松岡好雄君

金井佐則君

14番

# 説明のため出席した者

村 長 真 塩 卓 君 総務課長 新藤 彰君 基地 • 財政課長 清村昌一君 税務課長 岩 田 健 一 君 子育て・長寿 山本正子君 青 木 住民生活課長 繁君 支 援 課 長 小野関 産業振興課長 健康・保険課長 均君 久保田 邦 夫 君 上下水道課長 建設課長 久保田 勘 作 君 清 水 喜代志 君 教 育 長 会 計 課 長 小 山 美 子 君 阿佐見 純 君 生涯学習課長 学校教育課長 清 水 誠 治 君 清水義美君

## 事務局職員出席者

事務局長倉持直美 書 記 津久井 久 美

## ◎開 議

午前9時開議

○議長(金井佐則君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第2回榛東村議会定例会2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

定例会初日に申し上げたとおり、松岡好雄議員以外全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法121条の規定により、村長以下説明のための出席を求めております管理職は全員 出席であります。

直ちに、お手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。

なお、傍聴される皆様方に申し上げます。傍聴される皆様は、傍聴人心得をお守りの上、ご静粛に 傍聴されますようお願いを申し上げます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(金井佐則君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

8番南千晴さん、10番栁田キミ子さんを本日の会議録署名議員に指名いたします。

## ◎日程第2 一般質問について

○議長(金井佐則君) 日程第2、一般質問を行います。

質問順位4番早坂通君の質問を許可いたします。

13番早坂通君。

#### [13番 早坂 通君登壇]

 $\bigcirc$  1 3番(早坂 通君) 皆さん、おはようございます。13番の早坂通です。早速一般質問に入ります。

村長、あなたの初登庁の記事に、一人のため、少数のための村政であってはならない、村政を浄化 し、公正で透明性の高い村をつくりたいとあったが、真塩村政の8年は正反対の村政だったのではな いでしょうか。つまり、自分のための村政、一部の人間のための村政を行い、不透明で放漫な財政運 営を行ったと私は思います。

執行と議会の関係は、車に例えるならば、執行がボディーで、議会はブレーキとアクセルです。村長が過去を反省し、本当に村民のための村政を行うならば、私は、議会の一員としてアクセルを幾らでも踏む覚悟であります。しかし、過去のような村政を行うのであれば、ブレーキを踏み続けます。

また、地方創生事業は、今後、地方自治体の存続を左右する施策です。この施策を最大限活用して

棒東村を活性し、人口減少を食いとめることが重要と考えます。いずれにしましても、行政、議会が リーダーシップを発揮して、村民の知恵も生かし、この地方創生事業に取り組むことが重要です。 以上を述べ、自席に戻り、村長の政治姿勢と地方創生事業について質問をします。

○議長(金井佐則君) 13番。

## [13番 早坂 通君発言]

- ○13番(早坂 通君) 村長、まず最初に、公約に掲げた行政の透明性とは村長にとってどういうことか、お答えを願いたいと思います。
- ○議長(金井佐則君) 真塩村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 透明性、これについては、選挙のときからずっと叫んでおります。これについては、昨日の議会等でいろいろ話させてもらいました。一つ一つを捉えて、村民、もちろん議会に対して十分な説明、あるいはわかりやすく、村民にわかりやすくやることが、透明性を維持していくということでございます。過去8年間、村長をやらせてもらいました。私は、誠心誠意、透明性を持ってやったつもりでございます。

○議長(金井佐則君) 13番。

## [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 今、村長は、過去8年間の村政をかじ取りした際、透明性のある村政を行ったという答弁でございましたが、私は、先ほども言いましたように、そうは決して思いません。

1つ例を挙げさせてもらいます。過去に不公平、不公正な村政を行ってきました。さらに、議場において村長は、虚偽の答弁もしております。村長の立場にありながら、人権侵害も行っています。そのことを明らかにするために、覚えておられるでしょうけれども、南部保育園の民営化の経緯を改めて問います。

お断りしておきますが、私は民営化の委託を受ける立場でしたが、委託を受けられなかったことの うらみで、南部保育園の民営化を例として取り上げるのではありません。当事者であり、経緯の詳細 を知っているので、最も適切な事例と考え、取り上げたわけでございます。誤解のなきよう願います。 村長は、保育園を民営化する理由として、平成15年第4回定例会において、私の、なぜ民営化をす るのかという質問に対して次のように答えております。3園が民営化になれば、それなりの競争をし、 その競争がよい作用に働いて、いかに園児によい影響を与えていくかと答弁をしています。

ところが、選定委員会での評価点数が、既に中央保育園の委託を受けている者と私が同点であった にもかかわらず、中央保育園の委託者を選定した。これは、3園が民営化になれば、それなりの競争 をし、その競争がよい作用に働いて、いかに園児によい影響を与えていくかという議会答弁と矛盾を いたします。

このようなことは、公平公正な村政とはほど遠いものと思いますが、再度、村長の認識を問います。

#### ○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 今、南部保育園の平成15年の問題が出ました。これについては、早坂議員おっしゃるとおり、選定委員会のほうで、私はその中に参加をしないで、公平な目で見たいということでおりました。そして、点数、たしかあのときは、何人だか忘れたんですけれども、トータル的に点数が同点であったことは確かです。これは報告もさせてもらいました。そういう中で、最終的に当時の村長である私のほうで決断をさせてもらい、現経営者にお願いをしたという経緯がございます。

そういう中において、中身について申し上げると、1名の方が、最低1点だか5点だかちょっと忘れましたけれども、入れるところを、これは入っていなかったということもございました。そういうことを総合的に判断して現経営者にお願いをするということで、私は審査委員会のほうも尊重して決断をさせてもらったところでございます。

## ○議長(金井佐則君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 村長、今、選定委員会のほうの意見を尊重してというふうに言ったけれど も、選定委員会では同点だったんですよ。じゃ、選定委員会の一部の誰かを尊重したんですかね。

そこが疑問なところと、村長は、私がこの結果を聞いた後、村長に話を聞きたいからということで、 たしか旧庁舎の応接で、これは村長が議会答弁したことと矛盾するじゃないかと、この結果は。そし たら村長は、そう言われると何も答えられないというふうに私に言っているんです。これは非公式だ から、議事録もテープも私はとっていませんから何もないけれども、そう言っているんですよ。

まず1つは、その選定委員会のあれを尊重したというのはどういう意味ですか、説明してください。 ○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 同点とはいえ、あのとき、たしか3社の人から応募があったという中において、2人の方がこれは同点であったということは私も承知しています。最終的にその2社のところから、それを選定委員会の2社の人からこれを選ばなければならないということの中で、それを選定委員会の選んだことに対しての尊重をしたと、そして最終的に私のほうで決めさせてもらったというところでございます。

# ○議長(金井佐則君) 13番。

## [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 村長ね、15年に私が質問したり個人的に村長に伺ったときは、そういう話は一つもなかったですよ。何で今そういう話が出てくるんですかね。同点だったけれども、選定委員会の皆さんの意見を尊重して、既に受けている人にやることを決断したというのは。またこれ、適当な答弁をしているんですかね。まあいいですよ、それは。後で証明しますから。

あと次に、虚偽の答弁、人権侵害をしたということの経緯をお聞きしますから。村長はこのとき、 虚偽の答弁、人権侵害も行っています。私は村長から、民営化に手を挙げるならば奥さんの党籍が障 害になるよ。つまり、当時、私と妻は日本共産党員でありました。そういうことで、妻の離党を要求 されたわけであります。その後も数回、妻の離党を要求されました。これは、憲法14条で保障されて いる基本的人権である思想・信条の自由に違反する行為です。まさに村長は、人権侵害を行ったわけ であります。村長、このことは覚えていますよね。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

- ○村長(真塩 卓君) 全く覚えておりません。
- ○議長(金井佐則君) 13番。

## [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) またそうやって虚偽の答弁をするんですかね。私、議事録を持っているんですよ。書かれているんですよ、ここにちゃんと。初め、村長は、そんな要求はしていませんというふうに私に答弁したんですよ、その質問のときにね。最終的に私がいろいろ問い詰めたらば、こういうふうに言っているんですよ。ちょっと議事録読みますよ。

私は、訂正もしていませんけれども、先ほどの答弁の中で、言っていないということを私は言っておりません。確かに今言ったように、12月か3月ごろか、伊香保で議会の上がった後のことを言っているのだと思いますけれども、そういう中で、いろいろの中で話をしたかもしれません。言っていないということは私も確信を持っておりませんので、たしか主観でそういう話をしたかもしれませんので、言っていないと私も断言しておりませんので。

こう言っているんです。覚えていないですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

- ○村長(真塩 卓君) 議事録にそういうふうに書いてあるとすれば、そういう答弁がなされたものと私も思います。しかし、前の議会終了後の懇親会ですか、そのときに言ったかもしれないとか、そういうことも、全く私は、その議事録に載っているとおりだということもちょっと忘れておりました。後でまた見させてもらいます。
- ○議長(金井佐則君) 13番。

## [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 先ほども言いましたけれども、村長ね、ここだけの話じゃないですよ。これを皮切りだったかな、それからもう四、五回言われたんですよ、私は。まだかいとか、もう離党したかいとか、四、五度言われているんです。そのときも一般質問の中で私は言いましたけれども、妻にそれを言ったら怒られました。父さん、何ばか言っているのって。確かに妻が怒るのは当たり前で

す。私がそんなふうに言う立場ではない。ただ、私は、民営化委託を受ける弱い立場だったもので、 ついついそういうことを言って、今、すごく反省しているわけですけれども。

そういったことで、村長は、一度じゃなくて何度もこの中で言っているんです。民営化をする経緯の中で何度も、妻を離党させろということを言っているんです。後で議事録を読んでいただければというふうに思います。

そして、今の答弁でもわかりますように、村長は今の答弁ですら虚偽の答弁をもうしているんですよね。そうでしょう。この私が平成15年に一般質問したとき、もう一つ虚偽の答弁がはっきりしたんですよ。それは何でかというと、私はもう当然そんなのは要求しませんよ、私は、少なくとも選定委員会のときには、初め、一倉村長から、早坂君、手を挙げてくれないかねというので、私、保育士の資格も持っているしね、早坂さんみたいな人物にやってもらえればいいと思っているんだけどというので言われたときに、手を挙げられる条件がそろうかわかりませんけれども、そろったらば手を挙げさせてもらうかもしれませんけれども、その際、選定は公平にやってくださいよと、一倉村長にそのくらいのことを言ったわけですから。もちろん、真塩村長にそういういろいろなことは、要求はしていません。

それを前提に、真塩村長は一方的に私に、選考委員会でしたかね、選定委員会でしたかね、そこで3社が面接をされたんです。そのときに、面接する、ヒアリングする内容のメモを、これ渡しておくからというので私に手渡したんですよ。それはある意味、機密事項のはずですよ、漏らしちゃいけない事項のはずですよね。でも、一方的に渡しました。先ほども言いましたように、私、委託を受ける立場で弱いから、突き返せば、やる気がないと思われると思って、もらうだけはもらいました。でも、別にそんなのは全然参考にしなかったですよ。平成15年の一般質問でそのことを質問したらば、真塩村長は、初めはやっぱり、全くそういうことはありませんと答えているんですよ。

ところが、私がそのもらったメモを、休憩をとってメモを示したらば、村長は最終的に、そうなると、私自身、このようなことを聞きたいとメモにして、これは深く反省をさせてもらっています。このようなことを言ったとあれば深く反省をしますと認めているんです、うその答弁をしたことを。

このことは覚えていないですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 平成15年ですか、そのような談合的な行為があったということを、ちょっと 今から整理して思い出したい、そして、一般質問ですね、そのときの内容を精査してみたいというよ うに思います。私もそのとき、渡した覚えとかそういうのはなかったので、そのような発言をしたと 思います。

○議長(金井佐則君) 13番。

[13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 村長ね、ちょっと取り消してもらいたいんだけれども、今、談合と言いましたね。談合じゃないですよ。一方的に村長がいろいろ渡しただけの話で、私が要求したわけじゃないし。先ほども言ったように、私は弱い立場だから、突き返せば選定に悪影響が出るかなと思って、もらうだけはもらったという話で、談合でも何でもないですよ。談合なんて言わないでください。談合の言葉は取り消してください。とりあえず、その談合と言ったのとを取り消させてもらえますか。 ○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

- ○村長(真塩 卓君) ただいまの談合という言葉、取り消させてもらいます。言葉が不適切であったというように思います。
- ○議長(金井佐則君) 13番。

## [13番 早坂 通君発言]

- ○13番(早坂 通君) 私、再度お聞きしますけれども、こういうふうに質問してくれば、冒頭は記憶になかったかもしれないですけれども、だんだん記憶がよみがえったと思うんですけれども、どうですか、記憶は少しはよみがえりましたか。よみがえったとすれば、自分のやったことをどうお考えですか。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

- ○村長(真塩 卓君) まだよみがえっておりません。本当にすみませんけれども、そういうことでございます。
- ○議長(金井佐則君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

- ○13番(早坂 通君) 次の質問に移ります。これも透明性の問題とかかわります。
- 一倉村長のときは、工事請負契約の議案審議の際に、入札執行調書が審議資料として議員全員に配付されていましたが、真塩村政になってからは配付がされなくなりました。なぜなのですか。
- ○議長(金井佐則君) 暫時休憩します。

午前9時23分休憩

午前9時28分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。 13番。

# [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 今、休憩中に総務課長からも説明があったんですけれども、私は、そんな 理由じゃないと思うんですよね、ずっと配られたものをいきなりやめるなんていうのは。なおかつ、 国のほうでは、どんどん情報を公開しなさいよというふうな指導が来ていたはずなんですから。それ は公表規定ができていないからやめるって。

やめた後、その後ずっと執行調書を配付していなかったわけですよね。それは、配付して、私は、 以前の議員のとき、執行調書を、配付されたそれを分析して、何度もこの談合問題の質問はしており ます。当初、入札執行調書が配られない時期に、私がそれを、談合問題を取り上げるので、入札執行 調書を直接担当課からもらいまして、当時は、議長のあれなんてやらないで、言えばくれたんですよ。 全部分析しました。それも一般質問へ出ているから、事業録を私は持っていないけれども、あればわ かるんだけれども、そのときは入札価格は、もう本当に、1億ぐらいの工事だって、価格の差が、そ れぞれの業者の価格が、ぴったり50万、50万、50万、50万の差しかなかったりとかね、これを見れば 明らかに談合があったわけですよ。

だからそういうようなことがあって、行政としてもというか、村長としても都合が悪いような何か 判断があって、私は、出さないんだろうというふうに解釈をしているわけなんですけれども、その辺、 村長、いかがですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 談合があったということについて私はよく存じておりませんけれども、公表については、過日、私になってから1回目の入札を行いました。これについて私も見たんですけれども、内容について全て最終日の日に議会に出してくださいということで指示をしてあります。その内容については私も見ておりますので、出すに内容についてですね。これは、十何年前のことで公表しなかったとか、その前の一倉村長のときは全部出したとか、ちょっと私も記憶というのか、出すべきものは出したと思っているんですけれども、その辺はよくわかりません。

ただ、早坂議員に申し上げたいのは、1つは、予定価格、これは職員は全くわかりません。全て私のときは、今回もそうですけれども、私以外に、村長室で予定価格を入れて封をして職員に渡します。 だから職員は一切わかりませんので、その点が1つ。

2つ目が、予定価格について、十分な、私も現地へ行ったりなんかして、これについて、設計金額から、設計金額は本当にこのとおりだと私も思えば、そのとおり入れたと思います。しかし、これはこんなぐらい切っても大丈夫であるということを思ったときには、その個々について歩切りをした経緯もございます。

そのような結果で、あとの談合があったかどうかというものは、これは業者間の談合のことを言っているんですか。

[「だから業者間の談合のことを言っているんだからいいです」の声 あり]

○議長(金井佐則君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 私が聞きたいのは、なぜ一倉村長のときにずっと出していた入札執行調書を真塩村長になってから出さなくなったのか、その理由。その理由は、今、総務課長がるる述べたけれども、その理由だって納得はいかないわけですよ、私。当時、○○○○課長に質問したときも、同じようなことを言っていました。でも、法がそういうふうになっているのにそれを理由に出さないというのは納得いかないと私は何度も言いましたけれども、結局は、私が議員を落選した後も、どうも入札執行調書は出されていなかったみたいです。それで、何で村長のときに入札執行調書を出さなくしたのかと、総務課長の考えじゃなくて村長の考えをお聞きします。

○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 言っているあれが、私、一倉村長のときにそれを出したとか、それ全くちょっとわかっていないので。その後、私が出さなくなったかというその理由も、はっきり言うと、村としてその規定がなかったということだと思うんですけれども、その点、ちょっとよくわかっておりません。

○議長(金井佐則君) 13番。

## [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 記憶から忘れたということなら話はわかるんですけれども、でも、真塩村 長は当時、あのときはまだ助役というふうにつかれていましたかね、一倉村長の助役だったんですか ら、そのくらいの、議会の際、入札執行調書が配られたということぐらいはわかっていたはずですよ。 それを忘れたかどうかはわかりませんけれどもね。それはそれとしていいですけれども。

そのときに、この入札問題について私が質問をしているときに、この議事録にこういうことも書かれているんですね。1つは、9月議会のとき、その平成15年ですね、そのとき。これは第4回だから12月議会ですね。9月議会のときに、これ、多分、私も記憶があるので、新聞記事にも結構載ったはずです。談合問題が起こったんですね。談合情報が流れたんですね。その際、どういうふうに談合情報が流れたかという詳しい経緯は私も忘れましたけれども、ここに、議事録に書いてあるのは、隣保館については○○組・○○工業、農業集落排水汚水建設については○○建設・○○組、それに○○、南小の工事については○○建設・○○工業・○○建材、こういうふうに、要するに請け負ったわけですね。

それを受けまして私がこう言っているんですね。この南小については、結果的には違うところが落 札をしたわけなんですね、今言ったところと違うところがね。恐らく落札者の組みかえを談合でした のではないかというふうに思うのですと。いずれにしたって、談合が行われているということは公然 の秘密です。議員初め誰もが知っていることなのですと、そういうふうに言っているわけなんですが、 なぜここでそういうふうに言われたかというと、どこが中心かというと、この3つのほう、村内では ○○組・○○工業なんですよ。そういうことで、恐らく、たしか私の記憶だと、業者の誰かが公にしたんだというふうに私は記憶していますけれどもね。そういうことがあったんですよ。

にもかかわらず、その入札執行調書も出さないし、その談合情報をきちっと処理して、何の説明も しなかったんでしょうし、そういうことを考えれば、真塩村長は盛んに登庁の挨拶でも、公平で透明 性の高い村をつくりたいと言っておりますけれども、先ほども冒頭言いましたように、過去を反省し てそういうふうにやってくれるんなら、私、大いに歓迎です。幾らでもアクセルを踏みます。ただ、 過去のそういうことを考えれば、本当にできるのかなと私は思うんですけれども、村長、いかがです か。

○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 当初申し上げましたけれども、数字とかそういうものについては、全て職員 はわからないということを申し上げました。今言っていることは、じゃ、私がそういう数字を漏らし たりということですね。

[「いいえ、違います」の声あり]

- ○村長(真塩 卓君) 違うんですか。当初、私が申し上げたとおり……
- ○議長(金井佐則君) 13番。

## [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 真塩村長は、今、透明性の問題について質問しているんですけれども、登庁の際に、これ、朝日新聞の記事なんですけれども、公平、透明性の高い村をつくりたいと言っているけれども、過去の8年間の真塩村政を見ていれば、今述べたように、私は、到底そういうことが実現できるとは思えない。ただ、真塩村長が、過去を反省して、これから村民のためにこういう透明性の高いむらづくりのために全力を挙げますよと言って、実際そういうことをしていくならば、冒頭言いましたように、幾らでもアクセルは踏むという覚悟なんですよ。ですから、ちゃんと過去を反省して、そういう新たな姿勢で透明性の高いむらづくりをしていく覚悟について聞いているんです。

○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 過去を反省するものが、いろいろ、どういうことを、私もできなかったこと とかそういうものを反省して、そして、これから、前にそういうものを、今回の選挙において公約したものを前進させていくということで言っておりますので、先ほど来、私から聞かせてもらうと、あたかも談合が私とあったような……

[「そんなことは言っていません」の声あり]

○村長(真塩 卓君) 言っていないですね。

[「業者間の談合です」の声あり]

○村長(真塩 卓君) そうですか。いや、それがもしあったとすれば、逆に、私の助役時代ですか、 談合があったということの、ちょっとよくわからないんですけれども、そういう情報があったという ことですね。それらを含めて、私がそれを反省してということの、今回の公約の中のことを捉えてい るのかどうか、私、ちょっとよく、何をと、どういうことでというのがわかりません。

○議長(金井佐則君) 13番。

# [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 先ほどからるる述べてきましたけれども、1つは保育園の民営化の選定の不透明さ、そして、今言ったように、その出ていた入札執行調書を出さないというふうになったこと、これだって不透明なこととつながるわけですよね。先ほど規則がどうのこうの言ったって、もうその当時、法律はできていたんです、これ。出すというふうに言っているのに出さなかったわけですから、それは村長たるもの、このくらいの法律ができたのは知っていたと思うんです。もし知らなければ、それはそれで問題だけれども。知っていたにもかかわらず、そういう指導を強力にしなかったというのは、それこそ不透明な行政でしょう。

なおかつ、そんな、業者間であったとしても談合情報が流れて、さっき言ったような、業者が落札 をして、明らかにその情報は決して間違いだというふうには言い切れないような落札者のメンバーで すよ。だから、そういうところで、じゃ、そういう問題が出たときに、村長は、そういうことがない ように何か対処したのかといえば、全然対処はしなかったわけでしょう。そういうこともしないのに、 透明性の高い村政をつくりますと言ったって、私はなかなか信頼できないと。

ただ、過去のそれらを反省して、村長が談合に加わったということを言っているんじゃないですよ、過去のそういう首長としての対応を反省して、透明性の高い行政をつくって、村民のために一生懸命やるなら、私も幾らでもアクセルを踏む覚悟はありますよというふうに言っているんです。だからそれについて、過去を反省すべきところは反省してやるとか、でも、私は一切そういうことはしていませんから、さっき答弁で言った、反省する必要はありませんので、公約したことを粛々とやりますというふうに考えているのか、どちらですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 先ほどから言っているように、私がその談合とかそういうものを含めて反省 しているか、そういうことだと思うんですけれども、私は談合をしていない。

[「談合のことを言っているんじゃないです」の声あり]

○村長(真塩 卓君) 談合ということを言っているわけでしょう。

## [発言する声あり]

○村長(真塩 卓君) それと、その反省というものが、そういうものを捉えて言っているんじゃなく、全て、8年間、私の担わせてもらったときに、完全にできたかというと、できなかった部分もあ

ります。そういうものを反省して、これから、公約したものとかそういうものについては、なるたけ早くそういうものをできるようにするということが反省と、過去の反省というものはそういうことだということでございます。

○議長(金井佐則君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) あと、公約に節約というのを挙げていますよね。庁舎建設の例をとりますけれども、当初、庁舎建設が計画に入ったとき、まだ私は議員のバッジをつけていました。担当課にどのくらいの規模でつくるんだいと聞いたらば、32億と言いました。私はびっくりしました。それで村長に、これも一般質問をしています。32億もかけるような庁舎は、どのような庁舎をつくるんだと。したところ、村長は、議会棟をつくって、村民ホールにはコンビニを入れたり、フリーマーケットがいっぱいできるような広さをつくったりというようなことを話していました。私はその後、選挙で落選をして、庁舎を建設するときには議員ではありませんでした。

ただ、議員のときに、庁舎建設委員会で視察に行きました。同規模の自治体で、最近、当時つくったばかりの庁舎を視察に行きました。そのとき、総額幾らかかったんだと聞いたら、10億だということだったので、私は、これで十分だということで、庁舎の建設費は10億で十分だということをるる、何度も、聞かれるごとに主張しました。最終的につくられたのがこの庁舎で、総額約17億円かかったというふうに聞いております。

なおかつ、結果的には合併しなかったけれども、庁舎建設委員会が進んでいる、つまり、具体的に どういう庁舎にしようとかと、そういう話が進んでいるときに、吉岡との合併の問題も進んでいたん です。なおさら私は、もし合併するようなことになれば無駄になるんだから、そんな金をかける必要 はないということを主張したんです。でも、頑としてその意見はとり合わず、結局は、32億じゃなか ったからいいですけれども、それにしたって17億、私が言っていたお金よりも7億も多い金額でこの 庁舎ができ上がったわけなんですけれども。

そういうことを考えたときに、真塩村政の8年はやっぱり放漫財政だったと思うんですよね、いろんな建物を建てて。私は、村民にとって必要な公共施設は建てるべきだと思っているんですよ。ただ、建てるのは必要なんですけれども、でも、できるだけ機能的なものを、経費を抑えて建てるという努力をしなくちゃいけないはずなんですけれども、私が見る限り真塩村政は、そういう機能をよくし、できるだけ経費を抑えるという努力は、どうもしていなかったように見えるわけです。

今回、この選挙で、政策だなんていうふうに出してきたので、えーっというふうに思ったんですけれども、真塩村長は、節約というのはどこをどういうふうに節約するというふうに考えているんですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 節約のことだけでやるんですか。それともその前の部分、述べた……

[「いや、節約の部分です。どこをどのように節約するかでいいです」の声あり]

○村長(真塩 卓君) 前の部分を説明させては、答弁させてはくれませんか。

[「もう時間がないから」の声あり]

○村長(真塩 卓君) はい、いいです。わかりました。

庁舎建設等いろいろるるありましたけれども、これも一つの節約というように、過去においては考えています。そういう中において、私も8年間担わせてもらったときに、10年前に集中改革プランというものを作成させてもらい、そういう中において、いろいろな事務事業の再編とか整備、廃止、統合等をやって、これらもやらせてもらいました。それと、定員管理の、人員管理の問題ですね、そして給与の見直し等もさせてもらいました。そういう節減を過去にはやらせてもらい、そして自主財源の確保のためにも、管理職全員による滞納整理をお願いしたり、そういうことで、自主財源を高めるために今までやってきたつもりでございます。

そういう、私に言わせると、8年間の地道な積み重ねをやってきたつもりの中で、今後もそういうところを、できるものであれば、あるいは村の事業であっても民間に委託したほうがいいかどうか……

[「わかりました。いいです」の声あり]

○村長(真塩 卓君) 私に答弁させてください。

[「できるだけ手短に考え方を」の声あり]

○村長(真塩 卓君) はい。

そういう中で私自身はやってきたつもりだし、これからもやっていくと、実現を図ってやっていく ということでございます。

○議長(金井佐則君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

 $\bigcirc$  13番(早坂 通君) じゃ、次の質問に移ります。端的に答弁してください。聞かれたことに対して端的に。

まず、真塩村長、地方創生事業についてどれだけの認識がございますか、どれだけのことを知っていますか、お答えください。

○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 認識というものについて、完全にまだ、はっきり言うと、認識していないと言われればそのとおりだと思います。しかし、今度の地方創生、これについては、「ひと」、あるいは「しごと」、「まちづくり」という、それがキーワードじゃないかなと思っています。そのキーワ

ードの中で、地域活性化、住民生活の支援の維持とかそういうもの、これが入ってくると私は認識しております。端的に言うとそういうことです。

○議長(金井佐則君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 本当にわかっていないですよね。私も確かにわかっていないです、全部はなぜかというと、去年の11月末から急に動き出したわけですからね。だからいろんなことがどんどん出てくるので、全部は私も掌握していませんけれども、最低、今回の地方創生事業というのは、人口減を食いとめるために地方を活性化するということなんですね。そのために、活性化するための施策として、国は、ことし、予算1兆円ですかね、1兆円だと思うんですけれども用意をして、政府の考えですか、いい計画にはお金を出しますと。ただし、趣旨である、人口減を食いとめ地域を活性化するという趣旨に当たらないような計画書に対してはお金を出しませんと、だから石破大臣が以前、昔言った、もうやる気のない自治体には金を出さないと、こういうふうなことが現実なんですね。そういう中において、11月28日にまち・ひと・しごとづくり創生法が公布、施行されたわけなんですよ。

そういう中に、きのうも出ていましたけれども、地域総合戦略か、そういうものをつくって、国に上げて、その総合戦略がまた評価されなければ補助金がおりてこないし、いい評価ならばその補助金が出てくる。確かに私だって、真塩村長もきのう言っていたけれども、地方交付税のように、税収の少ないところは地方交付税を多くやって、自治体間の格差をなくすということができれば一番いいんですけれども、いずれにしたって、政府はそういう方向に踏み出したわけですから、きちんと村だってその方向で頑張らなくちゃいけないわけですよ。

にもかかわらず真塩村長は、地域創生・自然エネルギー推進室ですか、これを解体し、担当課長を 人事異動しました。これは、私は、今の国の流れからくると逆行していると思うんですよ。なぜそう いう推進室を廃止し人事異動したんですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 端的に答えろということで、はしょって答えたところで、まだ知っていないなというような指摘がありました。先ほど早坂議員がおっしゃるとおり、この地方創生というものは、一つは、東京圏の過度の人口増ですね、それは逆に地方から行ってしまっていると、そういうことはないように、それぞれの地域で……

[「いいから私の今聞いたことに答えてください」の声あり]

○議長(金井佐則君) いいえ、答弁中ですから。

端的にお願いします。

村長。

○村長(真塩 卓君) 聞いたことを端的に申し上げろということでございます。

# [「なぜ推進室を廃止し担当の人事異動をしたのか」の声あり]

○村長(真塩 卓君) たしかそれは、総務課の中に地方創生関係、あるいは自然エネルギー関係等が、ふるさと納税もそうですね、そういうものが室としてありました。その後は課付課長ということでやっているんですけれども、これについて、私は考え方として、全てのものが、重大なものが、これを一つのところでやっていれば、これ、やっぱり分散というんですか、私の考える課でそれを担当するのが一番これからの推進にいいという考えのもとに、これを人事異動も含めてやらせてもらいました。

○議長(金井佐則君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 村長ね、村長が、地方創生事業も、まち・ひと・しごと地域創生事業のこともほとんどわかっていず、なおかつ、きのう、ふるさと納税でおもしろい答弁をしたんですけれども、ふるさと納税は、大都市に偏った税を地方に分散するというのが目的で、ふるさと納税制度はできたわけですよ。そのこともご存じなかったみたいですけれども、いずれにしたって、そういう認識は、まだ知らないのは責めませんよ。まだ村長になったばっかしだしね、私だって全部掌握しているわけじゃないから。

ただ、そういう状態でありながら、何で今回みたいな対策室を廃止して人事異動を行うのかということですよ。先ほど言いましたけれども、逆なんですよ、やることが。そういう部署を強化しなくちゃいけないんですよ、これからは。それをそういう知識もないままに異動したということは、村のことを考えてのことじゃないわけでしょう。個人的な感情が優先したのと違うんですか。村のことを本当に考えているならば、そんなことはしないはずですよ。いかがですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) ふるさと納税とかそういうものをわかっているつもりでございます。そういう中で端的に申し上げて、一つの部署であれだけの数量を、いろいろな事業、全く違う事業とかそういうものを一つのところでやるのは、私は無理だと。それは内容によっては、基地財政課、あるいは産業振興課というところに、そういうところで集中的にやってもらうということで、事務分掌を変えたところです。その事務分掌を変えることによって、人事異動も必要ということでやらせてもらったところです。

私に、一生懸命、知らない知らないと言っていますけれども、もしできれば、その内容をよく私からも答弁させてください。

○議長(金井佐則君) 持ち時間50分が終了いたしました。以上で13番早坂通君の一般質問が終了いたしました。

ここで10分間の休憩をとります。会議を10時10分から行います。

\_\_\_\_\_

午前10時9分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。

休憩に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番栁田キミ子さんの質問を許可いたします。

10番栁田キミ子さん。

#### [10番 栁田キミ子君登壇]

○10番(栁田キミ子君) 皆さん、こんにちは。日本共産党の栁田キミ子です。

安倍内閣が戦争法案を閣議決定したのは5月14日です。テレビなどでいろいろとその後も報道されております。日本を海外で戦争する国に変えようとしている戦争法案をめぐる国会論戦が本格的に行われております。安倍首相が日本共産党の志位委員長と党首討論という形で会談をした中で、ポツダム宣言については、安倍首相は、つまびらかに理解していないと発言したことを聞きまして、一国の政権党のリーダーとして、より一層緊張感を持って政治に取り組んでほしいと感想を持った次第です。本日の私の一般質問は、村長の公約に挙げておりました幾つかの政策について、実現に向けて取り組んでアクセルを踏んでいただけるような討論にしていきたいと思っております。

以下、自席で行います。

○議長(金井佐則君) 10番。

#### [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) まず最初なんですが、学校給食費の順次引き下げという点についてです。 学校給食というのは、どういう経過で学校給食が出てきたかというふうな歴史を見てみましても、 食育とあることからもわかるように、一つの授業の一環、食べ物について、食事をするということに ついて、学校でやる給食というものについてはどういう意味があるのかということで、一つの授業と 同じというふうな捉え方を私はできるのではないかと思っております。そうだとすれば、学校給食は 義務教育の一環というふうな形で捉えれば、給食は無料、今、真塩村長の公約の中では、今まで前村 長の第3子以降無料化というふうな形を引き継ぎながら、順次引き下げというふうな公約を掲げておりますが、子育て世代の方たちへの本当に大きな応援になると思います。

村の発展、地域の発展というのは、いろんな方も述べられておりましたけれども、たくさんの人口ですね、たくさんの方が村に住んでいただいて、そこでにぎわっていってというふうな形でのふるさと創生につながると思います。そのためにも、榛東村では幸いなことに減少はしていないでいると考えておりますけれども、ますます周囲の方たちから、それから子育て世代の方たちに、榛東に来て住んでほしいというメッセージにもなるような形で、給食費の無料化、ぜひ実施を、順次引き下げというふうなことではなくて、即、すぐにでも無料にというふうにしていただきたいと思います。

まず、大きなテーマですけれども、そのことについての村長のお考えをお聞きいたします。 ○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) この問題については、私も公約の中で掲げさせてもらっております。これは順次引き下げということでやっております。また一方、学校の給食法ですか、そのようなこともあります。その中には、原材料費を徴収しなさいということもあるかと思います。そういう中においても、今現在、今の義務教育という問題もありますけれども、これについて、これから少しでも、保護者の、あるいは生徒のためにもこれを引き下げてやったほうが、榛東は今横ばいで済んでおりますけれども、人口減とかそういう中において、榛東に住みたい、住んでよかったと言われるような榛東にするためにも、この給食費引き下げというものは、私は大事になってくるかなというように思います。

それについても、財源とかそういうもの、昨日も質問を受けました。これを目的税化というとまたいろいろ異論が出てくるかもしれませんけれども、ふるさと納税のそういう人たちの気持ちを思って、そういうものを財源にした引き下げを検討していきたいということで、公約にも掲げさせてもらいました。

○議長(金井佐則君) 10番。

#### [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(栁田キミ子君) 公約にも掲げておられましたとおりのことで取り組んでいただけるというふうなことはわかります。

保護者の負担は、材料費というふうな形になっているというふうなことでありますけれども、義務教育という、本当に国の責任で、それから政治の責任で地域の子供たちをきちっと学校で教育するという、限られた義務教育の期間内でのことですので、ぜひ少しでも父母負担を少なくして、子供たちが余り家計のことなどについて心配をすることがないように、学校生活、義務教育を終えられるような形での一つの側面が、その給食費の無料化というふうなことになってこようかと思っております。

ぜひ、順次引き下げというふうな、時間的な経過的に少しずつ引き下げていくというところの速度を少しでも早めていただければ助かるかなというふうに感じておりますが、その辺のところをもう一度、村長としてこんなふうな構えでみたいなところがあればお聞かせいただきたいんですけれども。 ○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) この給食については、たしか委員会も、これは食材とかそういうものの委員会ですかね、そういうところにも話さなきゃならないし、議会の皆さんにも理解を得るために、この問題を、財源を含めて詳しくこれから説明し、私も公約に掲げたものを一刻も早くこれは成し遂げたい。そして最終的に、栁田さんおっしゃるとおり、これは本当に無料化できれば一番私もいいんですけれども、公約を掲げたときには、これが本当に完全にできるのかなという中で、これを完全無料化

と書けなかったところです。順次引き下げということを書いたところです。柳田さんおっしゃるとおり、一生懸命努力します。

○議長(金井佐則君) 10番。

#### [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(栁田キミ子君) 村長の前向きな答弁をお聞きできまして、よかったと思います。期待を しておりますので、よろしくお願いをいたします。

給食費の問題に関しましては、やはりご家庭の事情で、いろんな家庭もありまして、学校でかかる 費用については、教材費も含めて、クラブ活動費なども含めて、就学援助制度とかというふうなこと もありますけれども、そういう中でもやはり給食費未納の家庭もあるのが実態でありまして、この未 納の対策、少しでも多くならないように、減らしていくように、あるいは未納になった場合には、そ れの対応というものを現在も行っておると思いますけれども、その現状と、未納金回収についての対 応と、それから、今後の計画といいますか、今後の取り組みについての考え方というものをお聞かせ いただければと思っておりますが、給食センターのほうでよろしいんでしょうか。

○議長(金井佐則君) 清水誠治学校教育課長。

### 〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長(清水誠治君) 給食費の滞納の関係でございますけれども、徴収につきましては口座引き落としで行っております。口座引き落としができなかった場合につきましては、月ごとに催告書を発送しております。それで納めていただけない方につきましては、電話による納付のお願い、また、訪問により徴収を行っております。そのほか、児童手当の支給月につきましては、教育委員会の全職員で訪問徴収を行っております。また、役場職員全員で行います特別滞納整理機関の訪問徴収等を行っております。今後につきましても、粘り強く訪問をして、徴収のほうのお願いをしていきたいと考えているところでございます。

○議長(金井佐則君) 10番。

#### [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(栁田キミ子君) 給食費が滞納になってしまいますと、給食材料の仕入れ、購入に困難を来すというふうなこともありまして、それなりの対策、対応を村としてもしているという現状をお聞きいたしました。

その未納者の感じ、未納者のことで、例えば裁判とかそういうものになっているとか、そういうと ころはまだ本村ではないでしょうか。その状況はいかがでしょうか。

○議長(金井佐則君) 清水課長。

# 〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長(清水誠治君) まだその関係につきましては、条例、規則等を定めておりませんで、 今のところ実施はしておりません。

#### ○議長(金井佐則君) 10番。

#### [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) その条例、規則を策定していないので裁判とかというのがないというのは、幸か不幸かというふうに私は思いますけれども、本当に食育、学校給食は教育の一環というふうなことから考えて、子供たちが本当にみんなと同じように、経済的な家計の心配をすることなく、学業、勉強、あるいは学校生活を送れるような形に配慮、気を配っていただけるよう、これからも担当の課を含めてよろしくお願いしたいと思いますが、この件に関しまして、通告書になかったんですけれども、教育長として何か感じていらっしゃることとかあればお聞かせいただければと思いますが。○議長(金井佐則君) 阿佐見純教育長。

## 〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長(阿佐見 純君) 柳田議員さんがおっしゃるように、給食というのは、戦後、子供たちが 栄養不足の時代に始まって、そのころには食育という言葉はなかったかと。食育というのは、いろい ろ食べるものが豊富になって、子供たちが、子供であろうと生活習慣病になるということで、食育と いうことが言われたんだろうと。おっしゃるとおり、授業というふうには銘は打ちませんけれども、 教員にとっては指導の時間ということになっています。その指導というのは、先ほど出ているように、 好き嫌いなく食べるということ、それから社会性を養うなど非常に大事な時間と。ということで、学 校の先生もその時間を大事にしているところでございます。

給食費の、確かに保護者の方に、義務教育であるので、当然と言えば当然ですけれども、やはりいろんなご家庭があるので、負担をかけていらっしゃるなと、村長の公約にもありますように、順次引き下げに向かうと非常にいいことだろうというふうには考えております。

あと、滞納整理につきましては、これは村全部を挙げて努力していますし、教育委員会としても全職員で取り組んでいるところでございますが、未納された方にはいろいろなタイプがございます。本当に生活に困っている方もいらっしゃいますが、ごくわずかだとは思いますが、保護者に対して、新聞紙上でもいろいろ出ていると思うんですけれども、払う意思が薄いといいますか、余り過激な言葉は使えませんけれども、そういう方もいらっしゃいます。

したがって、そういう方に対してどういう対策をとったらいいかということで、昨年度、私の在任中、未納者に対してどういう方策を持っていけばいいかということも、視察をしたり、ほかの教育委員会へ出向いて対応をいろいろ聞いておりますので、順次、また就任しましたので、その辺についてもやっぱり公平性という部分で考えていきたいと、そのように考えています。

## ○議長(金井佐則君) 10番。

# [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(栁田キミ子君) せっかく教育長に答弁をいただいているときですので、すみません、も う1問だけ、通告にありませんでしたが、本当に榛東の給食はおいしいということで、ご父兄の方か

ら、それから、いろんな学校を転任、回って榛東に来た先生たちも、おいしいというふうなことを皆さん口々におっしゃっていらっしゃるんですが、このおいしい給食をPTAの保護者の皆さんが食べる機会というものを、少しずつでもいいんですけれども、もしかして以前あったこともあるのかもしれない、その辺がちょっと定かでなくて申しわけないんですが、保護者の方たちが、子供たちが食べている給食を自分たちも味わって、あ、榛東の子供たちが食べている給食はこんなにおいしいのか、その給食の重要性みたいなものも、教育的な面からも含めて、自分で感じる機会、そういう機会をつくることが可能かどうか。もしそういうのがあれば、未納という問題なども、一つには少なくなっていくのではないかなとも考えておりますが、その辺の方向について、教育長、どうでしょうか。

#### ○議長(金井佐則君) 教育長。

# 〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長(阿佐見 純君) 私もいろんな学校を回ってきましたけれども、榛東村の給食はおいしいというふうにいつも感じております。保護者の方が食べる機会というのは、本村では、もしかしたら、例えばPTAの組織の中の保健体育部であるとか、それからあと、保護者とは言えませんけれども、学校評議員会というのが年に2回とか3回計画しておりますけれども、評議員さんに食べていただいて、地域の方に食べていただくという機会もございます。

この辺の問題につきましては、非常に、例えば修学旅行中にやるとか、時間的に制限があるものですから、そういう工夫をすればできるんだろうというふうに考えています。いずれにしても、校長会等で、各校の保護者のそういう要望があるのかどうか、学校としてどう考えているか、それを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長(金井佐則君) 10番。

# [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) 給食費の未納問題と絡めて、材料費となる父母負担の給食費の問題の未納がなくなる手だての一つになるのではないかというふうなことで、参考にしていただければというふうに思った次第です。

それでは、次にいきたいと思いますが、国保税の引き下げというふうなことについてでありますが、 国保税は、その世帯の資産だとか、それからあと所得だとか、あとは固定資産税、自分の土地を持っ ている方であれば、固定資産税の割みたいな、資産割というふうなことも含めての形での各家庭の国 民健康保険税が、それぞれの家庭分が算出されてくるんだと思うんです。

ですから、本当は払えないはずはないというふうな前提の上に立てるかとは思うんですけれども、例えば商売をしている方たちについては、いろいろ社会の経済情勢の波がある。その波で、所得とかというのは本当に変動します。その所得の計算は、前年度の所得をもとにいろいろな国保税の課税とかというのもなると思うものですから、前年度は確かに仕事もあったし収入もあったけれども、今、

国保税を払う、今の現状は、実際には、本当は収入はちょっと苦しいというふうな事情の家庭もある。 それは、仕事、事業をやっている方たちですね、主に個人事業というふうな方が多いかなというふ うに、商売というふうに思うんですけれども、そういうふうなことでの国保税の滞納というのができ る、何ていうか、特別な国保税の特殊性といいますかね、ほかの税金と比べてあるかと思うんですけ れども、その国保税、本当に滞納が多いというふうなことなんですが、少しでも、どこの部分で税率 を下げていくかとかというふうなことで下がるのかとは思うんですけれども、村長は、国保税をどう いう形でだったら引き下げられるというふうにお考えなのか、聞かせていただきたいんです。

## ○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 国保税についても、私の公約の中で、引き下げていきたいということで、公 約に掲げさせてもらいました。今の質問については、その課税の仕方ですか、それとも財源の問題。

# [発言する声あり]

○村長(真塩 卓君) すみません、どの部分でということは検討しておりませんけれども、あの中身については、たしか資産、あるいは所得、あるいは人員ですか、加入の人員とか、そういうもので成り立っていると思います。それの部分の資産割をするかとか所得割をするかということは、今、検討にしておりません。

たしか、だけど、県、国のほうから、なるたけ資産割分のほうを、今、大分多いので、これについて順次引き下げたらどうですかという、各市町村にそういう指導が来ているかと思います。そういうところも検討しながらやっていきたいというふうに思います。

# ○議長(金井佐則君) 10番。

## [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) その資産というのは、もう固定的なものですよね。固定資産税、あとは家が建っている土地だとかというふうなことですので、その辺のところは、固定資産税は固定資産税で払っていますので、国保税の税を払うその負担感というんですか、払う立場の人からして、その負担感をやはり持つのは、例えば平等割とか均等割とかというふうな、それはもう平等割だったら家族何人いると何人というふうに、それはもう動かしようがないというところですし、均等割ももう決められているところですので、村で行政のほうとしてできるのは、その均等割のところを引き下げるとか、そういうふうな考え方とかというのはできないでしょうか。

# ○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) これは固定資産税の問題とかそういうものじゃなくて、国保税を総額どのくらい使うかなということの中でこれを決めていく。その過程として、何とか割、何とか割というもので、市町村によって違ってきます。榛東の場合に、これは何割というのはちょっと頭の中へ、勉強不

足ですみません。資産割を例えば50%、100のうちの50%、所得を30%、均等割を20%とか、そういう割合で決めて総額を出しておりますので、それをどのような割合をするかによって、また徴収が引き下げられるかどうか、どのように引き下げられるかどうか、これは均等割だけを下げるあれじゃなくて、そういうやり方もございます。

○議長(金井佐則君) 10番。

#### [10番 栁田キミ子君発言]

- ○10番(柳田キミ子君) 健康・保険課長は、もしかして私がこの通告用紙を出したところで、保険税の滞納とか未納とかという、そういうふうな状況について調べてくださっていますか。もしいれば。
- ○議長(金井佐則君) 税務課長。

# 〔税務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長(岩田健一君) ただいまの栁田議員のご質問でございますが、国保税の未納分の対策ということでよろしいですか。

一般財源の村税がございます。住民税、固定資産税、軽自動車税、それから、今ご指摘のある国保税の関係でございますが、未納分の対策としまして、滞納対策でございますが、先ほど来、各関係課長が申し上げておりますが、特別滞納整理、昨年、その前から実施しておりますが、管理職のみならず職員全員で、本来取れる税金及び給食費、保育料、その他もろもろを集めるべく、徴収率を上げるべく、年に一度、年末年始に行っています。それから、コンビニ収納、それから徴税吏員2人採用しています。そのほうを使いまして、収納率の向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 10番。

# [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) 国保税を滞納すると、その滞納をどのくらいの、何カ月滞納しているかによって、村民としては手元にもらえる保険証が違うんですよね。もうきちっと滞納もなく順調に正常に払っていれば、その保険証によって違うと思うんですけれども、保険証を持っていけば、かかった医療費の3割負担で病院へ行けるとかというふうな、そういうふうな保険証が、会社に勤めている社会保険の人は社会保険で、会社のほうからもらってくる保険、それから農業を含めていろんな商工業者の方たちとかについては、所属しているその自治体からの保険、保険証が来るというふうなことですけれども、なかなかきちっと、病院の窓口で保険証を持っていったときに、窓口で支払う金額は、7割は保険なので、自分で払うのは3割負担とかというふうな形で済むわけなんですけれども、なかなか普通の正規の保険証を交付してもらえないというふうな方についてなんですけれども、ここに、通告にもありますように、資格者証を発行されている方、人数については課長はわかりますでしょうか。

○議長(金井佐則君) 小野関健康·保険課長。

[健康·保険課長 小野関 均君発言]

- ○健康・保険課長(小野関 均君) 栁田議員の質問で、資格者証の発行の数につきましては、発行の手続等はあるんですが、人数であれば、平成26年度の10月1日現在、23世帯が資格者証でございます。
- ○議長(金井佐則君) 10番。

## [10番 栁田キミ子君発言]

- ○10番(栁田キミ子君) ちなみにこの資格者証の発行数は、前年に比べて下がっているとか同じ くらいとか、その辺はいかがでしょうか。
- ○議長(金井佐則君) 小野関課長。

[健康·保険課長 小野関 均君発言]

- ○健康・保険課長(小野関 均君) すみませんでした。平成24年度が、資格者証が34世帯、平成25年度が33世帯ということで、減少傾向でございます。
- ○議長(金井佐則君) 10番。

# [10番 栁田キミ子君発言]

- ○10番(柳田キミ子君) 資格者証が減っているということは好ましいことでありますが、本当に その方たちは、保険証がなければ、病院にかかったときに、かかった全額を払わないとだめというふうな、そういう苦い思いを抱えている人は、二度とああいうふうな思いをしたくないというふうな形 を自分の奮起する形にして、きちっと国保税を払うというふうな形のほうに、ぜひ意識的に向かって いってもらえればいいなというふうには考えているんですけれども、資格者証の発行に至るまでのと ころで、資格者証には、発行にならない防波堤みたいなところでの何か救える手だてというのはあるんでしょうか。
- ○議長(金井佐則君) 小野関課長。

# [健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長(小野関 均君) 資格者証、それから短期保険者証を交付するに当たっては、村では国民健康保険税の滞納者対策実施規程という規程がございます。その規程によりまして、委員長、副村長でございますけれども、審査会を開催しまして、審査対象世帯、その分納誓約の提出状況、あるいは滞納年度数、滞納額、前年度納付額等を検討して判断をしているものです。

昨年も7月30日に開催をしまして、それぞれの世帯に対して審査を行いまして、審査の後に、8月の初旬に納税相談の通知を該当者に配付しております。この納税相談、8月25日から29日までは平日で5日間、それから8月31日日曜日、これは8時半から5時15分まで、1日、相談日を設けて実施をしております。この結果、納税相談に見えた方もおりまして、実際の審査のときの世帯数よりも1件減っているという状況もございます。

ただ、先ほど栁田議員もおっしゃいましたけれども、7割が国保の負担になっているわけです。7割の負担の中には、国、市町村の負担のほかに、当然、被保険者の税が充てられて、7割負担をしているわけでございまして、その税に滞納があるときに、全く何の対応もなく7割負担を継続的に続けるということは、国保の特別会計の運営からしても非常に無理があるということで、資格者証、それから短期保険者証を発行しているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(金井佐則君) 10番。

## [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) なぜ自分にはきちっとした正式な保険証がもらえないのか、その辺のところをきちっと自分自身、納税者自身も理解をして、その意味というのが、自分が滞納していることがどういう意味なのかというふうなことも、納税相談などに来たときに本当にわかってもらえて、滞納しないできちっと正規の保険証を、10月1日だったですね、今まで、今でもそうだと思うんですけれども、一斉交付の時期には、もう自分は今回は行かなかったけれども、きちっとことしは国保証が自宅に送られてきたというふうになるような形で、納税者自身のというか、滞納している方自身の意識をきちっと変えていくといいますか、税のその仕組みも含めて、自分も村民の中の、村を支えている、税金を払っている納税者。納税者というのは、やはり負担もあるけれども、負担した分、村民としてのいろいろな利益も受けているというふうな、そういうところを頭の中での理解をしていただけるような、そういうふうな機会というのは、例えば納税相談とかという、そういうふうなところ以外には、どういうふうな方法というかがありますか。

○議長(金井佐則君) 小野関課長。

# [健康·保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長(小野関 均君) 国保税の納税の話につきましては、必ず年1度、榛東広報でお知らせをしていると思います。その中に、税を納めてくださいというふうなことは当然書いてあることと承知をしております。それから、今申しましたように、この審査に基づく納税相談の通知、それから資格者証の方については、弁明の機会を与える付与通知ということで発送しております。これ以上の特別な対応はしておりません。

○議長(金井佐則君) 10番。

## 〔10番 栁田キミ子君発言〕

○10番(栁田キミ子君) 本当に納税者の税を納める意識というものも高めていかないと、この問題も本当の解決はできないのかなというふうにも考えておりますし、そういう住民の方たちに携わる行政の方たちには、いろいろ大変だとは思いますけれども、住民のためというふうなことでこれからも頑張っていただきたいと思いますけれども、最後に村長のほうから、国保の滞納の問題、それから資格者証、私は、資格者証は本当に発行していただきたくないというふうな立場なんですが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいんですが。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 資格者証とかいろんな短期の問題が出ておりますけれども、なるたけこれは、納められる人が納めないとか、そういう内容を見て、聞いて、それは対処しているところでございます。それも審議会にかけてやっているところでございます。

今後についても、個々の内容について、これを審査、実態を明らかにしながらこの審査には当たってもらいたい、職員にそのように伝えてあるところでございます。なるたけこれは、みんなが保険というものは助け合うところですから、これの滞納を圧縮するのも我々の仕事というように考えています。

○議長(金井佐則君) 10番。

[10番 栁田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) はい、わかりました。よろしくお願いいたします。 次に移りたいと思います。

現在、4月14日だったかと思うんですけれども、手話奉仕員養成講座という講座が、23回で毎週木曜日なんですけれども、終わるのが10月だと思うんですが、言葉が聞こえない、音が聞こえないので、手話でしか意思疎通をする手段を持たない方たちにとっては、いろいろな手段があるかもしれないですけれども、その中でも有効的なというか、手段の一つだと思うんです。

この議会でも、手話言語法の制定に関する請願を採択して国に上げたりもしておりますけれども、例えば、私が知っている渋川だとかほかの市町村の方に聞いても、このような講習会、講座を開いているところはないようなので、本当に貴重だなというふうに思っておりますし、よかったなというふうに思っているわけなんですけれども、例えばほかにもこのような講座というかそういうものを考えていらっしゃれば、また予定があれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長(金井佐則君) 子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 5月14日に開設しました。ことしの手話奉仕員講座は。これにつきましては、入門コースで、初めて手話を学ぶ人を対象としております。ことしの入門コース修了者の状況を見ながら、翌年度以降、入門コース修了者を対象としております基本コースの講座を開設するかを検討して、次年度以降の計画を立てていきたいと思います。

手話以外のメニューにつきましては、視覚障害者のための点字を扱う点訳奉仕員や朗読奉仕員、聴 覚障害者のための手話通訳者養成研修、要約筆記者養成講座などもありますけれども、これにつきま してはそれぞれ群馬県のほうで開設しておりますので、本村で行う計画はありません。

以上です。

○議長(金井佐則君) 10番。

## [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) はい、わかりました。ありがとうございました。

最後になります。時間がありませんので、オスプレイの、過日もハワイで、これは同じSCVでしょうか、落ちまして、パイロットの方も亡くなったりとかというふうな事故もあったわけですけれども、横田基地に配備されて榛東のほうなどにも飛来してくるのは、この同じ型でないかというふうなことの回答と、それから村長には、ぜひ住民の安心安全を守る立場で反対の表明をしていただければと思って発言をいたしました。よろしくお願いします。

○議長(金井佐則君) 村長。

## 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) これにつきましては、私自身、村長に12年前になったときから、いずれにしても、榛東村は基地があると、そういう中において、共存共栄というものはずっと話してきたし、実行してきたつもりでございます。これからもその基本は、私は変わらないというところでございます。そして、昨年の6月ですか、この議会でこれについての決議がなされたことも承知しております。この議会の議決については大変重いということも、議会ですから、承知をしておるところでございます。

柳田議員がおっしゃるように、私のほうからそれを反対してくださいというようなことが、今、要望だと思うんですけれども、この配備については、これから、今のところフィフティフィフティで、今、私のところは、頭の中ではあります。そういう中において、安全性や、何といっても、住民の皆さん、そして近隣の自治体ともよく話をして、その上でまた判断をし、これから、そのようなところから配備についての相談があるとか、そういうときによく相談してやっていきたいというように思います。

一つは、何といっても、このオスプレイについてよく私はわかっていないんですけれども、今のへ リと違って、違ってというんですかね、ヘリと同じようなことでやるんでしょうけれども、オスプレ イは、風とかそういう、強風とかそういうときには、飛んだりおりたりするときに、そのままにこう に上昇するのと、やっぱり滑走路が必要だと思うんですよ。そういうときになると、今度は滑走路を つくるとなると、榛東側じゃなく前の箕郷側になるんじゃないかと思います。そういうことも、私は 違う近隣の自治体と相談をしたいと、話をしたいというところでございます。反対するとかしないと か、議会の重みも承知しながら、これはこれからもやっていきたいというように思います。

○議長(金井佐則君) いいんですか。

[10番 栁田キミ子君発言]

- ○10番(栁田キミ子君) 終わりです。
- ○議長(金井佐則君) 以上で10番柳田キミ子さんの一般質問が終了いたしました。 ここで10分間の休憩をとります。11時10分より再開いたします。

午前11時10分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。

質問順位6番松岡稔君の質問を許可いたします。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君登壇〕

○7番(松岡 稔君) 皆さん、こんにちは。

昨年度から本村において、ふるさと納税が始まりました。この事業により、新たな農業の活性化が 進みました。それにより、農業者がさらなる生産向上の期待がされました。認定農業者の高齢化、ま た新規就農者の状況などについて聞きたいと思います。

また、平成25年5月に社会保障番号制度が成立し、日本に住む全ての人の個人情報が管理される、変わる、大きな変動があります。共通番号です。ことしの10月にスタートまで、4カ月となりました。 関連法案が国会で審議される中、村民の知識度は低いと感じます。将来的に利用できる範囲が拡大して、利便性が増すとの期待があります。この制度の内容と今後の内容についてと農業振興について、以後、自席で質問させていただきます。

○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 松岡 稔君発言]

○7番(松岡 稔君) 7番松岡稔です。

認定農業者制度の概要についてお聞きいたします。

経営規模の拡大や集約、複合的な魅力ある経営を目指す意欲ある農業者が、農業経営の改善に、農業経営基盤化促進法に基づき村が認定し、農業経営の実現を支援する制度があります。この制度で、農業者の認定の条件で、市町村が定める基本構想に適合とありますが、本村の基本構想に定める農業の所得の目標や就労時間について、担当課長にお聞きいたします。

○議長(金井佐則君) 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長(久保田邦夫君) 認定農業者の対策についてご説明申し上げます。

認定農業者制度は、魅力ある農業経営を目指す意欲ある農業者を農業経営基盤強化促進法の規定に 基づき市町村が認定し、農業経営改善計画の実現を支援する制度でございます。本年度の本村の認定 農業者は38名となっております。

認定農業者のメリットでございますが、認定農業者向けの有利な制度資金を利用することができる ほか、税制優遇措置や各種補助金を受けることができます。県の補助金につきましては、「野菜王 国・ぐんま」総合対策事業、「はばたけ!ぐんまの担い手」支援事業などの機械設備等設備事業や農 用地利用集積促進事業など、コスト縮減や経営規模の拡大を図る認定農業者が補助金を受けることができることとなっております。また、本年度から経営所得安定対策補助金につきましても、認定農業者であることが条件となっておりまして、群馬県におきましても、認定農業者への加入を一層推進しておるところでございます。

本村では昨年度より、認定農業者向けの補助金交付制度を創設いたしました。耕作放棄地の解消やコスト縮減、売り上げの向上等に取り組む農業者に対し、30万円を上限としまして、農業用機械購入の支援をしております。昨年度におきましては3件の補助実績がございました。本年度につきましては1件の申請があり、今後につきましても、周知徹底を図り、農業活性化のため利用促進を図っていきたいと考えております。

○議長(金井佐則君) 7番。

# [7番 松岡 稔君発言]

○7番(松岡 稔君) 内容については、この間、課長も5月14日の日に総会に出席くださいまして、 ありがとうございます。初めての課長さんで、産業振興も初めてということを聞きました。

その中で、総会の前の役員会の中で、先ほど課長の答弁の中にありましたけれども、この農業認定 農家、私が入ったのが、かれこれもう十何年です。それで、47人ぐらいの会員がありました。それが 昨年では41件、また今回では33人と、大分減少になりました。やめていく人に聞いたら、入っていて も魅力がない、メリットがないとか、そういう話を聞きました。それについて、村長、認定農業者、 この制度についてどのようにお考えですか、お願いします。

○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

- ○村長(真塩 卓君) これについては、いろいろな施策の中で特典があるということですを広めながら、そして、その認定農業者が集約できるような土地とかそういうものも含めてPRをしていきたいということでございます。
- ○議長(金井佐則君) 7番。

#### [7番 松岡 稔君発言]

- ○7番(松岡 稔君) それに、次に、県でもいろいろな施策を考えて、この間の5月23日の上毛新聞に、大澤県政の検証ということで載っておりました。また、ここの中にも、新規就農だとか認定農業者がだんだん細くなっていく記事がありました。また、榛東村でも新規就農者が大分少なくなりました。この辺について担当課長はどのようにお考えですか。
- ○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

# 〔產業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長(久保田邦夫君) 新規就農対策でございます。新規就農対策でございますけれども、 45歳未満の新規就農者につきましては、一定要件を満たした上で、年間150万円の国の青年就農給付 金を受けられるなどの支援がございます。また、平成24年度に農業機械化組合を創設いたしました。 今日までにマニアスプレッターやトラクターなどの整備を行っております。

今後につきまして、定年帰農者等に対します支援を検討するとともに、農業後継者不足や農業者の 高齢化に伴い増加する耕作放棄地の解消とあわせて、新規就農者を受け入れる体制を整え、本村の農 業活性化が図れるよう検討していきたいと考えております。

○議長(金井佐則君) 7番。

[7番 松岡 稔君発言]

○7番(松岡 稔君) 今の答弁の中に、高齢者対策、また定年帰農者の答弁がありました。また、 私の見ている周りでも、大分、定年をして自分のうちの農地を耕している人がいます。そういう人に、 もっとやればと言ったら、新たにトラクターを買ってやるよりもなんていう、細々あれして、余った 土地は草刈り程度で済ませております。そんなあれで、榛東村の農業をもっと発展したいと思います。 それと、定年帰農者の力もそうですけれども、また、女性も農業をやっております。この女性の力 というのも大分あります。この女性農業者に対しての補助だとかはどのように考えておりますか、村 長に答弁をお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) いずれにしても、農業というものは、日本国の私は基本だと、根本をなすのは、やっぱり農業を充実し、就農者をふやしていくということが大切だと考えております。そういう中で、私も公約の中で施策として、農業等を対象にしたブランド化、そして6次産業をやっていかないと、これからの、まだ締結はされておりませんけれども、TPPの問題とかそういうものもあるかと思います。そういう中で、榛東でどういうことを考えられるか、そういうことを含めて、どうしても女性の手をかりなければ、そして、そういう人たちのご意見も聞かなければならないということを、このブランド化の問題、6次産業の問題についていろいろなものを聞いていきたいというふうに考えています。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番(松岡 稔君) いろいろ施策、行政のほうでも考え、我々議員もいろいろ考えていきたいと 思います。

それと次に、中間管理機構のその後なんですけれども、前の一般質問のときに耕作放棄地の問題や中間管理機構の問題を出しました。平成24年の耕作放棄地は10~ク、平成25年度には12.2の耕作放棄地があると、前の課長さんからの答弁がありました。また、今年度、私が見る限りでは、もっとふえるんじゃないかと思います。その中で、農業委員会の役割を質問しました。

この辺について、この間の上毛新聞にも、5月20日の農地集約のことがありました。今、榛東村の

現状はどのようになっていますか。

○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

#### 〔產業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長(久保田邦夫君) 農地中間管理機構についてご説明申し上げます。

農地中間管理機構は、平成26年4月に群馬県知事から指定を受けまして、中間管理事業というのを 実施しております。農地中間管理事業は、これまでの個別、相対での農地の貸し借りに加え、公的機 関であります群馬県農業公社が、経営規模を縮小したい農家、あるいは農地を借り受けて担い手とな る認定農業者や農業法人がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、集約して貸し出す事 業でございます。

榛東村の登録につきましてですが、5月末におきまして、村内者の貸し付け規模につきましては、 2件の申請がございました。問い合わせにつきましては、5月に入り、問い合わせ件数が数件という ことでございまして、登録を検討したいというようなお話でございました。

また、先ほど松岡議員のほうからお話がありました、農業委員会と中間管理機構とのかかわりでございますけれども、中間管理機構では、貸し付け希望農地を募集しまして、借り受け希望地とマッチングというものを行います。マッチングができましたら、農用地利用配分計画を作成し、農業委員会の意見を照会するということになってございます。また、農業委員会は、利用状況調査で把握しました遊休農地等について、貸し付け等の意向を確認することとなっております。さらには、農業委員さんにつきまして、農地相談等の際に、貸し付け・借り受け希望者がございました際に、相談に対しまして中間管理事業の紹介等を行っております。

○議長(金井佐則君) 7番。

## [7番 松岡 稔君発言]

- ○7番(松岡 稔君) この農地中間管理機構につきましては、農地集約を進めると、国の農林水産 省のほうで予算配分というのがあります。榛東村はどうなっているのかなと思うんですけれども、そ ういうふうにまとまればどのくらいの予算配分が来るのか、村では検討したことがありますか。課長、 お願いします。
- ○議長(金井佐則君) 産業振興課長。

## 〔產業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長(久保田邦夫君) ただいま、中間管理機構の問い合わせとか、それから貸し付けの 希望の申請件数を申し上げました。現在、榛東村の地内におきましてマッチングというのは一件もご ざいません。

群馬県の農地集約につきましてですが、集約希望の目標の4.7%ということでございまして、群馬県でもなかなか貸し付け、集約ができていない状況にございます。

予算の関係につきましてですが、本年度につきましては、特に予算のほう、計上のほうはないわけ

なんでございますが、この農地集積ですね、農地中間管理事業のほうで完了いたしますと、さまざまな協力金等を受けることができます。中間管理事業の補助金につきましては、経営規模の縮小やリタイア、相続により農業公社に農地の貸し付けを行った方に支払われる経営転換協力金、また、農業公社が借り受けている農地に隣接する農地を担い手に貸し付けられた場合に支払われる耕作者集積協力金、それから、地域内の農地を一定割合以上農業公社に貸し付けられた場合に支払われる地域集積協力金の3種類の協力金がございます。こちらにつきましても、状況を確認しながら予算計上のほうも考えていきたいと考えております。

○議長(金井佐則君) 7番。

#### [7番 松岡 稔君発言]

○7番(松岡 稔君) 榛東村のこのくらいの耕作放棄地、中間管理機構のあれでは、予算の配分がないんじゃないかなと私自身も思っていますけれども、それで、それはそれとして、先ほどの農業委員会のかかわりなんですけれども、この間の農業新聞の中に、前橋市の農業委員会の取り組みがありました。読んでみますと、農業委員さんが各受け持ちの地域を回り、耕作放棄地の地主さんに意見を聞き、これを中間管理機構のあれに上げるというような記事がありました。榛東村も、農業委員さんの農地パトロールを強化して、なるべく耕作放棄地がない、中間管理機構のこのシステムにのせるように努力していただきたいと思います。

それと、この間の認定農業者の役員会のときの話なんですけれども、大分、榛東村に村外の人が農地を借りて営農しているという話は聞きました。あそこの土地を借りたかったのに、知らない人が使っている、そういう事例も聞きました。こういうふうにうまく中間管理機構にのせられればよかったかな。この事業が昨年スタートし、また、周知されないままスタートしたので、それ以前の話なので、その以前の話、どういうふうにして、こういう村外の人が農地をこういうふうに榛東に来て借りられるか、その辺の話も課長にお伺いいたします。

○議長(金井佐則君) 久保田課長。

## 〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

- ○産業振興課長(久保田邦夫君) 村外の方が農地を耕作しているというようなご質問でございます。 村内の農地の貸し借りにつきましては、農業委員会の決定を受けて行っております。遊休農地や耕 作放棄地対策としても、意欲的な農業者に対しましては積極的に農地の貸し付けを行っていきたいと 考えております。
- ○議長(金井佐則君) 7番。

# 〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番(松岡 稔君) そういうふうに村外の人たちが榛東へ来て営農している。榛東の人たちも、 大分、最近、いろんな、下仁田ネギでもタマネギでも連作障害が起きるという話を聞きました。こと しは日照りだったので、それもあるのかなと思いますけれども、榛東の人が、なるべく遠くへ行かず に、そういうふうに連作障害を起こさないような輪作ができればいいなと思っております。 それと次に、6次産業の現状と今後についてお聞きいたします。

○議長(金井佐則君) 久保田課長。

#### 〔產業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長(久保田邦夫君) 6次産業の現状と今後についてでございます。

本村最大の6次産業と考えますブドウでございますけれども、ブドウにつきましては、村の特産品として育てようということで誕生いたしました。北関東随一を誇るブドウ郷でございまして、直接販売方式を主流といたしまして、観光農業の先駆けとして活性を始めたところでございます。

こうした中、創意工夫による新しい農業経営として、加工食品への取り組みが始まりました。平成 4年にはしんとうワイナリーが建設され、現在でもワイナリー内での飲食、販売、近隣の物産所等で 好評を集めております。

また、隣接します畜産物加工処理施設、通称しんとうふるさと夢工房でございますけれども、平成 4年度に建設されました。ハム・ソーセージ加工による特産品づくりを目指し、現在も順調に行われ ております。

併設いたしました、もう一つの柱と考えていました漬物でございますけれども、消費者ニーズの多様化、また組合員の高齢化等によりまして、残念ながら平成15年に加工作業を中断しております。

平成24年には、地域の女性農業者団体によりますみそづくりの施設といたしまして、和工房がオープンいたしました。みそづくりは、地域ごとに味と風味が異なり、地域の独自性が出やすく、スローフードや発酵食品ブーム、さまざまな農作物との相性もよい加工品であることから、榛東村のブランドとして定着していくことを期待しておるところでございます。

今後につきましては、本村の6次産業品目として、リンゴ、イチゴ、ブルーベリー等、さまざまな加工品など多種多様な品目が考えられます。これらの商品開発やブランド化につきまして調査研究を行い、村の農業活性化を支援してまいりたいと考えております。

○議長(金井佐則君) 7番。

#### [7番 松岡 稔君発言]

- ○7番(松岡 稔君) 6次産業の今の現状と今後ということで課長のほうから答弁がありました。 また、村長の公約の中に6次産業の推進とありますけれども、村長、この当時のリーフレットの内 容について、どの程度、こういうことをやりたいという、今の現状をお聞かせください。
- ○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 6次産業については、本当に、先ほど課長のほうから説明したとおり、ブルーベリーの問題、あるいはブドウのこれからどういうことになるか、そして私も8年間の前のときの村長のときに、タマネギの、あれは何ていうんですかね、そういうものを研究させてもらって、それ

をつくって、銀座にあるぐんまちゃん家ですか、そういうところでもPRをしてきたんですけれども、 それをさらに、何といってもPRとかそういうものを、榛東のタマネギ、それだけじゃなくブドウも、 あるいはブルーベリーも、いろいろなものを、またリンゴ等も含めて6次産業化をしていかなければ、 これからの農業、今の農業については、本当に市場とかそういうところで、自分で決められない価格 になってしまっています。そういう6次産業化によって、自分で価格も決められる、そういうところ を目指して研究開発をやっていきたい。これは農業委員会とも一緒になってやっていく必要があると いうふうに考えています。

○議長(金井佐則君) 7番。

## [7番 松岡 稔君発言]

○7番(松岡 稔君) 農家の人は、作物をつくるのは得ています。またそれを加工するというところまでの研究は、大分、ちょっと我々から見て無理だな。また、販売についてはさらに無理だと思っています。それが、行政が手助けすることによって、1足す2足す3で6次産業ということをあれします。今後、ふるさと創生の中にも、この6次産業化の予算がたしかあったと思いますけれども、それは村長も認識しておりますか。

○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) ふるさと創生とか地方創生とかそういう中において、その6次産業化の項目があるということは、私も見て、承知はしております。これについても、今やっているところが、八州高原何とか協議会ですか、そういうところでやったり、あと、地球屋さんでそういうことを、たしかそばとかそういうのだと思うんですけれども、いろいろ練り込んだりなんかするものをやっているということを承知しておりますし、これからもいろんな面で6次産業化というものを進めていきたいというように考えています。

○議長(金井佐則君) 7番。

## [7番 松岡 稔君発言]

○7番(松岡 稔君) 6次産業化で競い合い、榛東村もこれからどんどん6次産業化を進めてもらいたいと思います。こうやって全国的に6次産業、6次産業と言っていますけれども、榛東村が出おくれることのないようにやっていただきたいと思います。

それと、村長の公約の中に、振興を目指しますという項目がありました。産業振興の部門で、村長が考えているこれからの榛東村の産業振興の計画などがありましたら、答弁をお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 産業振興のことについても、公約の中に掲げさせてもらっております。これ については、今現在、またこれからも、例えば上毛大橋からの延伸道路、そういうものをこれからや っていく、そういうものを踏まえて、流通とかそういうものを、それにおくれないような取り入れ方もしていかないと、今現在のこの内容だけじゃなく、そういうことを含めた産業振興を、例えば、これは絶対できませんけれども、道の駅で、できないということは、あれは国道じゃないとできませんので、名前とかそういうものは、道の駅という名前はできないんですけれども、ああいう、榛東の物産が展示即売されるような、そういうところも含めて、流通の流れとか人の流れとか、そういうものを含めて産業振興を図っていかなきゃならないというように考えています。

# ○議長(金井佐則君) 7番。

## [7番 松岡 稔君発言]

○7番(松岡 稔君) 村長の、食のブランド化も進めますというところがあります。6月1日に農林水産省が、ブランド化で国を守るといういろんな制度があります。榛東村に昔からある桃泉大根というのも、我々の子供のころ、桃泉大根は肌がよくておいしいというイメージがありました。隣の旧群馬町国府の白菜、国分にんじん、国府白菜については、市場に出回らず、そのブランドだけで大分高価な農産物取引がなされていると思います。

それと、最近、耕作放棄地などに、米のかわりや、薬草をつくったり、いろいろあります。最近の 記事では、岩手県の国産エゴマが最近人気があります。そういう取り組みについて、県だとかそうい うところへ村長が行って、いろんな情報を得てきていただきたいんですけれども、そういうふうに何 か情報の拠点といいますか、村長のそういうルートで何かありますか。

#### ○議長(金井佐則君) 村長。

#### [村長 真塩 卓君発言]

○村長(真塩 卓君) 群馬町の国分にんじんですか、昔からの長いあれですね、これについて、あれは、稲荷台の、自分で言っちゃおかしいんですけれども、真塩がやっています。代表でですね。何百年も前の私の出所なんですけれども、ミチオさんが中心になってやっている、そういうところも、今後、いろいろ話を聞いて、あそこはニンジンだけじゃなくいろいろな面でみんなで協力して、それをやっていることも聞いたり見たりさせてもらっています。販売までみんなやっているという中において、やっぱりいいところは物まねでもいいと思うんですよね。そういうことを参考に、これからも見たり聞いたり、榛東に取り入れたらどうなるかなということも考えながら、そしてまた、独自のものがあれば、そういうものを開発してブランド化していくというものがあるんじゃないかな。

私、常々言っているんですけれども、榛東の米というのは、これは、川場には怒られますけれども、本当にうまいと思っています。私も米をつくっておりますけれども、そういう中において、榛東の米はうまい、どこでも誇れると、そういうものをどうにしたら、榛東の米はうまいんだよ、そして、これからも流通とかそういうのを考えながら、米だけじゃなく、できるようなことをやっていく必要があるというように思っています。

#### ○議長(金井佐則君) 7番。

## 〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番(松岡 稔君) そういうふうに榛東のブランド化、榛東にはおいしいものがある、そういう ふうに全国にアピールをしていただきたいと思います。またそれに、榛東村でとれた野菜を子供たち に食べさせて、榛東村はこんなすばらしい農村の村だということをアピールしていただきたいと思い ます。

次に、社会制度について質問いたします。

平成25年5月に社会保障番号制度が成立し、村民一人一人に個人番号が付番されます。社会制度、税、災害時の分野で活用されるとの話であります。このマイナンバー制度、まず、この制度の概要に係る費用などを担当課長、お願いいたします。

○議長(金井佐則君) 山本正子住民生活課長。

# 〔住民生活課長 山本正子君発言〕

- ○住民生活課長(山本正子君) まだ導入はこれからなんですけれども、榛東村として、マイナンバーの付番をしてくださる機構がありまして、そちらに支払うものとして、今年度は506万9,000円の歳出予定をしています。それを全て、また国庫補助金として同額が歳入されることになっています。
- ○議長(金井佐則君) 7番。

#### 〔7番 松岡 稔君発言〕

- ○7番(松岡 稔君) 我々議員もこのことについて、予算書を見ますと、26年に569万、27年に108万4,000円だけが出ます。調べてみると、後で国庫補助という形で戻って、この制度は10分の10という話を聞きました。それが、榛東村が払ったお金がどういう形でまた榛東村に戻ってくるのか、その辺がちょっとわからなかったもので、わかれば回答をお願いいたします。
- ○議長(金井佐則君) 山本課長。

# 〔住民生活課長 山本正子君発言〕

- ○住民生活課長(山本正子君) 勉強不足で申しわけないんですけれども、とりあえず国庫補助金という形ということで戻ってくることは確かです。よろしくお願いいたします。
- ○議長(金井佐則君) 7番。

# 〔7番 松岡 稔君発言〕

- ○7番(松岡 稔君) このマイナンバー制度が導入されて、我々にはどんなメリットがあるのか、 お願いします。
- ○議長(金井佐則君) 山本課長。

# 〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長(山本正子君) メリットとしましては、行政の効率化としまして、行政機関や地方 公共団体などでさまざまな情報の照合、転記、入力に要している時間や労力が大幅に削減され、また、 複数の業務での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。これは個人というよりも役所側 の、行政側のことですね。個人となりますと、個人番号カードというのを、顔写真つきのカードをつくることによりまして、それが身分証明書となります。それと、その番号によって、オンラインバンキングとか各種の民間オンライン取引にできるようになります。

以上です。

○議長(金井佐則君) 7番。

## [7番 松岡 稔君発言]

- ○7番(松岡 稔君) このマイナンバー制度の導入のスケジュールなんですけれども、私たちも文 教厚生委員会でちょっと説明を受けただけなので、また、その今後どういうふうなスケジュールか、 また、その周知方法などを教えていただきたいと思います。
- ○議長(金井佐則君) 山本課長。

# 〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長(山本正子君) このマイナンバー、個人番号制度の導入スケジュールなんですけれども、先ほど松岡議員がおっしゃいました、平成25年5月に制定されました法律がことしの10月5日に施行されます。この10月5日時点で住民票に記載されている住民全ての方に指定されます。この指定というのは、本来は市町村長が指定するということにはなっていますが、全国一斉にされることなので、JーLISという、地方公共団体情報システム機構、略してJ-LISと言っているんですが、ここが全国一斉に10月5日以降、各個人宛てに全て簡易書留で送付することとなっています。その後、28年1月から、社会保障、税、災害対策等の行政手続でこのマイナンバーが必要となります。実際に、県、市町村での情報連携ですね、それは、国保とか年金とか、それは活用するというふうに、多分、制定して初めて活用になるんだと思うんですけれども、活用できる開始は平成29年10月からとなります。

#### [「周知方法」の声あり]

- ○住民生活課長(山本正子君) 失礼しました。周知方法については、今はまだ国からも正式には来ていませんので、国から情報を得次第周知したいと思います。
- ○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

- ○7番(松岡 稔君) そのカードを今、何て言ったっけ。
- ○議長(金井佐則君) 山本課長。

# [住民生活課長 山本正子君発言]

○住民生活課長(山本正子君) すみません。まず最初に、10月5日以降、そのJ-LISから、通知カードといって、紙でできたものなんですけれども、これには氏名、住所、生年月日、性別の基本項目と、あと番号が付されたものだけが送付されます。その送付される手紙の中に同封されて、また、個人番号カード、先ほど言いましたが、顔写真つきのカードを取得したいという方は、その一緒に入

○議長(金井佐則君) 7番。

#### [7番 松岡 稔君発言]

○7番(松岡 稔君) 周知方法はしっかりと榛東村でもやっていただきたいと思います。

それと、今度、税の分野の活用ということがありました。個人納税にマイナンバーということで、株の配当や預金通帳だとか、そういうのが管理されるという話を聞きました。この間の6月5日の読売新聞の記事に、来年1月から始まるマイナンバー制度が始まる前に、大手調査機関が県内347を調査した結果、制度の対応を完了した企業はなく、何もしていないという企業が6割以上に上るとありました。企業では、源泉徴収の作成や社会保険料の支払いシステムなどの変更が必要となっていると書いてありました。

本村では、今後、税の分野において、このマイナンバー制度がどのように活用されるんでしょうか。 また、地方税務はどのように変わるのかお聞かせください。

○議長(金井佐則君) 岩田税務課長。

# 〔税務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長(岩田健一君) マイナンバー導入に伴う税分野における活用についてでございますが、 村税であります個人の住民税を例にとりますと、住民税の算定に伴い、まず個人の収入を漏れなく把握する必要がございます。マイナンバーで名寄せをすることで、正確に効率的に個人の収入をくまなく把握することが可能となります。

一方、所得から差し引かれる各種控除については、例えば扶養控除で、村外に住民票がある親族等を申告上で扶養にとった場合、現行では、後で該当市町村に、扶養にとった該当者の所得照会を郵送で行っております。回答をまた郵送でもらい、扶養控除が適正であるか判断するものでございます。しかしながら、マイナンバーが導入になりますとこの所得照会が不要となり、事務の迅速性、正確性、そして効率化が図られます。また、控除の関係で生命保険料や社会保険料、国保とかございますが、その各種控除においても、事務の効率化、利便性が図られます。

課税の部分でございますが、結論的に、住民税で行えば、個人の住民税を算定する際、もととなる 収入の把握、また各種控除の確認が効率的に行え、公平公正な税目算定が可能となります。

なお、税金の滞納の関係でございますが、該当者が転出を繰り返しても、該当市町村における税金 の詳細が、滞納額が瞬時に確認でき、関係自治体で協働して効率的な滞納対策が図られるものと期待 されております。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 7番。

## 〔7番 松岡 稔君発言〕

- ○7番(松岡 稔君) 税金を払わず隣の市町村へまた行った、そういうのがどんどん追跡できるということですか。それでいいですか。
- ○議長(金井佐則君) 課長。

#### 〔稅務課長 岩田健一君発言〕

- ○税務課長(岩田健一君) ご指摘のとおりでございます。
- ○議長(金井佐則君) 7番。

# 〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番(松岡 稔君) 我々、今のレベルでは、このマイナンバー制度が果たしていいものか悪いものか、ちょっとわからない部分があります。国で進めるんだからしようがないといえばしようがないんですけれども、それに伴い、導入について伴うものがセキュリティーの問題だと思います。マイナンバーは、今まで認知度が低く、高齢者だとかそういうのに、今回の年金の問題でだまされやすいとか、このマイナンバーが流出されたらどうなるか、そういうのが我々も大分不安なところです。このセキュリティーについて、どのように村は行いますか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

# 〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長(新藤 彰君) その前に、山本課長の今後の予定の中で、きょうの上毛ですかね、大きな記事が出ています。マイナンバー制度、月内の法成立が困難ということで、年金流出の関係がありまして、恐らく6月には法律が成立しないだろうということで、大幅におくれる可能性があるということをひとつ念頭にお願いしたいと思います。

まず、セキュリティーでございますけれども、基本的なことから申し上げたいと思います。

まず、これは情報の漏えいということが一番の念頭にあるわけでございますけれども、これがどういうふうな形で基本的に管理されているかということを最初に申し上げたいと思います。

まず、マイナンバー制度化における個人情報の取り扱いについては、それぞれの機関に保有している情報を特定の機関に集約し、その集約した情報をそれぞれの機関が閲覧することのできる一元管理ということは一切行いません。情報はそれぞれの機関が保有し、他の機関の情報を必要とする場合には、その都度、情報のやりとりを行う分散管理ということでございますので、一つの、これから申し上げるチップの中に全ての情報が入るということはございませんので、その辺のところは、情報漏えいということは管理していけるんじゃないかと思います。

それから、幾つか考えるセキュリティーの関係なんですけれども、5点ほどあるんですけれども、 簡単に申し上げたいと思うんですけれども、1つが、まず、個人カードのなりすましの取得について どのような対策があるかということでございますけれども、これは市区町村において厳格な本人確認 が必要というわけでございますけれども、2点ほどあります。1つとして、免許証やパスポートといった顔写真つきの本人確認書類を提示すること、これが1点目でございます。2つ目といたしまして、本人確認書を提出できない方については、住所に送付された申請が本人の意思に基づくものであることを確認するための関係書類ということで、健康保険証、あるいは年金証書等、そういったものの提示を求めていくということで、複数持参することによってなりすましの予防をしていくと、これでございます。

それから、個人カードのICチップと、カードの中にICチップが埋め込まれているわけですけれども、これが筒抜けに出ないかという、非常に心配される懸念があります。これについては、個人カードのICチップには、税や年金の情報などプライバシーの高い個人情報は記録されないということでございます。したがって、ICチップからプライバシーの高い個人情報が漏えいすることはありませんということで、ICチップに記録されている情報は、カード面に記載されている情報や個人的認証の電子証明等に限られるということでございます。

それから3点目といたしまして、マイナーポータビリティーと。これは、マイナーポータブルということでございますけれども、行政機関が個人情報、マイナンバーのついた自分の情報をいつどこでやりとりしたかを確認できるほか、行政機関が保有する自分の情報や、行政機関から自分に対して必要なお知らせなどの情報を自分のパソコン上で検索できるサイトができるということでございます。そういったことで、ただし、ここについてもセキュリティーがございますので、マイナンバーを入力するのではなくて、別のセキュリティー番号をつけるというような形で国が今考えているようでございます。

それから、4点目でございまして、通常のカードを紛失した場合、じゃ、どうするのかということになるかと思いますけれども、住民票のある市町村まで連絡していただいて、一定の手続を経た上で通知を、カードを再発行するか、あるいは個人カードの交付申請を行っていただくということを考えているようでございます。

そして最後でございますけれども、個人カードを紛失した場合どのようにしたらよいかということでございますけれども、直ちに、個人番号カードのコールセンターができるということでございます。こちらのほうに問い合わせいただきまして、第三者による不正使用等を防止するということでございます。

いずれにしても、国もかなり手探り状態だと。情報が一極集中するものですから、かなりやっぱり漏えいという部分については気を使い、なおかつ、個人情報ということで、大変な事件にも発展する可能性もありますので、慎重に行っていく必要があるんじゃないかと。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

- ○7番(松岡 稔君) このマイナンバーのサーバというのは、この榛東村に置くんですか。
- ○議長(金井佐則君) 総務課長。

#### 〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長(新藤 彰君) これについては、具体的に、今、法整備も含めて進んでいる状況でございますから、中のサーバが、どういう形の中でどれが機能するかという形については、まだいまいち、もうちょっと時間がかかるんではないかと思っておりますけれども、具体的には、サーバ室のサーバを活用しながら、それにセキュリティーをかけたり、あるいは活用していくという形になるかと思います。

○議長(金井佐則君) 7番。

# 〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番(松岡 稔君) 茨城県の五霞町は、榛東村よりもずっと小さい町だそうです。そこでは自治体クラウドというところにデータセンターを預けるそうです。それによって経費も削減できるし、役場にデータを置かないということで、サイバー攻撃を受けるのが少ないという話を聞きました。榛東村では、そういうふうなサーバを村役場に置くか、自治体クラウドに預け、必要な情報だけをもらうのか、そういうのを検討したことがありますか。

○議長(金井佐則君) 総務課長。

# 〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長(新藤 彰君) ただいま申し上げましたように、やはり国、あるいは関係市町村、周辺の市町村がどういうふうな形でこれをデータ管理していくかというのは、まだ模索中ということでございます。そういったことで、やはり周辺の町村、あるいは一番安全な方法を考えなくちゃならないということなんですけれども、いずれにしても、これについては、専門性の知識も要でございますので、いずれにしても、関係機関、あるいは専門の委託業者、機関等も検討しながら、一番安全な方法で導入していくという形になるかと考えております。

○議長(金井佐則君) 7番。

#### [7番 松岡 稔君発言]

○7番(松岡 稔君) このマイナンバー制度の内容、今後のスケジュール、周知方法、いろんな回答をいただきました。また、外郭団体では、国民年金機構ですか、それの情報が125万件漏れたという情報がありました。今後、このマイナンバー制度で、いろんな、医療だとかそういう部門にまでこのカードが活用されるという報道を聞いております。なるべく我々の情報が漏れないように、村もしっかりと管理していただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終わりにします。

○議長(金井佐則君) 以上で7番松岡稔君の一般質問が終了いたしました。 通告のあった6名の議員の一般質問を終了いたします。

# ◎散 会

○議長(金井佐則君) 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしました。 第2日目の散会といたします。

執行、議員並びに傍聴人の方には、あわせて大変ご苦労さまでございました。 午後0時1分散会

# 平成27年第2回

# 榛東村議会定例会会議録

第 3 号

6月18日 (木)

# 平成27年6月18日(木曜日)

# 議事日程 第3号

平成27年6月18日(木曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認について(榛東村税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議案第43号 村長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例
- 日程第 5 議案第44号 平成27年度榛東村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第45号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第46号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第47号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第48号 平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 報告第 2号 平成26年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第 3号 平成26年度榛東村一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第12 報告第 4号 榛東村土地開発公社の経営状況報告について
- 日程第13 陳情について
- 日程第14 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 議員派遣について

# 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# 出席議員(13名)

1番髙田清一君3番柗井保夫君5番山口宗一君7番松岡稔君

10番 栁田 キミ子 君

12番 岸 昭 勝 君

14番 金井佐則君

# 欠席議員(1名)

9番 松 岡 好 雄 君

\_\_\_\_\_

# 説明のため出席した者

村 長 真 塩 卓 君 総務課長 基地 • 財政課長 清村昌一君 税務課長 子育て・長寿 山本正子君 住民生活課長 支 援 課 長 小野関 産業振興課長 健康・保険課長 均君 建設課長 久保田 勘 作 君 会 計 課 長 小 山 美 子 君 生涯学習課長 清水義美君

上下水道課長 清水 喜代志 君学校教育課長 清水 誠治 君

2番

4番

6番

8番

11番

13番

南

清 水 健 一 君

小山久利君

小野関 武 利 君

 岩田好雄君

 早坂通君

新藤 彰君

岩 田 健 一 君

久保田 邦 夫 君

繁君

青 木

千 晴 君

# 事務局職員出席者

事務局長 倉持直美 書 記 津久井久美

# ◎開 議

午前9時開議

○議長(金井佐則君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第2回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。定例会初日に申し上げたとおり、松岡好雄議員以外全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための出席を求めております管理職は全 員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。

<del>------</del>

# ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(金井佐則君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって議長において指名を行います。

8番南千晴さん、10番柳田キミ子さんを本日の会議録署名議員に指名いたします。

# ◎日程第2 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(金井佐則君) 日程第2、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

真塩卓村長。

[村長 真塩 卓君登壇]

○村長(真塩 卓君) 諮問第3号の人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由のご説明をさせていただきます。

岩田俊彦さんは、2区在住でございまして、平成21年10月1日から人権擁護委員として活躍をしていただいております。この9月30日付をもちまして、2期目の任期満了を迎えることから、このたび再度の推薦をお願いするものでございます。

岩田さんにつきましては、温厚実直で広く社会の実情に通じまして、地域活動にも積極的に参加されるなど、地域の信望も大変厚くあります。村の消防団長等も歴任しております。また、子供の人権、あるいは高齢者の人権等におきましても、理解のある方でございます。

これまで務めた経験と知識をもとに今後も活躍が期待されることから、人権擁護委員法を第6条第3項の規定によりまして、議会のご意見を聞き、法務大臣に対して、再任として推薦をさせてもらうところでございます。

任期につきましては、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3カ年間でございます。 ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

# ◎日程第3 承認第2号 専決処分の承認について(榛東村税条例等の一部を改正する条例)

○議長(金井佐則君) 日程第3、承認第2号 専決処分の承認について(榛東村税条例等の一部を 改正する条例)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田健一君発言〕

○税務課長(岩田健一君) それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案書の2ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、榛東村税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専 決処分するものでございます。

専決の理由につきましては、地方税法の一部改正に伴い、榛東村税条例等の一部を改正する必要が 生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでご ざいます。

議案書につきましては1ページから7ページ、また、例規集につきましては633ページから、また、 配付の新旧対照表を参照してください。

今回の専決処分に係る税条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律公布のうち、本年4月1日施行に係るものでございます。

3ページをごらんください。

この榛東村税条例等の一部を改正する条例でございますが、これは今現在の榛東村の税条例を改正する手順を文章化したものでございます。

次に、今回の税制改正の趣旨について若干ご説明いたします。

今現在、地方創生が重要なテーマとして掲げられておりますが、みずからの発想で特色ある地域づくりが行えるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系のより強固な構築が今回の税制改正の趣旨でございます。この一部改正の条例につきましては、この構成なんですが、第1条、ページでいくと3ページから5ページにかけて、第2条、5ページから7ページにかけて、それから、最後に附則として7ページ、この3つから構成されております。

第1条につきましては、税条例の一部改正の内容について、第2条につきましては、第1条で改正 した条例を再度改正する内容について、それから最後に、附則につきましては、第2条で改正した条 例の補足でございます。

それでは、初めの第1条関係について説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。上のほうからですね。

なお、これから申し上げる村税の各条文の改正の内容については、議案書の左端から説明が明記されてございますので、議案書の各左端をごらんください。

まず第31条ですが、この条文は村民税の法人に係る均等割の税率適用区分の改正でございます。村民税は、ご存じのとおり個人と法人の2つに分かれます。この法人の村民税については、均等割と法人税割の2つから成っております。法人税割は利益の9.7%、均等割のほうにつきましては、詳細は新旧対照表1ページをごらんください。参考にしていただけます。

なお、この均等割の税率については、該当する会社、法人の資本金と従業員の数によって決まって ございます。今回、均等割の区分の適用条文の内容が改正となりますが、均等割の金額の改正はござ いません。 次に、第31条に加える第4項については、資本金等の額は、自社株を買ったり、また経営状況によって減少する場合がございます。法人の村民税の均等割は従業員の数と資本金により区分によって決まりますが、資本金が減ると必然的に均等割も安くなってしまいます。そこで、確実な税収を確保するため、今回の税制改正では、資本金に資本準備金と出資金を合算した額を資本金とみなすものでございます。

次に、第48条ですが、この条文は法人の村民税の申告納付でございます。字句の訂正、また法人税 法の適用条文の号ずれに伴う改正でございます。

次に、第50条ですが、この条文は法人の村民税に係る不足税額の納付手続でございます。字句の訂 正、また法人税法の適用条文の号ずれに伴う改正でございます。

次に、第57条ですが、この条文は固定資産税の非課税の範囲を明記してございます。今回、法人税 法の適用条文の号ずれに伴う改正でございます。

その下で、第59条でございますが、この条文は固定資産税の非課税規定の適用外の届け出について 明記してございます。今回、法人税法の適用条文の号ずれに伴う改正でございます。

次に、第71条ですが、この条文は固定資産税の減免について明記してございます。字句の訂正を行 うものでございます。

次に、第139条の3でございますが、これにつきましては、特別土地保有税の減免について明記してございます。今回字句の訂正を行うものでございます。

次に、附則第7の3の2でございますが、この条文は個人の住民税に係る住宅ローン控除の課税適 用期間を現行では平成39年度までを平成41年度までの2カ年延長し、また、居住適用期間を現行平成 29年度までを平成31年度までの2カ年延長するものでございます。

なお、これに伴い減額となる住民税につきましては、国が全額補塡することになっております。

次に、附則第9条につきましては、個人の村民税における寄附金控除に係る申告の特例が明記されておりますが、具体的に、今はこの寄附金についてはふるさと納税の関係でございます。

続きまして、議案集4ページをお願いいたします。4ページの上のほうです。

第9条の2につきましては、個人の住民税算定の際、ふるさと納税に係る控除額を所得割から控除 するものでございます。

続いて、附則第10条の2第5項につきましては、固定資産税のわがまち特例創生に伴い、都市再生 特別措置法に規定する認定事業者が取得する公園などの公共施設等に係る固定資産税を軽減する期間 を延長するものでございます。

続いて、附則第11条につきましては、土地の固定資産税の特例に関する用語の意義の適用期間を現 行平成24年度から平成26年度までを平成27年度から平成29年度までに改めるものでございます。

続いて、附則第11条の2につきましては、住宅用地の減額措置を実施する固定資産税の特例に関する用語の意義の適用期間の変更でございます。

続いて、附則第12条につきましては、宅地等に対して課する固定資産税の特例期間の変更でございます。

続いて、附則第13条につきましては、農地等に関する特例期間の変更でございます。

続いて、附則第15条につきましては、特別土地保有税課税の特例期間の変更でございます。

次に、一番下のほうですね。附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例でございます。 平成27年度に購入した車につきましては、燃費基準により税率が3段階、75%、50%、25%減額されるものでございます。ただ、この特例につきましては、平成28年度、1回だけの優遇で、排出ガスが少なく、環境に優しい車につきましては、28年度税金が安くなるというものでございます。

続いて、議案書5ページ、榛東村税条例等の一部を改正する条例でございます。

この第2条につきましては、第1条で一部を改正した条例の一部を再度改正する条例でございます。 新車、車を登録してから13年を経過した車については、28年度以降税率が高くなるものでございます。 環境に悪い影響を与える車は税率が高くなるというものでございます。

続いて、議案書7ページの附則でございますが、第1条で今回税条例等の一部が改正されますが、 その施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。第2条で村民税に関する経過措置、第3 条で固定資産税に関する経過措置、第4条で軽自動車税に関する経過措置が明記されております。

以上、甚だ雑駁ではありますが、榛東村税条例等の一部を改正する条例について説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第2号 専決処分の承認について (榛東村税条例等の一部を改正する条例) を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

# ◎日程第4 議案第43号 村長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例

○議長(金井佐則君) 日程第4、議案第43号 村長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例を

議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

#### [事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤総務課長。

#### 〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長(新藤 彰君) それでは、議案第43号 村長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例について提案理由の説明を行います。

当該条例の適用対象であった村長の任期満了及び副村長並びに教育長の任期、退任に伴い、本条例を廃止するものでございます。例規集につきましては、1款の457ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

議案書9ページをごらんいただきたいと思います。

村長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例。

村長等の給料の特例に関する条例(平成23年榛東村条例第11号)は、廃止すると。

附則は、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

若干説明をさせていただきますと、村長等の給料等の特例に関する条例を廃止する条例については、村長並びに副村長につきましては、附則で、この条例は平成23年7月1日から施行し、同日において村長及び副村長の職にある者に限り適用すると規定しております。また一方、教育長につきましては、附則で、この条例は、平成23年9月1日から施行し、同日において教育長の職にある者に限るということで、適用すると規定しております。よって、当該条例の適用対象であった村長の任期満了及び副村長並びに教育長の退任に伴い、本条例を廃止するものでございます。

よろしく審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通君。

# [13番 早坂 通君発言]

- ○13番(早坂 通君) まず総務課長、2点お聞きしますけれども、前村長は30%削減ということで、要するに給料を70%にということですね。30%を減額したことによって、4年間、そのことによってできた財源というのは幾らになりますか。
- ○議長(金井佐則君) 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長(新藤 彰君) 早坂議員のご質問にお答えします。

村長ということで、2つございまして、1つが給料分、それから期末の手当等で分けていきますと、 まず給料については1,011万8,928円、それから期末の手当については558万180円ということで、締め て1,569万9,108円でございます。

○議長(金井佐則君) 13番。

[13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 村長にお聞きします。

確かに私、ここサイトから出した群馬県内の市町村長の、これは要するに給料ですね。この一覧表を持っているわけなんですけれども、これを見ますと、それぞれの自治体の事情によって、決して規模では決まっていないというのはわかるんですけれども、なおかつ榛東村の今度、今までの条例を廃止して、現行の規定の村長の給料ということは、ここに書かれているのは26年4月1日現在なんですが、榛東村が72万5,000円、お隣の吉岡町が72万6,000円ということで、低いところは50万台のところもあるんですけれども、それはいろいろな事情があるということを勘案して、決して現行の給料が県内の町村長の平均からずば抜けているとは言えませんけれども。ただ、1,569万円、今話があったように削減ができたと。それを村民福祉の向上のために使っていくという考えは全くなかったのか。そういうことも考慮した上で、今回の条例廃止を提案したのか。ちょっとその辺をお聞きしたいんですけれども。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 確かに前村長の公約によりまして、減額をしたということは承知しております。それと今回の条例廃止については、全く関係ございません。ということは、前村長のときの期限限定でつくった条例でございまして、これがこのまま残っていたとしても、現執行部に当てはまる問題じゃなくて、全然その点については違うということだけはご承知を願いたいと思います。

そして、この公約云々じゃなくて、これについて現村長もやったらどうかということだと思うんですけれども、これについても前回の議会のときに申し上げさせてもらいましたけれども、一生懸命仕事をすることによって、これを維持したいということは前回と同じ回答でございます。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。 直ちに採決を行います。 議案第43号 村長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例を原案のとおり可決することに賛成 の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案どおり可決されました。

# ◎日程第5 議案第44号 平成27度榛東村一般会計補正予算(第1号)

○議長(金井佐則君) 日程第5、議案第44号 平成27年度榛東村一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村基地 · 財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長(清村昌一君) それでは、平成27年度榛東村一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、4月1日及び6月1日に発令されました人事異動に伴う職員給与 費等の人件費の整理を行うものでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に読み上げさせていただきます。

16款県支出金、2項県補助金、補正額68万8,000円の減、計1億6,088万3,000円。

19款繰入金、1項基金繰入金905万6,000円、計7億234万1,000円。

続きまして、12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

同じく左から款、項、補正額、計の順に読み上げをいたします。

1款議会費、1項議会費、補正額140万1,000円、計9,915万4,000円。

2款1項総務管理費、補正額915万5,000円の減、計7億1,498万1,000円。2項徴税費、補正額532 万8,000円、計9,003万1,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額315万2,000円、計3,909万3,000円。 3款民生費、1項社会福祉費、補正額264万2,000円、計11億3,659万6,000円。2項児童福祉費143 万4,000円、計6億2,871万3,000円。

- 4款衛生費、1項保健衛生費、補正額305万6,000円、計1億9,394万4,000円。
- 6款農林水産業費、1項農業費157万6,000円の減、計3億6,665万1,000円。
- 8 款土木費、1項土木管理費、補正額867万7,000円、計1,872万3,000円。2項道路橋りょう費774万6,000円の減、計2億9,222万円。5項都市計画費348万6,000円の減、計1億6,275万7,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正額113万4,000円、計6,046万4,000円。3項中学校費、補正額557万3,000円の減、計7,248万2,000円。4項幼稚園費165万4,000円、計1億612万4,000円。5項社会教育費、補正額378万円、計1億8,717万1,000円。6項保健体育費、補正額364万6,000円、計1億4,175万3,000円でございます。

続きまして、14ページから16ページでございますけれども、こちらにつきましては、歳入歳出事項 別明細書の総括でございます。説明につきましては、17ページ以降の事項別明細書で行わせていただ きます。

初めに、18ページになりますけれども、歳入の事項別明細書でございます。

上の表、16款2項3目衛生費県補助金、補正額68万8,000円の減額につきましては、県浄化槽整備 事業費補助金でございます。

下の表、19款1項1目基金繰入金、補正額905万6,000円の内訳につきましては、財政調整基金が855万3,000円、社会福祉施設整備基金繰入金が50万3,000円となってございます。

続きまして、歳出でございます。

人件費以外の経費につきましては、各会計間における人事異動に伴う特別会計の繰出金の補正及び 当初予算編成後に生じました機械器具、建物の修繕工事等に係る経費の補正が主なものとなってござ います。

それでは、22ページをお願いいたします。

中ほどでございますけれども、防災行政無線費につきましては、本年2月に実施されました定期点 検におきまして、蓄電池のふぐあいが発見されたため、これを交換修理するものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

ふれあい館費につきましては、出入り口の自動ドア2カ所のセンサーにふぐあいが生じたため、これを交換修理するものでございます。

その下の福祉センター費につきましては、高圧受変電設備の定期点検におきまして、接地抵抗値が 大きいとの指摘を受け、これを改善する工事を施すもので、財源につきましては、社会福祉施設整備 基金を充てることとしてございます。

榛東村一般会計補正予算(第1号)の説明は以上でございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。 13番。

# [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) まず、村長にお尋ねをします。

なぜですね、地方公共団体、地方自治体ともいろいろ呼び名はあるんですけれども、こういうところは小刻みに人事異動をするのか。民間に比べればかなり小まめな人事異動をしているというふうに私は見ているわけなんですが、その理由です。

それと、今回、村長になられてから人事異動があったわけなんですけれども、その人事異動の狙い、 この2点について答弁願います。

○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 人事異動につきましては、4年前もその前もそうですけれども、選挙がありますと、その選挙直前の人事異動についてはなるたけ手をつけないというのが今までの慣例でございました。そういうことで、4月1日付の人事異動というものは、通常今までの慣例によりまして、少人数だと思います。退職者の補充を行うというのが通常の異動の時期です。そして、同じ人が、あるいは違う人が村長になったときに、そこで初めてまた人事異動を行うということも慣例でやっているわけではございませんけれども、それが通常の各自治体のやり方でございます。

そういう中において、小まめということは、今回のことは小まめということの回答だと思うんですけれども、今回の6月1日付の人事異動につきましては、これは私も4年間見させてもらい、いろいろな住民の皆さんから話を聞いている中において、これをですね、端的に言えば、総務課の中の課付のところにある、大まかに言えば3つの事業ですね。ふるさと納税に関係する、あるいは自然エネルギーの関係する、そして地方創生の関係する3つのものが一つのところでこれができるかどうか。そして、それらをですね、私の考えている本来の事務分掌であろうというところへ、私は事務分掌を変えさせてもらいました。そのためにそういう人たちに、少なくとも異動をお願いしたというところでございます。これについても、私は適材適所で行ったということでやっております。

○13番(早坂 通君) 今、私が質問したことの趣旨に、1番目の質問に、答えになっていないんだけれども、再度求めてもらえますか。私が言ったのは、一般的に地方自治体は小まめに人事異動、つまり今回のことに限らず、過去にもずっと小まめに、大体3年、4年ぐらいをめどに人事異動をするのはなぜかということを聞いたんで。

○議長(金井佐則君) 村長、それに対する答弁を。 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) これは小まめというかどうかわかりませんけれども、これについては、異動

の問題、長期にわたって同じところを担当していたと。その場合に、やっぱり違う部署も勉強してもらうのと同時に、長期にわたると、言い方は悪いんですけれども、なれてしまっていろいろ問題が出てくるかもしれない。そういう予防なこともあるかと思います。しかし、それらについても1年、2年ということじゃなく、通常3年かそこらをめどだと思うんですけれども、長い人は7年とかそういう人もおります。教員の場合には最高8年ですか、そういう規定もございます。これは、余りにもなれ過ぎるとということもございます。これは適材適所でやって、小まめとは、私は思っておりません。〇議長(金井佐則君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) そこは前後してしまったんですけれども、この人事異動の問題に関して、 この議案で質問するのは、主にこの今回の補正予算は人事異動に関する補正予算だということで質問 しているわけなんですけれども。

それで、私は以前からも、やっぱり3年、4年というのは短いと思いますし、特に部署によっては、 やっぱり10年ぐらいしておいたって、置いておいて専門性を高めたほうが村に貢献できるというふう にはずっと考えていたんですね。確かに昔そういうことを、議会ではないんですけれども、私的な場 で話をしたときに、行政の上のほうの人だと思ったけれども、名前は忘れましたけれどもね、やっぱ り今、村長が言ったように、不祥事を防ぐためだと、そういうふうに説明を受けまして、それはそれ で納得したところなんですね。

しかし、昔とまた今の情勢は、自治体を取り巻く情勢は変わっているわけですよね。ご承知のように地方創生事業というものが昨年度から行われるようになりまして、自治体間競争が激しくなるのは目に見えていますし、もう実際そういう状況に入っているわけですよね。何度も私言うんですけれども、担当大臣の石破さんは、やる気のないところには金を出さないということを言っているわけですから。そういったところでは、行政マンも専門性を高めていく必要があると思うんですよね。そういうことじゃなければ、これからの自治体間競争には生き残れないと思うんですよね。

ただ、断っておきますけれども、この今の政府のやり方が今後ずっと続くとは、まだ未定なわけですけれどもね。ただ、それを前提にしたにしても、少なくともこの先5年は総合戦略に基づいて行うということですから。そういったことを考えたとき、行政マンの専門性を高めるために、全部とは言いませんけれども、必要な箇所にはある程度の年数を置いて、その職員の専門性を高めてもらうということは、行政にとって必要だというふうに思うんですね、今後の行政にとって。その辺、村長はどうお考えですか。

○議長(金井佐則君) 村長。

# 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 今回の人事異動等についても、これは十分見直しを、管轄をですね、見直しを行った結果でございまして、そして、内容によっては長期にわたっている方もおります、専門的な

ものでいる方もおります。しかし、小さくなれば小さくなるほど、自治体はいろいろなところを経験をして、住民の皆さんに何かの質問があったりいろいろしたときに、その専門分野以外でもある程度応えられるような体制をとっていかなければならない。そういう人員を育てなければならないということは前々から私は思っておりました。そういうところで、特に若い人にはいろんな、短い期間だけれども、いろいろなところを、分野を経験して、住民に応えられる、そういう資質を持った職員になってくださいということで、前から私はそういうことを話しております。一定のところになったらまた専門分野的にやるべきところもあるやに私も考えております。

そういうことで、内容によっては小まめになったということもあるかもしれませんけれども、これは見方でございまして、私は今までのやり方も、私なりに正しかったということで。どなたか知りませんけれども、やっぱり早坂議員が誰かから聞いた、これについても、私も同じような考えでございます。

○議長(金井佐則君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 今、私が言ったことについて、やっぱり今後、今は村長、そういう考えかもしれないんですけれども、一つ検討してもらいたいと思うんですね。私の推測だと、恐らく自治体はそういう方向に、地方自治体もね、ある程度動いていくんじゃないかというふうに思います。

そして、あと一つ、一つの例を出しますけれどもね、つい数カ月前でしたかね、私の知り合いかなと思う方が亡くなりまして、お悔やみ欄に出ました。喪主の名前が出たんですね。今、お悔やみ欄には住所は出ていない、番地は出ていないんですよね。地図で見てもわからない、電話帳を引いたらば、喪主ですから、亡くなった方が恐らく世帯主なんで、電話帳に載っていて、それでわからないと。そういうことで、住民課の窓口に確認に行ったんですね。そうしたらば、個人情報保護の問題で、それは教えられないということだったんですよ。私は、このくらいのことは教えられないんかいと。第一、私という人間の所在はわかっているんだから、だめなんかいと言ったら、だめですと言われて。そして私は家へ帰ってネットで調べました。そうしたら、その中に個人情報保護法ですか、その中に、一つ、故人については該当しないというふうに入っているんですよね。だから、私は故人のことを聞いたわけだから、本来ならその保護法に該当しないわけなんだけれども、でも、私はその個人情報保護法の担当ですと言った、出てきた職員がそういう状態なんですよ。

だから、私は、そういった意味でも、ある意味専門性を高めるということ。もちろんそれぞれの職員の自覚によることもあると思うんですけれどもね。ただ、この榛東村の職員集団が専門性を高めていけば、当然全体にレベルアップするわけですから、さっき私にそういう個人情報保護法のことで答えた職員だって、もう少し勉強していたと思うんですよね。だから、そういった意味では、何ていうんかな、さっき言いましたように、これから国の地方創生事業という国の政策に対応していくためにも、専門性の高い職員を育てていくということと、それを育てていくことによって、行政マンのレベ

ル自体が上がっていくと。そういうことは、村民のサービスの向上にもつながるという視点で質問を したわけなんですけれども。

村長、もう一つ、それを踏まえてもう一回答弁願います。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 個人情報保護法については守らなければならないことは、みんなご存じのことでございます。

そういう中で、一部、私も早坂さんと考えを同じにするようなこともありました。1つは、ちょっと違うのは、新聞等に載っているお悔やみ欄、これについては本人の意思で、喪主さんの意思で載せるか載せないかも決まります。住所も、番地まで入れるかどうか。それも本人の希望でやりますので、これについても我々のほうでいかんともすることができない問題です。

そして、これを役場のほうにですね、これは早坂議員であろうと、誰であろうと、一応教えられないということになっておりますので、それはご承知を願いたいと思います。これは議員だからわかるでしょうという問題じゃなく、これが個人情報保護法に当たるということは確かでございますので、これについて教えなかった職員は、私は正しかったと。

そして、私とちょっと同じすると思って、これも個人情報の保護法でだめかもしれませんけれども、特に消防の問題がございます。消防で放送するときに、どこどこ、これは法人とか公共施設を中心にして、そこから南南東とか、東北東とか、そういうことを言うんですけれども、これについて、特に消防とかそういうもの、1分1秒でも早く消してもらいたいというのが私は心情じゃないかなということで、それについても保護法で何か触れるかどうかわかりませんけれども、どこの誰と言ってもいいんかなという、それのほうが私自身は、消防が速く飛んでいけるんかなというような思いもしております。

それとあと一つは、独居老人の人たちのいざ災害時のときのあれですね。これについても公表が余りできないような形になっています。しかし、榛東の消防の人たちは、OBの人たちは特に、そういう人たち、いざ何かというときには早く飛んでいこうということで、そういうところを全部調べてもらいましたけれども、それも全部に見せるんじゃなく、消防とかそういう中で利用させてもらいたいということをその人たちに話して、それを全て載せたところですけれども。一部の人たちについては載せてもらいたくないということなんで、そういう人たちは載せてありません。

本当にそういうことを含めて、個人情報保護法というのがうんと厳しく、捉え方によっては、その人によってうんと厳密にやるということも確かにあります。そういうこともこれから検討して、榛東村だけじゃなく各自治体が、あるいは国等と話をしていかなければならないかなというように考えております。

○議長(金井佐則君) 終わりました。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) とにかくちょっと、今の質問の答弁になっていないんですよ。

○議長(金井佐則君) 質問の趣旨をはっきりと申し上げ、それだけを村長はお答えをしてください。 何ですか。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) まず1つが、私が言ったのは、職員の専門性を高めることによって、榛東村職員の全員のレベルアップにつながると考える、そこのところを村長はどう考えているのかということを聞いたのと、今の答弁の中で間違いが2点あります。私が言ったのは、個人情報保護法を見たらば、「故人は該当しない」と、個人情報保護法の、該当しないというふうに書かれていたわけ。そのことで、そういうことも担当課は知らなかったということを聞いたわけです。なおかつお悔やみ欄の住所については、今は本人の希望じゃないと思います。一律番地は載っていません、どの方も。そこはそういうことなんで、訂正をしておきたいと思います。

○議長(金井佐則君) 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 「故人は該当しない」というのはちょっと調べさせてください。

[「故人って、亡くなった人ね」の声あり]

○議長(金井佐則君) 村長、専門性についての答弁をしてください。個人情報はいいです。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 専門性について、それが今後もずっと職員の資質向上につながるということ の内容についてはわかるところでございます。しかし、それだからといって、じゃ、違う人を育てな くてもいいんかと。これは行政の中でそうあってはならない。その人たちがずっと同じところへ行っ て、ずっと専門的になって、卒業したときはどうするんかということもあります。それだけじゃなく、専門性をその職員は、そのところ、そのところで専門家になるために努力してもらうんです。そして、わかんなかったりいろいろしたら、前にいた人たちに話をしてください、聞いてくださいということを、これは必ず言っております。その人たちは、きょうの議会でもそうですけれども、課長がかわって答えられなかったら、そういう内容についても、前の課長さんが答えてもいいですよということを はっきり言っているんです。それと同じだと思います。

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。 6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番(小野関武利君) 6番、小野関であります。

村長にお伺いをいたします。

予算執行に関しての村長のお考えをお聞きしたいというふうに思っております。

これは、ちょっと前のことになるんですけれども、5月9日であったか10日であったか定かではありませんが、真塩村長の地元の祝賀会が開かれたということであります。その時点でですね、住民の皆様に、もう既に県に働きかけて、何の予算かは知りませんけれども、財源を確保したと住民の方々に話をされたということであります。その時期にですね、国・県もそうですけれども、右から左へ流せる予算というものはないであろうと自分は認識しているんですけれども、現実だとすれば、事実だとすれば、村議会に補正予算を計上して、議会を通すのが筋であろうというふうに思っております。金額等もわかりませんし、その使用目的ですか、何のためのお金であったかというのはわからないんですけれども。そういう事実があったということを聞いておりますので、そのことに関して、村長のご回答をお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 暫時休憩します。

午前9時54分休憩

午前9時54分再開

○議長(金井佐則君) 会議を再開いたします。村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 答弁させてください。

財源確保したということがどこから出たのかちょっとわかりませんけれども、私はこの4年間、県の人たちとか国の人たちといろいろなところでお会いをして、いろいろな、榛東に協力してくださいということはずっと申し上げてきました。そういう内容については、これは4年前だけじゃなくて、ずっとそういうことについてもやってきました。今回、5月幾日ですか、ちょっと私も忘れた……

[発言する声あり]

#### ○村長(真塩 卓君) そうですか。

その中でどういうことを、財源を確保したと、ことをよくわかりませんけれども、県・国の人たちとお会いをして、そういう榛東に協力をしてくださいということで、みんなが協力してくれることになりましたよということは言った覚えがあります。何の目的で何をしたいということの、その財源の確保、あるいは、これはこれからもそうですけれども、この財源について、事前に議会にお話をしないで、事前に国とか県にこういうことをやりたいんで財源くれてくださいということは、これからもあるかと思います。全て公表しながらやっていって、これを県のほうに上げていくということは、時間的にこれは余裕がなくなってしまう。次年度の内容について、これを県とか国に申し上げている、今までもそういうことを私もしてきましたし、これからも必要なところは、こういうことを財源をここに持ってくるから承認してくださいという、それから動くんじゃなく、これをやることが必要だと思っております。

#### 〔6番 小野関武利君発言〕

○6番(小野関武利君) 自分の聞いたことは、財源を確保したよという話で聞いてはいるんですけれども、今の村長の答弁では、協力要請はしていますということでありまして、食い違ってはいるんですけれども。そこをこの場で問い詰めてもしようがないと私は思っておりますので。どうあれさまざまな分野、国・県の相手に関しては、一々議会に諮って、こうにしたよ、ああにするよ、こうにするよというものは、確かに村長の言うとおり、事前の部分は難しいという判断も私もしております。

しかしながら、予算的にですよ、確保できたと。それで多くの人たちの前で話す前に、一応議会の 承認を得た形での数字なり内容をお話ししていただきたいなというふうに思っております。議会の人 たちが何も知らないうちに、村長だけが突っ走る話じゃなくしていただきたいなと思っておりますの で、その辺について、村長のお答えをお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 村長。

#### 〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長(真塩 卓君) 私は、今までも小野関議員がおっしゃるとおりやってきたつもりです。翌年度、あるいは翌年度以降に村の事業計画とかそういう中において、これはどうしても村の単独予算ではできないと、そういうときに、これは、主体事業、こういうものについて事前に県、国等にお願いをして、そういう内諾を得る、そういうことは今までもやってきました。これがだから、完全に、完全にというんじゃないですけれども、議会無視ということじゃなく、予算編成する上で、これは財源はどこでする、一般財源か、国か県かという財源の内訳がございます。そういうことを確認するためにも、私はこれからも一生懸命そういうところにお願いしに行き、その結果を議会に予算ということでお願いをしているところでございますんで、その点はご理解を願いたいというように思います。

- ○6番(小野関武利君) 結構です。
- ○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。 直ちに採決を行います。

議案第44号 平成27年度榛東村一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに 造成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

# ◎日程第6 議案第45号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長(金井佐則君) 日程第6、議案第45号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水喜代志上下水道課長。

[上下水道課長 清水喜代志君発言]

○上下水道課長(清水喜代志君) それでは、平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入では、フレッセイ出店による受益者負担金の増額、歳出では、人事異動に伴う 人件費の補正でございます。

議案書42ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入になります。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

1款分担金及び負担金、補正額288万円、計2,024万4,000円。1項負担金、同額でございます。

5 款繰入金、補正額348万6,000円の減、計1億4,329万2,000円。1項繰入金、同額でございます。 歳入合計、補正前の額4億5,785万6,000円、補正額60万6,000円の減、計4億5,725万円。

43ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額25万2,000円の減、計884万9,000円。1項総務費、同額でございます。

2 款建設費、補正額35万4,000円の減、計 2億6,226万8,000円。 1 項建設費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額4億5,785万6,000円、補正額60万6,000円の減、計4億5,725万円。

44ページから46ページは、歳入歳出予算事項別明細書、総括でございます。説明は省略させていただきます。

48ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書。

歳入でございます。

1款1項1目受益者負担金、補正額288万円は、フレッセイ出店によりまして、1節現年度、説明欄にあります受益者負担金(特環分)を増額するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額348万6,000円の減は、説明欄、一般会計繰入金の減額でございます。

50ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目総務費、補正額25万2,000円の減は、2節給料、3節職員手当等を減額するものでございます。

2款1項1目建設費、補正額35万4,000円の減は、2節給料から4節共済費までを減額するもので ございます。

52ページ、53ページは給与費明細書でございます。説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第45号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎日程第7 議案第46号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(金井佐則君) 日程第7、議案第46号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予 算(第1号)を議題といたします。 議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

#### [事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水喜代志上下水道課長。

〔上下水道課長 清水喜代志君発言〕

〇上下水道課長(清水喜代志君) それでは、平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

議案書55ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入になります。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

3 款繰入金、補正額 2 万8,000円、計 1 億2,678万円。 1 項繰入金、同額でございます。 歳入合計、補正前の額 1 億5,810万4,000円、補正額 2 万8,000円、計 1 億5,813万2,000円。 56ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額2万8,000円、計1,153万9,000円。1項総務費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億5,810万4,000円、補正額2万8,000円、計1億5,813万2,000円。

57ページから59ページは、歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。説明は省略をさせていた だきます。

61ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書。

歳入でございます。

3款1項1目繰入金、補正額2万8,000円は、説明欄、一般会計繰入金を増額するものでございます。

63ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目総務費、補正額2万8,000円は、2節給料から4節共済費までをおのおの増減するものでございます。

64ページ、65ページは、給与費明細書でございます。説明は省略をさせていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第46号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のと おり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。開会を10時30分より行います。

午前10時11分休憩

\_\_\_\_\_

午前10時30分再開

○議長(金井佐則君) 休憩に引き続き会議を再開いたします。

\_\_\_\_

# ◎日程第8 議案第47号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長(金井佐則君) 日程第8、議案第47号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長(清水誠治君) 議案第47号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第

1号) について、朗読及び説明をさせていただきます。

議案書67ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款繰入金、補正額37万2,000円、計7,749万3,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億4,812万7,000円、補正額37万2,000円、計1億4,849万9,000円。

続きまして、68ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額37万2,000円、計7,084万9,000円、1項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億4,812万7,000円、補正額37万2,000円、計1億4,849万9,000円。

69ページから71ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。説明は省略させていただきます。

73ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

歳出の増額に伴いまして、一般会計から37万2,000円繰り入れるものでございます。

75ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳出でございます。

2節給料から4節共済費まで、給食センター職員の人事異動に伴いまして、それぞれ増減するものでございます。

76ページから77ページにつきましては、給与費明細書となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいた します。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第47号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### 〔賛成者挙手〕

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第48号 平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(金井佐則君) 日程第9、議案第48号 平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水喜代志上下水道課長。

[上下水道課長 清水喜代志君発言]

〇上下水道課長(清水喜代志君) それでは、平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1号) についてご説明申し上げます。

今回の補正は、3条予算の収益的収入及び支出につきまして、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

議案書79ページをお願いいたします。

補正予算(第1号) 実施計画書によりまして説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

左から款、項、目、補正予定額、計の順に朗読させていただきます。

なお、既決予定額につきましては省略させていただきます。

1 款水道事業費用、補正予定額32万9,000円の減、計 2 億8,324万9,000円。 1 項営業費用、補正予定額32万9,000円の減、計 2 億6,711万7,000円。 3 目総係費、補正予定額32万9,000円の減、計 2,301万6,000円。内訳につきましては、80ページ、補正予算(第 1 号)説明書の 1 節給料から 6 節法定福利費引当金戻入までを減額するものでございます。

81ページ、82ページは、給与費明細書でございます。説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第48号 平成27年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第10 報告第2号 平成26年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書に ついて

○議長(金井佐則君) 日程第10、報告第2号 平成26年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村基地・財政課長。

[基地・財政課長 清村昌一君発言]

○基地・財政課長(清村昌一君) それでは、平成26年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書84ページをお願いいたします。

この計算書に掲げてございます事案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定に基づきまして、平成27年度へ予算繰り越しを行ったもので、同条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

表左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に朗読をさせていただきます。

なお、左の財源内訳欄につきましては省略をさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、地域創生ふるさと応援事業、金額450万円、翌年度繰越額450万円。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)事業、金額2,460万5,000円、翌年度

繰越額、同額でございます。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)事業、金額2,035万6,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

次に、6 款農林水産業費、1 項農業費、農業経営基盤強化促進事業、金額 3 億5, 174万5, 000円、翌 年度繰越額 3 億4, 280万9, 598円。

7款商工費、1項商工費、プレミアム付商品券発行事業、金額1,431万9,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、道路維持一般経費、金額510万円、翌年度繰越額、同額でございます。防衛施設周辺民生安定施設整備事業、金額1,375万3,000円、翌年度繰越額629万4,000円。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、金額557万円、翌年度繰越額はゼロでございます。村単独道路新設改良事業、金額1,817万9,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

終わりに、10款教育費でございますけれども、5項の社会教育費、中央コミュニティセンター整備 事業、金額604万8,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

# ◎日程第11 報告第3号 平成26年度榛東村一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長(金井佐則君) 日程第11、報告第3号 平成26年度榛東村一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村基地・財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長(清村昌一君) それでは、平成26年度榛東村一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書の86ページをお願いいたします。

この計算書に掲げてあります事案につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定を準用

して、平成26年度へ予算繰り越しを行ったもので、第146条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

下の表、左から朗読をさせていただきます。

10款教育費、2項小学校費、事業名、北小学校整備事業、支出負担行為額2,982万4,200円、左の内 訳、支出済額2,080万500円、支出未済額902万3,700円、支出行為予定額902万3,700円、翌年度繰越額、 同じく902万3,700円でございます。

財源内訳でございますが、未収入特定財源、その他欄に902万3,700円ございますが、こちらにつきましては、義務教育施設整備基金の繰入金を充当する予定となってございます。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。 ここで質疑を行います。質疑ございませんか。 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 私も事前には調べてきて、ある程度は承知しているつもりではいるんですけれども、この事故繰越し繰越計算書について、もう少し詳しく説明をしていただきたいんですが。 私の認識している範囲では、要するに繰越明許費というのは、計算書というのは、前年度、一応繰り越すということで議会議決を受けていて、それが繰越明許費繰越計算書になっているんだというふうに思うんですが、この事故繰り越しというのは、前年度、繰越明許費として議会議決を受けていなくて、でも、昨年度内に事故があって、工事が進まなくて繰り越しせざるを得なかったということで事故繰り越しというふうになっていると理解しているんですが、それでよろしいのか。なおかつもっと詳しい内容があれば教えていただきたいんですが。

○議長(金井佐則君) 基地・財政課長。

[基地・財政課長 清村昌一君発言]

○基地・財政課長(清村昌一君) お答えいたします。

早坂議員のおっしゃったとおりの内容でございます。根拠といたしましては、地方自治法第220条第3項を根拠としているわけでございますけれども、こちらには繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の全額は、これを翌年度において使用することができないとされています。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったもの、当該支出負担行為に係る工事、その他の事業の遂行上の必要に基づき、これに関連して支出を要する経費の金額を含むは、これを翌年度に繰り越して使用することができるという、この規定に基づき、事故繰り越しとさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) いいですか。

[「はい」の声あり]

○議長(金井佐則君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

<del>\_\_\_\_\_</del>

### ◎日程第12 報告第4号 榛東村土地開発公社の経営状況報告について

○議長(金井佐則君) 日程第12、報告第4号 榛東村土地開発公社の経営状況報告についてを議題 といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地·財政課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長(清村昌一君) それでは、榛東村土地開発公社の経営状況報告についてご説明申 し上げます。

土地開発公社の平成26年度経営状況及び平成27年度の事業計画、予算、資金計画を報告させていただくものでございます。

初めに、89ページをお願いいたします。

平成26年度榛東村土地開発公社決算報告書でございます。

初めに、(1)収益的収入及び支出でございます。

収入及び支出につきまして、左から、予算額については合計欄、決算額欄、歳入は予算額に比べ決 算額の増減欄、歳出は不用額欄の順に朗読をさせていただきます。

上の表の収入でございます。

第1款事業収益はございません。

第2款事業外収益、合計2万4,000円、決算額2万3,651円、増減349円の減でございます。内訳といたしまして、第1項受取利息、予算の合計4,000円、決算額3,651円、349円の減。第2項雑収益、予算額2万円、決算額2万円、これにつきましては、県税の還付金でございます。増減はゼロでございます。

続きまして、下の表、支出でございます。

第1款事業原価はございません。

第2款第1項販売費及び一般管理費、合計5万円、決算額3万7,500円、不用額1万2,500円でござ

います。

続きまして、90ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出は、該当ございません。

91ページは損益計算書でございます。

中ほど3の販売費及び一般管理費につきましては、(1)報酬1万7,500円、(4)雑費2万円、 事業損失3万7,500円でございます。

4の事業外収益につきましては、(1)受取利息3,651円、(2)雑収益2万円でございます。経 常損益は1万3,849円でございます。当期損失は同額となってございます。

続きまして、92ページ、貸借対照表でございます。

資産の部、1流動資産、資産合計1,463万6,430円。負債の部、負債合計はゼロでございます。

一番下の行になりますけれども、負債・資本合計は1,463万6,400円でございます。

続きまして、93ページ、平成26年度の財産目録でございます。

上の表は資産でございます。1の流動資産、(1)現金及び預金、アの普通預金の合計は13万6,430円、イの定期預金の合計は1,450万円でございます。流動資産の合計は1,463万6,430円でございます。一番下の行、資産合計も同額でございます。負債はございません。

94ページにつきましては、付属明細書でございます。

続いて、95ページになりますけれども、平成26年度榛東村土地開発公社決算審査意見書でございます。 公社、柗井保夫理事により、本年5月8日に監査を実施していただき、ご報告をいただいたもので ございます。

続きまして、97ページをお願いいたします。

平成27年度の予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の予定額。

まず、収入につきましては、第2款事業外収益2万4,000円を計上しました。

次に、支出、第2款販売費及び一般管理費としまして5万円を計上してございます。

98ページは平成27年度の事業計画でございます。前年度と同様の計画となってございます。

99ページの平成27年度の資金計画につきましては、説明は省略をさせていただきます。

100ページをお願いいたします。

平成27年度の実施計画、収益的収入及び支出でございます。本年度欄について朗読をさせていただきます。

1款は計上がございません。

2款1項受取利息4,000円、2項雑収益2万円でございます。

下の表は支出になります。 2 款 1 項販売費及び一般管理費として、人件費として計 5 万円を計上させていただいてございます。

次に、101ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、該当はございません。

続きまして、102ページです。

予定損益計算書でございます。

中ほどの3、販売費及び一般管理費で5万円を、4、事業外収益で2万4,000円を計上させていただいております。

下から2行目、経常損失、その下、当期損失につきましては2万6,000円でございます。

次に、103ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部、資産合計1,461万430円、中ほど負債の部、負債合計はゼロで、負債・資本合計は1,461万430円となります。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

#### ◎日程第13 陳情について

○議長(金井佐則君) 日程第13、陳情についてを議題といたします。

過日付託を行いました陳情の審査経過及び結果について、常任委員長より審査報告を求めます。 山口総務産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

5番山口宗一君。

#### 〔総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇〕

○総務産業建設常任委員長(山口宗一君) 総務産業建設常任委員会の請願・陳情についてご報告を させていただきます。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の 規定により報告いたします。

受理番号、平成27年第2回第4号、付託年月日、平成27年6月9日、件名、北原地内道路改良舗装工事について。

委員会の意見。本路線は、前橋市に隣接する北原地内の未舗装の道路である。たび重なる降雨で路 面が傷み、その都度砕石等で補修しております。しかし、砕石を入れても降雨のとき流出してしまう。 また、幅員が狭く、車両等の通行に支障を来しております。本路線を整備することにより、地域住民 の生活環境の改善や交通の利便性が図られます。よって、本陳情は採択とする。審査結果、採択。 請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の 規定により報告いたします。

受理番号、平成27年第2回第5号、付託年月日、平成27年6月9日、件名、村道1138号線道路舗装工事の陳情書。

委員会の意見。本路線は、高崎渋川線バイパス、アクセス2号計画道に接続する吉岡町に隣接する 未舗装の道路である。たび重なる降雨で路面が傷み、その都度砕石等で補修しております。また、幅 員が狭く、車両等の通行に支障を来しており、アクセス2号計画道路が完成したとき、この路線は重 要な位置づけになります。本路線を整備することにより、地域住民の生活環境の改善や交通の利便性 が図られます。よって、本陳情は採択とする。審査結果、採択。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の 規定により報告いたします。

受理番号、平成27年第1回第1号、付託年月日、平成27年3月2日、件名、JAグループの自己改革の実現に向けた陳情。

委員会の意見。この陳情について6月12日、委員会で調査検討したところ、提出理由に、食と農を基軸として、地域に根差した協同組合としての総合事業を展開し、農業所得の増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことを基本方向としており、農協改革はみずから主体的に取り組み、組合員の意思に基づき自己改革に取り組みを進めております。農協の自己改革は期待されますので、願意妥当と認め、全会一致で採択とする。審査結果、採択。

以上でございます。

○議長(金井佐則君) ただいま山口総務産業建設常任委員長より審査の報告がありました。平成27 年第2回陳情受理番号第4号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成27年第2回陳情受理番号第4号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成27年第2回陳情受理番号第5号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成27年第2回陳情受理番号第5号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成27年第1回陳情受理番号第1号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成27年第1回陳情受理番号第1号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### 〔賛成者挙手〕

○議長(金井佐則君) 全員賛成。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

山口委員長には、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、日程第13、陳情についてを終わります。

### ◎日程第14 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

- ◎日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- ◎日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- ○議長(金井佐則君) ここでお諮りいたします。

日程第14、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第16、議会運営委員会の 閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異 議ございませんか。

#### [「異議なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 異議なしと認め、日程第14から日程第16までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする ことに決定しました。

#### ◎日程第17 議員派遣について

○議長(金井佐則君) 日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、榛東村議会会議規則第120条の規定により議会で議決することになって おります。現在、北群馬町村議会議長会議員研修会が確定しております。

したがって、お手元に配付いたしました件名のとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご 異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 異議なしと認めます。

したがいまして、お手元に配付した件名のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### ◎議長挨拶

○議長(金井佐則君) 以上をもちまして、本日までに付議された案件は全て終了いたしました。 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月9日の開会以来、本日までの10日間、6名の議員からの一般質問、人事案件、一般会計・特別会計補正予算、条例改正、住民の声を直接聞く陳情などについて、熱心な審議、活発な質疑、討論がなされました。

しかしながら、初日冒頭から出席に関する動議が出されました。地方自治法第121条では、執行機

関の出席を要求できるのは議長であります。出席要求は、議長の専管事項であるので、今回の給食センター所長の出席に関する動議はなじまないと思い、すべきではないと思っております。

動議が乱用されると、いたずらに動議が繰り返され、混乱を招くだけです。議会ルールに沿って運営すべきであると群馬県議長会からの回答も得ております。また、議員が議長並びに事務局長に質疑をすることがございますが、地方議会運営の実務に記載のとおり、議長に対する質問は取り上げられません。議会の事務局長の任命権者は議長であり、したがって、執行長からの事務吏員の併任発令がない限り、説明員の委任はできないとなっております。

今後とも各議員には、議会ルールに沿った運営、民主的かつ効率的な議会運営が図られるよう望みます。

これから真夏に向かい、暑い日が続くと思います。どうか議会終了後も、議員各位を初め執行の皆様方、健康に十分留意され、今後も議会並びに村の発展のために特段のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

#### ◎閉 会

○議長(金井佐則君) 以上で平成27年第2回榛東村議会定例会を閉会といたします。 大変ご苦労さまでした。

午前11時8分閉会

# 地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 南 千 晴

榛東村議会議員 柳 田 キミ子